

会報

第 149 号

◇エッセー

教育と研究の多様化を進めよう 東北大学長 西澤 潤一

■諸会議議事要録

理事会

第96回総会

第63回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

学術情報特別委員会

教員養成制度特別委員会

(第84回)入試改善特別委員会

第2常置委員会・入試改善特別委員会合同委員会

特別会計制度協議会

■要望書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■名簿

常置委員会及び特別委員会

国立大学協会

平成7年8月

会報

平成7年8月 第149号

第45卷第3号通巻第149号

平成7年8月号

国立大学協会

●エッセー

教育と研究の多様化を進めよう 東北大学長 西澤 潤一7

【事業報告】

●諸会議議事要録(平成7年5月～6月)

理事会(6.1)13

会務報告

協 議

平成6年度国立大学協会歳入歳出決算について
委員会委員の交代について
理事候補者について
常置委員会委員(大学の代表者)候補者の選考について
第96回総会の日程について
第97回総会の日時・場所等について
各委員会委員長報告と協議
入試について

理事会(6.13)23

会長,副会長の互選について
常置委員会委員(大学の代表者)候補者の確認について
監事候補者の選考について

第96回総会(第1日)(6.13)25

会務報告

協議事項

平成6年度国立大学協会歳入歳出決算について
平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について
理事の選任について
各委員会委員長報告と協議
会長,副会長選出の結果報告
常置委員会委員(大学の代表者)の選任について
入試について
阪神大震災に伴う救援に対する謝辞
各地区学長会議の状況報告
当面する諸問題について(国大協のあり方について)

第96回総会(第2日)(6.14)45

各常置委員会の委員長選出結果について
監事の選任について
各常置委員会報告

当面する諸問題について（臨時定員問題について）	
第97回総会等の日時・場所について	
退任学長に対する謝辞	
第63回事務連絡会議（6.16）	53
総会付議事項報告	
大学入試センターからの連絡事項	
阪神・淡路大震災での経験と対応について	
文部省からの説明及び事務連絡	
第1 常置委員会（6. 1）	60
科学技術基本法に関する懇談会報告	
「文化学術立国をめざして—国立大学の現状と展望—」の分担作成状況について	
21世紀に向けての国立大学のあり方	
第1 常置委員会（6.14）	62
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第2 常置委員会（5.12）	64
平成9年度からの大学入試センター試験について	
職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告について	
平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項について	
平成8年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて	
私費外国人留学生統一試験の海外における実施について	
専門委員の辞任について	
第2 常置委員会（6.14）	68
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第3 常置委員会（5.30）	70
委員の交代について	
報告事項	
外国人留学生の学生生活等に関するアンケートのまとめについて	
「文化学術立国をめざして—国立大学の現状と展望—」の原稿作成について	
第3 常置委員会（6.14）	73
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第4 常置委員会（5.25）	75

「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言」についての意見調査（まとめ）について	
「文化学術立国をめざして—国立大学の現状と展望—」の原稿について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
人事院勧告の取扱に関する要望について	
第4 常置委員会（6.14）	77
委員長の選出について	
小委員会委員の選出について	
教室系技術職員問題について	
人事院勧告に関する要望書について	
第5 常置委員会（6.14）	80
委員長の選任について	
委員会の審議事項について	
第6 常置委員会（6.14）	81
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
授業料問題について	
学術情報特別委員会（5.15）	83
委員並びに専門委員の交代について	
大学図書館経費実績アンケートの結果について	
学術情報関係の概算要求等について	
教員養成制度特別委員会（5.23）	86
教員需給の変化に対応する教員養成のあり方について	
（第84回）入試改善特別委員会（5.12）	88
国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について	
委員の補充について	
第2 常置委員会・入試改善特別委員会合同委員会（5.12）	90
国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について	
第2 常置委員会及び入試改善特別委員会との関係について	
特別会計制度協議会（5.11）	94
平成8年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて	
第96回総会国立大学協会事業報告	97
諸会合	

要望その他の諸活動
要望書の受理
刊行物

● 諸 会 合（平成7年5月～6月末までの開催会議）103

【要 望 書】

● 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書104

【名 簿】

理 事 会110

常置委員会110

特別委員会113

【そ の 他】

● 学長等の異動117

編集後記

教育と研究の多様化を進めよう

東北大学長 西澤 潤一

昔の大学を卒業した時、あとは独り歩きということだったと思う。つまり、大学を卒業すれば、考えても分らぬところは自分で他人に相談するなどして、誤ることなく、対応が実現出来るようになっていたと云えよう。

それが、今日では、大学で教えてもらったことで足りなければ、また大学院に入って、知識を補充してということになって、大学は正に高等職業人の基地化して来た。

旧制という呼称が^{こしょう}正当か否かは別として、大雑把な表現で、旧制の大学で教えるなければならないのは、主に原理原則で、あとはそれを適宜応用して、現実に対応してゆく事は自分でやれという考え方だったと思う。

だから、大学出など、特に東北大学を出た卒業生など、会社に入ってから、二、三年は全く役に立たない。高等工業学校出の方が遙かに有能であると云われた。それが、二、三年の苦闘を乗り切ると、次第に力を発揮しはじめ、最終的には、大学出の方がよくなるが多かったと聞いた。

大学を出て、再び教師についてのカリキュラム勉強に長時間を費すということは殆んど考えられなかった。現在の大学教育は旧制の大学教育と大幅に差違を生じ、寧ろ^{むし}高専化したとも云えると思う。新制に切り換ったとき、教育の普及を重視し、水準低下は己むを得ないとも云われたし、研究センター大学であった東北大学でも卒業研究をやめた学科もあった。公務員試験にもちゃんと合格出来るよう、

術語とその意味を覚えさせておくようにと云う指示が出たこともある。その前は、「そんなもの必要なとき、ハンドブックを見れば書いてあるではないか。そんなこと覚えておかなくてよい。」と云う調子だった。

この「水準が下っても普及を」と云う考え方の申し子である新制大学制度は、工業生産の拡大に見事に応え、今日の豊かな工業立国を成功させた。いわゆる物真似改良路線である。

ここで注意したいのは、物真似改良でないものも出来るようになっており、それでいて工業化から後、生産までが不得手だった日本は、戦後、米国の指導の下に、物真似改良に水準を下げたと云うことである。勿論、その結果として、物真似改良の工業生産力が急速に増大し、遂には逆に基礎研究を工業化して、新規製品を生み出すことまで出来はじめるようになって来たのである。

時を同じうして、と云うより、その結果としてと云うべきだと思うが、欧米との生産競争で勝つようになって、欧米の工業に打撃を与えることになり、欧米の工業が勢いを失って、各々得意とした研究と開発に割り得る力も弱まり、遂に、日本は目標とすべき手本を失ってしまった。

此^こ處^こで、日本も新しい工業製品の自力開発の必要が生じて来た。ところが、既に、その種子を生む様な力は極端に弱体化してしまっていた。つまり、大学卒業生は物真似改良路線を走ることに慣れて来ており、乃至は、教えられたものを誤りなく正しく作るということに中心が移ってしまっていた。

ここで新制教育の破綻が現われたのである。「従順で、よく管理に服する人がよい」というのは平穏な時代に限られる。時には、反逆することになりながらも自分で把握した自我があれば、自律が出来るので、危機管理にも応え得る。言われた通りにやるだけの人間では、フォーマットに書いてないことが起ったとき、対

応のしようがない。

自我のある者は、原理原則を把握しようと務めているから、フォーマットに書かれてないことが起っても、どうすべきかの原則から原理に基づいて、正しい処置がとれることになる。このような人が、社会の中に、少なくとも散在していなければ、すべての意味での安全は保障出来ないことになるろう。

このようなことは自然科学関係、技術関係に限ったことではない。社会科学などでも、学術的には高度のものでない社会生活においてすら、社会のあちこちに住んでいる自分の身についた人生観、云い換えれば高い識見を持った人が居ればこそ、社会の展開に的確な示唆を与えることが出来るから、非常の時にも中央からの指示がこなかったり、フォーマットに書いてなくても妥当な対応がとれて、被害が少なくて済む。昔の長屋の家主であり、今で云う地方分権である。

それが今は、教育が均質の知識量教育に墮して、何か事が起ったとしても、フォーマットに書いてないことは何も出来なくなっている。機器の操作を習うのに電源を入れ、ヒーターをつけ……と憶えるのでなく、先ず、スイッチ一番を入れ、次にスイッチ二番を入れ……と憶える。何が起っているのが分っていない。だから、計器が振れすぎても、どうしたらよいか分からない状態になる。暗記と理解のちがいである。

今、日本は、世界の指導的役割を果すことが求められているが、その時になって、実は全く、指導力のある意見も学説も技術も輩出する力を失ってしまっている。

二番手の安全を満喫して今日までの経済成長に成功して来たが、これから来るべき二十一世紀に向けて、日本の歩みには大きな穴があいてしまったと云わざるを得ない。

それどころか、中央からの指示がなければ何も出来ないロボット人間、フォーマットに書いてなければ何も出来ないフォーマット人間になってしまっているから、云うなれば、中央集権、一極集中。もっと恐ろしいことは戦後、あれだけ恐れたファッション化を産み得る体質を、「それだけは避けた。たとえ、全体の能力が低下することがあっても」として構成された筈の戦後民主主義社会の中に作り上げることになってしまったのではないだろうか。

どうして、恐るる余り、委託さえ拒否することの多い日本の原始的民主主義学校教育に育てられた戦後社会人が、その恐れた筈の一極集中を産むことになったのか。

今や、学校教育に携わる我々は重大な責任を問われざるを得ない。そしてその解決の方向は既に明らかにされているように、多様化であろう。

どのような組織であっても、中に入っている人間が優れた人間であれば、運営は正しく機能することが多い。特に大きな変革期には指示に反して通過ビザを発給した杉原千畝氏のような犠牲が出ることも多いが、日本人独得の運用の妙によって、全体は^{うま}旨く運営される。しかし、人物を得ることは難かしいから問題が起る。それで、制度をも変えなければならなくなる。

ストライクが入らない投手が、捕手にベースを動かせと云って退場を命ぜられたのを目撃したことがあるが、当今、このようなことは寧ろ退場も命ぜられずに行われるようでは大変である。審判を変えるなどというのもある。一寸^{ちよつと}時間はかかるが、これ程効果的な勝つ方法はあるまい。しかしこれでは、よい方向に変わってゆく筈もないから原因を修正してゆく方向で考え、改革を進めてゆくことが重大である。

国内で如何に優位に立ったからと云って、国際的に評価を受けなければ、全く

何の意味もない筈である。それどころか、国内でフェアに競い合いながら、兎角、^{とにか}海外で知られていない日本の中の業績を公平に紹介に務めるという態度でなければ、海外からの留学生も来ないし、現状をよくしてゆけなければ世界への貢献も出来ない。それどころか、国内の学術の進歩も著しく遅れてしまうことになる。

独断と偏見と手前味噌と云われるのを覚悟して、早急な実を挙げるための提言を行って来たつもりであるが、批判ばかりしていると云われてしまう。かえって、学術教育以外の人から、前から云っていたことが正しかったなどと褒められることがあって、嬉しがっても居られない暗然たる気持ちになる。

何れにしても、一極集中で、この複雑で急激な変化に対応出来ると考えるのは大きな誤りであり、戦前から戦後に亘って生命を捨てて、日本人のために懸命の努力をした先人の努力を無にしてしまうことになる。

大体、学校秀才が幅をきかすのは平和の象徴なのだが、それでも科挙制度のごとく、独りでのに范濫が誘発されて国が滅亡することになっている。学問芸術分野などは、極めて簡明直截であって、多くの著書にトレース結果が発表されている。

少くとも、いくつかの異った特徴を持つ教育研究グループが育っていなければ、緊急の場合、ひとりでのに対応が一種類しかなく、相補するものがないことは極めて恐るべきことである。単一種の教育だけで、すべてに対応出来ると考えることは、全く危険な甘い判断と云わざるを得ない。

優れた教師の影響範囲からは優れた人材が輩出されるということも極めて信頼すべきトレース結果である。大学の選択を、昔のように、指導教官の選択に基づいたものとさせることと、その大学教官に人材を得るように、待遇を改善しなければなるまい。

優れた教師なら、研究費が足りなければ、何とか調達することも出来る。調達

を可能にする組織さえ作っておけば、可成^{かなり}の部分は解決出来るとも云える。この点、昨今、急速な規制緩和が行なわれたのは明るい改革である。

今、多様化は認可されたところか、幸いにして、奨励されている。現下の急務はその実を挙げることに、待遇をよくして、優れた人材を大学に確保することであらう。

人間教育、一般教養が充分でなくなって来ていることは、前半にのべたごとく、自主的な考察を奨励して、自己の人生観の確立出来る人間の養成に務めることが、現下の急務である。勿論、人生観など教官が講義して出来るものではなく、学生の疑問を嚮導することによって組み上げられてゆくものである。限られた数の学生には、確固たる人間としての指導原理を持たせるように努めなければならない。尊敬する二、三の世界の先達の中に、長い時間をかけて洗練されて来た宗教に深く係わって育って来た方々が多いことに驚いたことがある。宗教のみならず借り物でない人生観を持った人が、自然科学の世界でも大きな仕事をされるのではないかと考え込んでいる昨今である。思い切った抜本的改革が不可欠である。

手っとり早い改革は度々申しのべて来たように、一部に旧制を生かした教育制度を復活することで、例えば中高をまとめて四、五年とし、この一年と大学の一乃至二年を併せて今迄の大学一般教養を分離独立する。専ら自主的勉強を奨励して、詰め込みを行わないようにする。大学へは殆どがどこかの大学に入れるようにすると言うコースの併存であらう。

大学院では、入学を各大学教官が独自にきめられるようにすることで、現在始まった二次試験の重視と独自化を進めるなど、いろいろな方法がある。

今や日本人の個性化を進めることは緊急事である。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成7年6月1日(木) 14:00~17:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 吉川会長

井村副会長

手代木, 西澤, 江崎, 丸山, 木村, 阿部, 野村, 小黑, 岡田, 加藤, 金森,

西塚, 村上, 武田, 岡市, 和田, 横山, 池田各理事

佐々木第3常置委員会委員長

堀川, 山本各監事

蓮見教員養成制度特別委員会委員長

(大学入試センター)高橋所長, 平川副所長, 菊地管理部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように述べられた。

今回は6月13日、14日に開催される総会を控えての理事会である。最近は、国立大学あるいは高等教育全般を取り巻く状況が相当動いている感じがする。外では、補正予算での研究費等、また平成8年度からは大学向けの恒常的予算が多角的な形に変化するのではないかとの議論がされていると聞く。一方で、大学審議会では、平成11年度までに臨時定員を返還した以後、平成12年度以降の高等教育の在り方について、質と量も含めて検討するため、高等教育部会に「高等教育の将来構想専門委員会」が設けられ、既に検討が始まっている。そこでの審議に並行して、国立大学の立場から一つの考え方をまとめていく必要があるかと考える。

本理事会は、総会に付議する、理事候補者及び常置委員会委員の配置(案)並びに国大協の平成6年度決算などをご審議願うほか、各委員会からのご報告と協議をお願いしたい。なお、

所用で途中退席し井村副会長に進行役を務めて頂くことをお許し願いたい。

初めに学長交代による新理事をご紹介する。

(前任) (後任)

北海道大学 廣重 力 丹保 憲仁(欠席)

なお、委員会報告のため、各特別委員会の委員長にご出席いただき、また、大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため、後刻、高橋大学入試センター所長にもご出席願うので、ご了承いただきたい。

議事に入る前に、事務局から出欠状況及び定足数の確認について報告する。

ついで滝沢事務局長から次のとおり報告が行われた。

会則第18条により理事の半数以上の出席が必要のところ、定数21名に対し出席者は20名なので定足数を満しており、理事会は成立しております。

なお、ご欠席の連絡があったのは、理事の丹保北海道大学長、医学教育に関する特別委員会

委員長の石川群馬大学長，教養教育に関する特別委員会委員長の坪井山形大学長及び大学院問題特別委員会委員長の武藤新潟大学長である。

ついで，事務局から配付資料の説明があったのち，議事に入った。

I 会務報告

会長より，前回理事会以降の会務報告について，「資料4」にその概要が記されているが，ここではその要点をご報告することにしたい旨述べられ，以下の事項について報告があった。

1. 科学技術基本法についての懇談会

3月10日，第1常置委員会の懇談会が開催され，尾身衆議院議員から科学技術基本法制定についての趣旨説明があった後，質疑応答，要望等を行った。

2. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより，3月27日，第4常置委員会の阪上委員長，田中委員及び永井委員が全大教の小山副委員長ほか5名と会い，教室系技術職員の専行職移行問題について懇談した。

3. 日本私立大学団体連合会との懇談について

4月12日，入試改善特別委員会井村委員長及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会の橋高会長と平成9年度以降の入試日程について懇談した。

4. 特別会計制度協議会の開催について

5月11日，特別会計制度協議会が開催され，文部省から平成8年度国立大学特別会計予算の

取扱い，平成7年度補正予算の概要等について説明があった後，大学院問題，留学生問題，マルチメディアへの対応，授業料問題等について，種々意見の交換を行った。

5. 国大協の組織運営についての懇談会について

5月11日，会長，副会長ならびに各常置委員会委員長等による懇談会が開催され，国立大学協会のあり方等について意見交換を行った。

II 協 議

1. 平成6年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から，平成6年度国立大学協会歳入歳出決算等についてお諮りしたいと述べられ，ついで，事務局長から「資料6」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち，山本監事より，監査の結果適正に処理されている旨報告があり，これについて審議の結果，異議なく承認され，これを6月総会に付議することとした。

2. 委員会委員の交代について

会長から，常置委員会及び特別委員会の委員の交代について「資料7」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ，異議なく承認された。

3. 理事候補者について

会長から，次のように諮られた。

前回の理事会の際にご依頼した各地区世話大学から，各地区において互選された新理事候補者について「資料8」のとおりご報告があった

ので、この名簿のとおり6月総会に提案してよろしいか、お諮りする。

これについて協議の結果、異議なく、これを総会に提案することが承認された。

4. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の選考について

会長から、次のように諮られた。

6月総会で常置委員会委員（大学の代表者）を改選するに当り、副会長と協議し、「資料9」のと通りの配置案を得たので、これを総会に提案してよろしいかお諮りする。

ついで、事務局より、選出要領による選考方針等について説明があり、審議が行われた。その結果、異議なく承認されたので、新理事会で再確認のうえ総会に付議することとした。

5. 第96回総会の日程について

会長から、来る6月13日、14日の両日開催する第96回総会の日程を「資料10」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、原案どおり承認された。

6. 第97回総会の日時・場所等について

会長から、本年11月の総会の日時・場所を「資料11」のとおり予定したいので、ご了承をお願いしたいと述べられ、異議なく了承された。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いするが、入試については別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその際をお願いすることにした。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のように報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

○ 科学技術基本法案について

3月10日、第1常置委員会の懇談会を開催した。当日は、「科学技術基本法」の議員立法化をすすめる尾身衆議院議員から、法案の趣旨について説明をうけたのち、種々意見交換した。法案は、わが国の科学技術（人文社会科学のみに関わる分野を除く）の振興を趣旨とするものであり、原案にはその具体的計画について毎年報告する義務を政府に負わず等が盛り込まれているほか、大学の研究の自由と基礎研究の重要性に配慮した条文も記されているので、大筋において異論はなかった。ただ、法案が人文社会科学系のみに関わる分野を除くとしていることについて若干質疑があったが、この点はかつて、同様の法案が国会に提出された際は、むしろ、そのように限定すべきという意見が強かったという歴史的経緯があったということで、この法案を基本的に了承した。

○ 助手及び研究教育支援体制の問題について

6月1日開催の委員会は、昨年12月から今年3月にかけて大学審議会組織運営部会、学術審議会研究体制小委員会で、第1常置委員会委員長が個人の資格で行った、わが国の研究教育体制について任期付講師ないしは特別研究員制度創設を含む意見陳述についての報告（「資料12」）について諮ったところ、大綱において了承できるが、なお内容に盛り込む事項があるので、当面委員会の正式文書とはしないこととした。議論としては、国立大学の多様性ということが言われるが実際には画一的になっていないか、も

と大学の個性化への新しい考え方を模索すべきであるという意見、運営上の有効な措置、たとえば、学内教育研究特別経費の増額、人事上の学長裁量権の拡大、等の要望等を織り込むことも今後検討すべきであるとの指摘、助手について特に文系の助手、実験指導員などについても取り上げるべき、さらに、事務組織を含む教育研究支援体制についても、充実に向けた検討の必要性が指摘され、これらの論点を整理し今後引続き検討することとした。なお、今期の委員会を総括する意味で、過去に遡って議論した。特に国立大学の存在意義と地方移管論に関連して、地域と国立大学の関係について議論したが、一致した意見としては、国立大学は国全体のことを考える大学になるべきであって、決して地域をたよりにして地域との関係を考える必要はないのではないかということであった。

ここで、会長から、国大協のあり方に関連して次のように提案があった。

各常置委員会及び特別委員会で議論されていることが、多く国立大学のあり方とかかわっているので、委員会間の連絡がとれるようにした方がよいのではないか、あるいはそれらをシステマティックに整合性のとれた主張を国大協として行っていくことが必要との声を聞く。については、お認めいただければ、会長、副会長、各常置委員会委員長をもって構成する常務理事会を活用し、ここで、審議のうえ国大協としての施策をまとめ、理事会、総会に提案していく形をとるようにしたいと考えている。

8. 入試について

(1) 第2常置委員会（加藤委員長）

○ 平成9年度からの大学入試センター試験に

ついて

大学入試センターから、平成9年度からの大学入試センター試験について提案のあった、①追試験の廃止、②得点調整の廃止、③枝間の配点の公表、について審議した。追試験の廃止については、平成9年度から現行5教科13科目が6教科31科目と出題教科・科目が大幅に増加すること、標準単位が2単位であるA科目が新たに設けられたこと、などから、現行のように、本試験用、追（再）試験用、予備用の3セットずつ良質な試験問題を確保し続けることが困難なこと、また、本試験受験者と追試験受験者との間の公平性の確保が困難なほか、経費の問題等の理由から、できれば追試験は廃止したい。ただし、天災によって試験が受けられない場合には従前どおり再試験は実施する。

得点調整の廃止については、現行では、社会科学と理科の選択科目間で例外的に得点調整を行うことがあるとしているが、過去6回の大学入試センター試験で一度も得点調整は行っていない。平成9年度からは、出題教科・科目が大幅に増えるために従来よりも安定した調整の基準を見出すことが難しいので、得点調整は行わないことにしたい。

枝間の配点については、これまで公表していないが、受験生がより正確に自己採点できるように、公表したい。

以上3点の改正について検討した結果、追試験の廃止に関連し、再試験の適用範囲について、天災だけでなく、公共交通機関等の遅延による事由などを含むものとし、その表記を「天災等」と改めていただくことを前提に3点の改正について了承することにした。

○ 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告について

これは、昨年9月5日開催の本委員会において、調査研究会議の「中間まとめ」について文部省から説明をうけ議論した件であるが、このほど「最終報告」が取りまとめられたので、これについて文部省職業教育課から報告を受けた。それによると、これまでの「職業高校」という呼称を「専門高校」と改称することが提言されたほか、大学との関わりについていえば、専門高校卒業者に対する推薦入学の拡大、特別選抜の導入、専門高校において取得した資格の重視、職業科目の出題などの配慮・工夫などが提言されている。

また、大学入試室から、最終報告を受けて、従来の推薦入学に加え、新たに職業高校の卒業生を対象とした選抜が実施できるよう、平成8年度大学入学者選抜実施要項の一部を改正したい旨説明があった。

委員会で議論した結果、職業高校の卒業生を対象とした選抜については、各大学がそれぞれ自主的に判断し実施すべきであろうとの結論になった。

○ 平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項について

特に、平成7年度との相違点は、合格者決定及び合格者発表の項目に「前期日程試験及び後期日程試験のそれぞれの合格者数は、それぞれの日程について公表した募集定員を下回ってはいならないことに留意すること。」を追加したことである。

○ 平成8年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

東京大学から提出された協議事項、同大学の平成8年度後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日（平成8年3月10日(日)）とすることを了

承した。

○ 私費外国人留学生統一試験の海外における実施について

日本国際教育協会理事長から、私費外国人留学生統一試験を本年度から、タイ、マレーシアの2カ国でも実施するが、海外において実施する統一試験の受験者については、当分の間、日本語による出題と併せて、同一問題を英語により出題し、選択受験させるので、各大学において日本語による出題の受験者の成績と同様にご利用願いたい旨説明要望があった。

(2) 入試改善特別委員会（井村委員長）

○ 国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について

本委員会の目下の最も大きな課題は平成9年度入試の日程を確定することにある。平成5年11月開催の第93回総会において、平成9年度入学者選抜から、これまでの「連続方式・分離分割方式併存制」から「分離分割方式」に統合し実施することが決定されたが、これを審議する過程で、試験日程について、現行、前期日程がその試験開始日から合格発表期限が14日間であるのに比べて、後期日程ではそれが12日間となっているのを改善することが課題になった。このため、現行2月25日となっている前期の試験開始日を繰り上げることによって後期日程を前期日程並みにできないかということで私立大学側と協議を行ってきたが、現時点で、先方の理解を得るまでには至らなかった。そこで、平成9年度入試の基本的日程について、前期の試験開始日と後期の試験開始日は、それぞれ2月25日、3月12日と現行どおりとするが、後期の合格者発表期限をこれまでの3月23日を1日だけ繰り下げて3月24日とすることで、前期試験日

程14日間、後期試験日程13日間を原則とする案(「資料16」)を作成した。ただし、私立大学からの要望も踏まえて、私大入試への影響は極力少なくしたいので、後期の合格者発表はできるかぎり、3月23日までに行っていただくということにし、若干の留保つきでお願いしたいが如何か。

この提案について意見交換が行われ、最後に会長が次のように締め括られた。

国大協としては、後期の試験日程を延ばすことを条件に「分離分割」に統合することを決めた経緯がある。しかし諸般の情勢から、少なくとも平成9年度については後期の試験日程は実質的には従来の12日間で収まるようにすることが望ましいと思われる。そこで、入試改善特別委員会が出した結論を確認し、その上で努力目標を12日間とすることでよろしいか。

(3) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

- 平成8年度大学入試センター試験は、平成8年1月13日(土)、14日(日)の2日間にわたり実施するが、6月1日付をもってこれの実施要項を定め、各大学長宛通知した。なお、現在、受験案内の作成等を進めているところである。
- 平成8年度から大学入試センター試験を新たに利用する大学は、公立4大学6学部、私立18大学25学部、すでに利用している私立大学のうち、平成8年度から新たに他の学部で利用するのは、12大学17学部である。これにより、平成8年度は、国立95大学、公立52大学、私立122大学231学部の、合計269大学が大学入試センター試験を利用することになっ

た。

- 平成9年度大学入試センター試験の実施期日を平成9年1月18日(土)、19日(日)の両日とすることで、去る5月12日開催の第2常置委員会と入試改善特別委員会に諮り、その後、大学入試センター試験協議会で審議承認のうち、5月26日、文部省の大学入試改善会議に諮った結果、承認され正式に決定した。
- 予て、平成9年度からの大学入試センター試験の追試験、得点調整、枝間配点の取扱いについて検討してきたが、このほど、追試験及び得点調整については、これを廃止し、枝間配点を公表するとした、現時点における検討結果を取りまとめ、公表した。今後、これについて各方面の意見を聞き、本年8月頃を目途に最終的に決定したい。

ここから、退席される吉川会長に代って井村副会長が議長を務め、引継ぎ委員会報告が行われた。

9. 委員会委員長報告と協議(7.の続き)

(1) 第3常置委員会(佐々木委員長)

- 学生生活の充実に向けて、「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を去年関係方面に提出したが、補正予算なども加えて学生のための施設が充実しつつあることは喜ばしい。
- 「外国人留学生の学生生活に関するアンケート調査」について
3月31日回答締切をもって各大学に「外国人留学生の学生生活に関するアンケート調査」を行った結果、すべての大学から回答をいただき、現在これのまとめを行っている。

調査項目は、①学生数、②宿舍の設置状況、③奨学金等、④学位授与状況、⑤日本語教育、

⑥地域との交流状況, ⑦留学生が抱える諸問題, などであるが, 特に今回は, 留学生からナマの声をきいた(任意抽出により約1,000名)。詳細は整理ができるのをまっご報告したい。

○ 平成7年度就職協定について

昨年度と同様, 採用選考開始8月1日前後, 採用内定開始10月1日である。なお, 求人公示も同じく7月1日である。

○ 平成7年度(第1回)就職ガイダンスの開催について

就職・採用情報の提供と交換を趣旨に文部省・就職協定協議会・内外学生センターの共催により, 第1回の就職ガイダンスが去る4月28日, 早稲田大学大隈講堂で開催された。

(2) 第4常置委員会

(委員長空席, 蓮見委員から報告)

○ 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について

要望書の前案を作成した。昨年度との変更点は, 新たに, 夜間主コース担当教官への特別な給与措置を加えたこと, 等である。ご審議のうえご了承が得られれば, 6月総会に提出し, その承認を得て関係省庁へ要望することとした。

○ 人事院勧告の取扱いに関する要望書について

今後出る勧告の内容とそれに対する政府の対応をみたらうえ作成提出することとし, その提出時期と併せて会長ならびに第4常置委員会委員長にご一任いただきたい。

○ 教室系技術職員問題に関する本委員会の提言についての意見調査(まとめ)について

昨年6月総会に『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏ま

えての提言」を提出したのち, 各大学にこの「提言」について意見調査を行った。「資料13」は, 提言に対する各大学の意見のまとめとそれを踏まえて専行職移行へ向けて取り組むべき課題をまとめたものであり, 併せて, 本委員会として専行職移行への具体的条件案を提案した。

「提言」について各大学から種々ご意見をいただいたが, 「提言」の趣旨については全般的にはば賛同をいただいた。提案した専行職移行への具体的条件案は次の通りである。すなわち, 技術職員の中で, 「国家公務員採用試験Ⅱ種以上合格者又はそれに準ずる者」のうち, それぞれの大学が設置する機関によって専門行政分野の業務の従事に適格であるかどうかを審査し, 適格と認定された者に対して専門行政職俸給表を適用する。この場合, 審査の統一基準等は, たとえば, 国大協によるガイドラインに基づき各大学が定める必要がある。なお, その際の一つの参考例として, 東京工業大学がまとめた報告を付した。

ついで, 議長から「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について」に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査(まとめ)及び「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」(案)の総会付議について諮られ, 異議なく了承された。また, 人事院勧告の取扱いについては, 会長及び第4常置委員長に一任された。

なお, 関連して, 全大教から国大協宛要望があった, 人事院による俸給の調整額の見直し(引下げ)について質疑があった。

(3) 第5常置委員会(江崎委員長)

○ UMAP(アジア太平洋大学交流)について

前回ご報告したとおり、昨年12月、大阪で第4回UMAP会議を開催し、成功裡に終了することができた。同会議の諸準備を行うためつくった組織委員会は会計報告を行ったのち解散したい。

○ JUSSEP（日米大学間学部学生交流）小委員会について

「CULCON」（日米文化教育交流）の要請をうけて、日米大学学部学生交流の増大、特に米国学生のわが国国立大学への受入れについて検討しているが、その促進を図り、目下、米国側の窓口であるAAC&Uと合同で、米国からの短期留学生（Junior Year Abroad）のためのカリキュラムのモデルプログラムを開発しようとしている。予定するカリキュラムとしてはアート&サイエンス、ビジネス、エンジニアリング等を考えている。そのためのワーキングセッションが今年1月の第1回につづき、今年6月に米国インジアナ州リッチモンドのアーラム大学で開催される。

外国から日本への留学の最大の障害は、日本語の習熟の難しさにあり、この点から英語による授業を行うことは、留学を促進することになり、長期的にみて日米両国の将来にとって有効と思う。

なお、外国からの短期留学のスカラシップの枠が今年度1,000人と飛躍的に伸びた。

○ 訪米調査団について

米国大学事情視察調査団は、今年7月23日から8月5日にかけて全米10校を訪問する。これまでに25名（延べ）の参加希望が寄せられている。

(4) 第6常置委員会（和田委員長代理）

4月11日に委員会を開催した。主な審議事項

は次のとおり。

○ 文部省から、平成8年度概算要求の取扱い方針及び平成7年度予算の内容並びに授業料問題のその後の経過について説明をきき、意見交換した。

○ 4月末日で退任された廣重委員長の後任の取扱いについて協議した結果、来る6月総会で新構成員による委員長の選任が行われるまでの間、九州大学の和田学長が委員長代理を務めることとなった。

○ “国大協白書”の第6常置委員会担当部分の原稿については、廣重委員長が稿を起こし、それをワーキング・グループ・メンバー（阿部一橋、慶伊北陸先端科学技術大学院、中内高知、和田九州の各大学長）の意見を聞いたうえ最終稿をまとめることとした。

○ 今後委員会として取り組むべき課題について、これまでの活動の反省を含めて議論し、新構成員による次回委員会でこの件を審議することとした。

(5) 医学教育に関する特別委員会（石川委員長欠席、滝沢事務局長が委員長メモにより報告）

○ 前回総会で「医学部・歯学部・附属病院が当面する課題」を委員会として検討するについて、課題絞り込みのための予備的調査を行うことが了承されたので、その後、4月25日開催の委員会で検討のうえ調査票を作成し、5月31日を回答期限として関係大学宛送付した。来る総会には集計の途中経過を報告するようになりたい。

(6) 教養教育に関する特別委員会（坪井委員長欠席により岡市委員が代って報告）

- 「教養教育の改善に関する報告書」を3月末に刊行し、各大学に送付した。3月31日に委員会を開催し、報告書をもとに意見交換した。今回取りまとめた報告書は、各大学ですめられている教養教育の改革の状況について、分析に時間を割くよりもむしろデータの新鮮度においたものである。今後、各大学の改革がさらにすすんだ時点で、改めて実状を再調査する必要があるように思われるが、委員会として当面の課題は一応終えたので、暫時休会としたい。

(7) 大学院問題特別委員会(武藤委員長欠席、滝沢事務局長が委員長メモにより報告)

- 国立大学全教官を対象に「国立大学の大学院に関する調査」を3月24日回答締切(阪神大震災の関係で阪神地区9大学については締切を4月10日に延期)として行った結果、配付実数56,315部に対し、これまでに32,137部を回収(回収率57.1%)することができた。現在、電算処理中であり、今後、これをもとに報告書の取りまとめに向けて執筆に入るが、本報告書の作成に先立ち、パンフレットによる「中間まとめ」を作成したいと考えている。

(8) 教員養成制度特別委員会(蓮見委員長)

- 平成5年2月に行った調査にもとづいて、「大学における教員養成一教員の需給関係の変化に伴う教員養成のあり方について」の取りまとめを行ってきた。昨年の総会で、その中の特に「提言」の部分について各学長に意見を求めたところ、多数のご意見をいただいた。これらのご意見を参考に若干修正し最終報告とし、このほど印刷に回した。出来上り

次第各大学にご送付申し上げたい。なお、報告書取りまとめの過程で、教員需要の大幅な低下に伴い教員養成系学部が困難な状況に直面していることを教育に携わる多くの方々にご理解いただくため、報告書の要約版(パンフレット)を作り広く配付することとし、目下、その原稿を執筆しているところである。

これらの作業によって、調査にもとづいた分析と取りまとめを終了するが、引続き委員会として取り上げるべき課題について協議し、附属学校のあり方、教育学部が現職教員の研修に果たす役割、等の問題について検討していくこととした。

そのほか、文部省の工藤教育大学室長を委員会に招き、最近の教員養成にかかわる問題について話をきき、意見交換した。

(9) 学術情報特別委員会(木村委員長)

- 昨年行った、国立大学の図書館経費の現状についての調査結果がまとまったので、5月15日に委員会を開催し、集計結果を報告し種々議論した。
 - 各大学とも総じて図書館の経費に占める文部省からの配分は少なく、おおむねその80%程度は全学からの補填である。日本の大学は欧米諸国の大学に比べて図書館経費が大学の総予算に占める割合は低いのではないか。
 - 図書を全学で系統的に収集できていない。研究室で購入した図書を集積しているのが現状である。もっと図書館が主導して図書を系統的に集められるような予算の仕組みにする必要がある。
 - 大型コレクションを購入しても、それが有効に利用されているといいがたい。大学

間のネットワークをよくするよう考える必要がある。

などの指摘や意見があった。

(10) 生涯学習特別委員会（阿部委員長）

○ 4月10日に加藤委員長のもとで生涯学習における国立大学の役割について審議した。平成5年5月に本委員会が作成した「国立大学と生涯学習」で提案した、生涯学習の諸課題のうちかなりの部分は各大学の努力によって改善され、実施されてきた。たとえば、定年退官教官を組織して生涯学習に国立大学が人的協力をするという事項なども含めて今後の具体的行動の中で検討していくことを話し合った。主として、

- 地域ごとに国公立私立大学を含めて全大学の公開講座一覧表を作り、情報提供する。
- 企業のリカレント教育への協力。
- メディアを利用した公開講座と地方自治体の生涯学習の協力関係をつくり出すこと。
- 教職員のリフレッシュ学習への協力。
- 社会的ニーズに応じた公開講座の経費負担。
- 夜間主コース所属の教職員の生涯学習参加の問題点。

などについて話し合い、次回引き続きこれらの問題について討議することとした。

10. その他

以上の委員会報告と協議ののち、議長から次のように述べられた。

来る6月総会では、「当面の諸問題」について討議する時間を設けているが、そこで協議する議題についてお諮りしたい。よろしければ、予

め会長と相談した議題を提案させていただき、ご審議いただきたい。

その一つは、「国大協の組織のあり方」についてである。

先日、正副会長と各常置委員会委員長が集まり、国大協の組織運営に関する懇談会をもったが、そこでの議論で、国大協の組織について見直しを検討してはどうかという意見が出た。たとえば、委員会の形態は、常置委員会は基本的には昭和27年以降変っていない。また、特別委員会は、規定では、必要に応じて臨時に置くことになっているが、実態はそうになっていない。

一方、外部では、たとえば、大学審議会にはいくつかの部会があるが、それらは問題を集中的に審議し、期間をおかずに報告をまとめてしまう。国大協の今の委員会のもち方では、結論を出すまでに時間を要し、結局、国大協の意見が審議会等に十分反映されないことになってしまう。そういうことから、常置委員会を見直すとともに、特別委員会のあり方を検討し、さらに、各委員会間の意思の疎通を図るため、常務理事会（会長、副会長、各常置委員会委員長をもって組織）の活用なども含め、国大協のあり方について検討してはどうかと考える。

もう一つは、臨時定員問題についてである。

これは、第2次ベビーブームに伴う大学入学志願者増に対応して国公立私立大学を通して講じられた措置だが、平成4年度をピークに18歳人口が減少に転じたため、この臨時増募定員は平成11年度までにゼロにすることになっている。このため、国立大学では、既に昨年度から臨時定員を減らし始めている。しかし、私立大学は経営の問題もあって、減員がすすんでいない。そういう中であって、ここへきて大学入学志願

率が当初の予測を上回る状況が出てきたこともあって、臨時定員見直しの動きがある。近く、大学審議会の大学教育部会高等教育将来構想専門委員会での問題も含めて平成12年度以降の高等教育の規模について検討されるという。そこで、国大協としてこの問題を議論しておく必

要があると考えた。この2つの問題を総会で討議する当面する諸問題の議題の候補としたいが、如何か。

この提案について協議が行われた結果、異議なく了承された。

以上をもって、本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成7年6月13日(火) 12:20~13:20

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 吉川会長

井村副会長

丹保, 手代木, 西澤, 江崎, 丸山, 木村, 阿部, 野村(東), 岡田, 加藤, 佐々木, 金森, 北川, 小坂, 三木, 和田, 高田, 野村(新)各理事

堀川, 山本各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、議事に先立ち、定足数の確認を行ったのち、慣例に従って吉川会長を議長に選出して議事に入った。

〔議 事〕

1. 会長、副会長の互選について

初めに吉川議長から、新しい理事会として会長、副会長の互選についてお諮りする旨述べられ、その選出方法について協議の結果、投票による過半数得票で選出することとし、①過半数得票のない場合は再投票により、②なお過半数得票のない場合は得票多数の者2名(ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える)についての投票により決定することになり、開票立会人は監事(堀川埼玉大学長及び山本東京医科歯科大学長)にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席20名の理事により、単記無記名投票(大

学名を記載)を行った結果、吉川理事(東京大学)が会長に選任された。

このあと、新会長より就任の挨拶があった。

(2) 副会長の互選について

議長から次のように述べられた。

副会長2名の選出を行いたい、これについては、1名は旧帝大の理事の中から、もう1名はそれ以外の大学の理事の中から選出するという従来の慣例があるが、これでよろしいかどうか。また選出方法を投票にするとした場合に、2名連記によるか、あるいは1名ごとに行うか、につきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は、慣例に倣って旧帝大とそれ以外の大学とに分けて1名ごとに投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、井村理事(京都大学)、阿部理事(一橋大学)の両理事が副会長に選任された。

このあと、両副会長からそれぞれ就任の挨拶

があった。

2. 常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（大学の代表者）候補者の確認を行った結果、阿部(新)副会長の選任に伴う第6常置委員会委員1名の入れ替え（一橋大学長から神戸大学長に）を行ったうえ、この案を総会に提案することとした。（なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として

重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

議長より次のように述べられた。

会則によれば、監事は理事会が候補者を選考し、これを総会に諮って決定することになっている。監事は、これまで埼玉大学長と東京医科歯科大学長を煩わせていたが、再任をお願いしてはいかがか、お諮りする。（承認）

以上をもって、議事を終了した。

第96回 総 会（第1日）

日 時 平成7年6月13日（火） 10:00～17:00

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

初めに、吉川会長から次のように述べられた。

前回総会以後、これまでの間にわが国では予想もしなかった出来事が重なった。1月に起きた阪神大震災は大変なことであったが、その際には、国立大学全体として特例入試の実施ということでご苦労いただいた。また、それ以後起こった宗教集団絡みの事件では、理系大学出身の人間が深く関与しているとされているが、これは教育の問題と無関係なことではない。我々としても検討を迫られる面があると思う。さらに、今回の知事選の結果にも又驚きを禁じ得なかった。ということで、世の中が変ってき、わが国の将来の行方が不透明になってきている感がある。そういう中で、やはり、基本的に重要なことは、学術であり、基礎研究であり、特に重要なものとして教育がある、という風潮はここ数年強まっていたが、今そのことが改めて確認されている状況ではないかと思っている。その意味で、国立大学の果たすべき役割は大きくなってきていると思う。

そこで、今総会では、当面する諸問題の課題の一つとして、国立大学協会のあり方について議論いただくことを考えている。また、臨時定員増募措置の扱いの問題が緊急の問題として浮上してきているので、これについても併せて議論いただきたい。

ところで、今総会の主な議題は、理事、監事及び常置委員会委員の改選並びに各委員会からの報告とそれに基づく協議である。そのほか、国大協の予算、決算についても審議をお願いし

たい。

なお、大学入試センター試験等についてご説明いただくため、大学入試センターの高橋所長にも後刻ご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」のとおり取り行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

	(大学名)	(前 任)	(後 任)
北 海 道 大 学	廣重 力	丹保 憲仁	
福 島 大 学	星 埜 惇	吉原 泰助	
東 京 農 工 大 学	阪上 信次	梶井 功 <small>ひとし</small>	
信 州 大 学	宮地 良彦	小川 秋實 <small>あきみ</small>	
総合研究大学院大学	長倉 三郎	廣田 榮治	
福 井 医 科 大 学	鳥塚 莞爾	須藤 正克	
岐 阜 大 学	加藤 晃 <small>きんじょう</small>	金城 俊夫	
神 戸 大 学	鈴木 正裕	西塚 泰美 <small>やすとみ</small>	
鳥 取 大 学	林 眞二	高橋 和郎 <small>かずろう</small>	
島 根 大 学	山田 深雪	北川 泉	

(4) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された委員長について、次のとおり紹介があった。

生涯学習特別委員会 (前任) (後任)
加藤 晃 阿部 謹也
(岐阜大学長) (一橋大学長)

I 会務報告

会長から、昨年11月総会以後の主な事項については、「資料6」にその概要が記されているので、それをご覧いただくことにして、ここでは簡単にその要点をご報告することにしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 全国高等学校長協会との懇談について

11月25日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、第2常置委員会の加藤委員長、山極専門委員、荒井専門委員、入試改善特別委員会の市川委員、天野郁夫委員、天野正輝委員が全国高等学校長協会の増井会長(東京都立九段高等学校長)ほか関係者と大学教育ならびに高校教育の現状と課題について懇談した。

2. 要望書の提出について

去る11月の第95回総会で承認された「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」については、12月6日に第5常置委員会の江崎委員長、西村委員、滝沢事務局長が法務省を訪れ、法務大臣、入国管理局長ほか関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。

3. 全国大学高専教職組合(全大教)との懇談について

(1) 全大教からの申し入れにより、11月28日、滝沢事務局長が全大教の小山副委員長、高橋書記長ほか3名と会い、大学関係予算、教職員定

員、待遇改善等について懇談した。

(2) 全大教からの申し入れにより、3月27日、第4常置委員会の阪上委員長、田中委員及び永井委員が全大教の小山副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の専行職移行問題について懇談した。

4. 日本私立大学団体連合会との懇談について

(1) 1月11日、入試改善特別委員会の井村委員長及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会の橋高会長及び小山副会長と平成9年度以降の入試日程について懇談した。

(2) 4月12日、入試改善特別委員会の井村委員長及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会の橋高会長と平成9年度以降の入試日程について懇談した。

5. 阪神大震災で被災した受験生への配慮について

(1) 1月25日、第2常置委員会で審議し、1月27日に「阪神大震災で被災した受験生への配慮について(要請)」の文書を各大学宛送付した。

(2) 「阪神大震災被災地域の受験生の皆さんへ」の新聞広告を1月29日被災地域の朝刊に掲載した。

(3) 2月3日「阪神大震災で被災した受験生を対象とする特例入試の実施について」の文書を各大学宛送付した。

(4) 2月3日、吉川会長と滝沢事務局長が神戸大学と神戸商船大学を訪ね、状況把握と特例入試の実施について協議した。

6. 意見の提出について

学術国際局から、「短期留学推進に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた「短期留学の

推進について」(中間報告)について意見の提出を求められたので、第5常置委員会に依頼し、協議してまとめた意見を2月10日提出した。

7. 科学技術基本法についての懇談会

3月10日、第1常置委員会の懇談会が開催され、尾身衆議院議員から科学技術基本法制定についての趣旨説明があった後、質疑応答、要望等を行った。

8. 特別会計制度協議会の開催について

5月11日、特別会計制度協議会が開催され、文部省から平成8年度国立大学特別会計予算の取扱い、平成7年度補正予算の概要等について説明があった後、大学院問題、留学生問題、マルチメディアへの対応、授業料問題等について、意見の交換を行った。

9. 国大協の組織運営についての懇談会について

5月11日、会長、副会長ならびに各常置委員会委員長等による懇談会が開催され、国立大学協会のあり方等について意見交換を行った。

10. 国大協宛要望書について

前回総会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料7」のとおりであり、関係委員会に回付した。

II 協議事項

1. 平成6年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成6年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料9)に基づく説明に引き続き、監

事の山本東京医科歯科大学長から、監査の結果適正に処理されている旨報告があった。

ついで会長から、本決算については、去る6月1日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、「平成7年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料10)に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月8日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 理事の選任について

会長から次のように諮られた。

現理事は、この6月で2年の任期を満了するので、今総会で新理事の選任をお願いしたい。「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定められており、これに基づき予め各地区で選出願った。その理事候補者は「資料11」のとおりであるので、これをお諮りする。

これについて異議なく、承認された。

なお、会長、副会長の選出については、本日12時開催の新理事会において行う旨付言された。

4. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長の報告と協議」に移るが、委員会の審議状況の要旨は各委員長に

まとめていただき、「資料12」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、入試については別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその時をお願いすることにしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

委員懇談会を3月10日、本委員会を6月1日に開催した。

懇談会は、尾身衆議院議員から会長への申入れに基づいて開催したもので、同議員は「科学技術基本法」を議院立法化するべく、この法案について各方面から意見を聞いているところであり、国大協からも意見を伺いたいということであった。会長と相談のうえ理事会（3月8日開催）の了承を得て、懇談会を行った。この法案は、わが国の科学技術（人文社会科学のみに関わる分野を除く）の振興を趣旨とするものであり、原案にはその具体的計画について毎年報告する義務を政府に負わす等が盛り込まれているほか、大学での研究の自由と基礎研究の重要性に配慮した条文も記されているので、大綱において賛成であるという意見が大勢であった。その後、わが国の科学技術振興についての具体的計画策定の際に考慮すべき事項を中心に各委員から意見を述べ、意見交換した。

6月1日開催の委員会は、懇談会の報告と昨年12月から今年3月にかけて大学審議会組織運営部会、学術審議会研究体制小委員会で、第1常置委員会委員長が個人の資格で行った、わが国の研究教育体制について任期付き講師ないしは特別研究員制度創設を含む意見陳述について

の報告（なお、この内容については3月8日開催の理事会議事要録に骨子が記載されている）、さらに、今期の委員会が国立大学の在存意義と地方移管論の不合理性、助手制度を中心とした教育研究体制の問題点、学長のリーダーシップ、助手、技術職員等の職務概念等を議題として討論したことを総括したうえ討論を行った。討論では、さきに委員長が大学審議会等での意見のためにまとめた文書について、大綱において了承できるが、なお内容に盛り込む事項があるので当面委員会の正式文書としないこととした。また、その際、国立大学の多様性ということが言われるが実際には画一的になっていないか、もっと大学の個性化への新しい考え方を模索すべきであるという意見、運営上の有効な措置、たとえば学内教育研究特別経費の増額、人事上の学長の裁量権の拡大、等の要望等を織り込むことも今後検討すべきであるとの指摘、さらに、事務組織を含む教育研究支援体制についても、充実に向けた検討の必要性が指摘され、これらの論点を整理して来期の委員会に引き継ぐこととした。

以上の報告説明について、科学技術基本法案に関し、法案が、特に「人文社会科学系のみに関わる分野を除く」とされているのはなぜか。国大協として法案にどう対応するか、国大協としての基本的スタンスを明確にしておく必要があるように思う、との意見があった。

(2) 第3常置委員会（佐々木委員長）

1) 「外国人留学生の学生生活に関するアンケート」について

昨年度、学生生活における「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を作成し関係各方面に要望したが、各大学長におかれては、学生の

「厚生補導施設」も「教育研究施設」と同様に重要であるということを是非ご理解いただきたい。

本委員会では、外国人留学生の学生生活の改善に資することを目的に、「外国人留学生の学生生活に関するアンケート」を3月31日回答締切をもって各大学にお願いした結果、すべての大学から回答をいただいた。

調査項目は、①留学生数、②留学生宿舍の設置状況、③奨学金等、④学位授与状況、⑤日本語教育、⑥地域との交流状況、⑦留学生の抱える諸問題、のほか、各大学にて任意抽出により留学生から自由意見を聞いた。調査結果の主な点をご報告すると次のようである。

- ・外国人留学生の総数は、国費、政府派遣、私費を合わせて19,740人(うち女性は6,388人)。その内訳は、大学院学生が10,439人、学部学生が3,275人、研究生等が6,026人である。

- ・各大学の留学生受入れ規模

1人～50人が29大学あるが、51～200人程度が大部分を占めている。

- ・任意抽出(1,078人)された留学生からの意見は、授業、研究、日本語、地域との交流、日常生活の不便・不満とそれへの要望、日本留学における感想、など多岐にわたっている。

いずれ、これの報告をまとめ、各大学が留学生の学生生活の改善に資するような資料にした。

2) 平成7年度就職協定について

昨年度と同様、採用選考開始8月1日前後、採用内定開始10月1日である。なお、大学側の求人公示日も7月1日で変りない。

3) 阪神・淡路大震災による内定取消しの調査結果について

震災発生後ほどなく行った調査では、国立大

学が取消し5、延期1、変更3、国立短大が取消し1、延期3ということであったが、その後の調査によると、取消しになった者も、延期になった者もほぼ他への就職が可能になった。

なお、仮設学寮の建築の募金協力を各大学にお願いしたところ、現在までに175万3千円が寄せられている。各大学のご厚意に感謝申し上げます。

4) 平成7年度(第1回)就職ガイダンス

就職・採用情報の提供と交換を趣旨に文部省、就職協定協議会、内外学生センターの共催により、第1回の就職ガイダンスが去る4月28日、早稲田大学大隈講堂で開催された。

(3) 第4常置委員会(田中委員)

第95回総会以後、本委員会を2回、小委員会を6回開催し、主として次の事項について審議した。

1) 「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査(まとめ)について

本委員会では、昨年6月開催の第94回総会に「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」を提出したのち、同年9月に、「提言」に対する各大学・学部の意向調査を行い、このほどその調査結果に基づく報告を「資料14」のとおり取りまとめた。本報告では、調査結果とともに、調査結果を踏まえて、専行職移行のための取り組むべき課題及び専行職俸給表の適用について人事院に協議するための考え方を示した素案を提示した。

素案のポイントは、人事院が提示している専行職の資格要件等からみて、現在の行(一)教

室系技術職員の全員に専行職を適用することは不可能であると判断されるので、資格基準と審査機関をつくり、それによる選考を経た適格者に専行職を適用する方向で人事院に協議していくことを提案していることである。

本報告の要旨は次のとおりである。

① 教室系技術職員(5,557人)の組織化がさらに進行し、前回の調査で52.8%であったのが、78.2%に増加した。

② 教室系技術職員の構成は、大卒以上は24.9% (前回未調査)、II種試験以上合格者が11.7%から15.6%に増加し、この2年間にII種合格者の採用が進んでいる。また、俸給の級別数についても4級以上の在職比率は55.9%から59.3%、5級以上は23.8%から27.4%にそれぞれ増加し、上位級の伸びがみられ、技術職員の待遇改善が進んでいることが窺える。

③ 「提言」に対する意見としては、

- ・「教室系技術職員が講座等に終身固定的に配置されるのではなく、組織化が実態的に形成される必要があり、各大学の実情に応じた対応が求められる」としている点については、基本的に反対する意見はなかった。
- ・「提言で示された教室系技術職員の職務分類」については、この職務分類は適切であるとする意見が85%を占めた。また、「これらの職務を担当する者に専行職俸給表を適用することを検討すること」については、検討することに賛成とするものが92%を占めた。
- ・今後のすすめ方について「大多数の技官が属する大規模大学の方法を見本として、中小規模の大学が実情に合った方法を検討する方策」については、賛成とする意見が86%を占めた。
- ・そのほか、提言全体に関する意見として、「専

行職移行条件の明確化とそのため条件整備について国大協に一層の努力を求める」種々の意見が寄せられた。

④ 以上の調査結果を踏まえて今後取り組むべき主要課題は、

- ・ 教室系技術職員の組織の高度化を実体的に形成すること
 - ・ 資格認定、研修IIの位置づけ並びにその評価システムの検討
 - ・ 専行職適用を受ける者の任用基準の整理・明確化
 - ・ 技術職員が専行職適用者と非適用者とに分かれることへの適切な対応策
 - ・ 勤務実態が多様である国立大学全体の専行職移行についての合意形成
 - ・ 教室系技術職員の少ない小規模大学に対する方策
 - ・ 専行職移行条件を明確化して文部省・人事院に働きかけること
- などである。

⑤ 本委員会として提案する専行職移行条件の素案は次のとおり。

専行職移行の条件は、「『提言』で示した職務内容を担当している技術職員」で、「国家公務員採用試験II種以上合格者及びそれに準ずる者のうち国立大学にそれぞれ設置された資格審査機関の審査によって資質、能力、知識、経験等が専門行政分野の業務に従事に適格であると認定された者」に対して専門行政職俸給表を適用する。

今後各大学で資格審査機関を設けること、その審査のための統一基準等は国大協としてガイドラインを作成することが必要になる。また、ガイドラインに基づき各大学で基準を定めるなど、体制整備を行わなければならない。なお、

その際の参考として「東京工業大学（第2次中間報告）教室系技術職員に対し技術専門官等の名称を付与することについて」を報告に添えた。

2) 「国大協白書」の教職員の待遇改善に関する部分について分担執筆した。

3) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について、原案（資料13）を審議作成した。前回と異なる点は、夜間主コース担当教官の手当、及び教育、研究上の功績顕著な者について優遇する特別昇給制度の弾力的運用についての要望を新たに加えたことである。

4) 人事院勧告の取扱いに関する要望については、人事院勧告の内容をみた上で対応を考えたいので、その文案の作成及び提出時期を会長と第4常置委員会委員長に一任いただきたい。

以上の説明について、専行職移行についての提案について、質疑応答、意見交換があったのち、会長から次のように諮られた。

第4常置委員会の提案を大綱としてご承認いただけないか。お認めいただければ、これに沿って今後、人事院と協議を始め、また、国大協としてガイドライン等の検討を始めていただくことにしたい。

これについて異議なく、承認された。

引続き会長から、要望書案とその取扱いについて承認方が諮られ、異議なく承認された。

(4) 第5常置委員会（江崎委員長）

第5常置委員会は、当面大学間の国際交流の促進に努力しており、これに関してUMAP（アジア太平洋地域大学交流）とJUSSEP（日米学生交流）の二つの小委員会を設けている。

昨年12月6日から8日まで、大阪府豊中市の千里ライフサイエンスセンターで第4回UMAP会議、即ち、UMAP Japan'94 Osaka が開

催された。配付資料「留学交流」に会議の様子が詳述されているが、会議は、予想を上回る270名余の内外の参加を得て、総会及びシンポジウム等において、UMAPの当面の中心課題である学部、大学院学生の短期留学交流を中心に討議が行われ、成功裏に終わった。この国際会議のための組織委員会は会計報告のあと、解散する。

わが国の高等教育機関で学んでいる留学生は、現在5万人を越えており、10万人受入れ計画が当初の想定より早いペースで受入れが進んでいるが、その多くは、学位の取得を目的としている。一方、近年、留学生交流の新たなニーズとして本国の大学に在籍しながら、1学期もしくは1学年程度の短期間、外国の大学に留学する、短期型による交流が活発化する方向にあり、わが国においてもこの方式による留学生交流の必要性が高まっている。この点から、JUSSEP小委員会で短期留学の問題を検討している。日本への留学の障害は、特に経済問題（物価高等）と言葉の問題であるが、これらへの対応としては、奨学金支給枠の拡大、英語による講義、等が考えられる。米国からの留学促進策の一環として、目下、JUSSEPと米国のAAC&Uと合同で、米国からの短期留学生（Junior Year Abroad）のためのカリキュラムのモデルプログラムを開発しようとしている。予定するカリキュラムとしては、アート&サイエンス、ビジネス（エコノミックスを含む）、エンジニアリングの3領域である。これは、現在、Junior Year Abroadのその殆どがイギリスを中心にヨーロッパに集中している状況にあるが、その流れをアジア、特に日本にもってこようという試みである。いずれにしても、学部教育の段階で、短期間であろうとも外国に留学することは、語学の習熟度は勿論、視野、思考を

深め、また異文化の中に身を置くことは新しい自分の発見に繋がるという点でもリベラル・エデュケーションの実を挙げられるので、大いに推奨されるべきであろう。

平成7年度の事業としては、来る7月23日(日)から8月5日(土)までの間、国大協調査団が訪米する。調査団は、西海岸5校、東海岸5校を視察し関係者との意見交換等を行い、日米大学学生交流の推進に資するとともに、入学制度、カリキュラム、教育上の評価並びに学術におけるメリトクラシー等に関する米国諸大学への理解を深め、わが国の大学改革に資することとした。

5. 会長、副会長選出の結果報告

会長から、本日昼食時に行われた新理事会において、会長、副会長の選出を行った結果、会長には吉川東京大学長が再任、副会長には井村京都大学長が再任されるとともに、新たに阿部一橋大学長が選任された旨の報告があり、会長、副会長からそれぞれ就任の挨拶があった。

6. 常置委員会委員（大学の代表者）の選任について

会長から次のとおり諮られ、異議なく承認された。

常置委員会委員（大学の代表者）の選任については、去る6月1日開催の理事会に諮り「資料17」の常置委員会委員（大学の代表者）候補者名簿（案）を決定したが、一橋大学については、先刻、副会長に選出されたので、第6常置委員会の一橋大学を神戸大学に差し替えたいうえで、この候補者名簿のとおり選任してよろしいかお諮りする。

7. 各委員会委員長報告と協議（続き）

(5) 第6常置委員会（和田委員長代理）

本委員会を平成7年4月11日に、廣重委員長のもとで開催した。

1) 平成8年度概算要求と平成7年度予算等について

文部省高等教育局大学課近藤課長、学生課北村課長、学術国際局研究機関課早田課長、大臣官房会計課梶原国立学校特別会計調査官ほかの出席をいただき、平成8年度概算要求と平成7年度予算について説明をうけ、質疑応答を行った。

近藤課長からは、平成8年度国立学校特別会計概算要求の方針について、基本的には平成7年度に準ずることになるが、特に厳しい状況も予想されるとの説明があった。

また、北村学生課長からは、授業料問題のその後の経緯と今後の見通しについて、次のような報告説明があった。

従来、国立大学の授業料と入学金は隔年ごとに増額改定が繰り返されてきており、平成8年度入学者から入学金が現行より1万円増額され27万円になる。この入学金の改定については、大蔵省から、私立大学（平均額約28万円）との格差を考慮し、当初2万円増が提示されていたが、その後の折衝で1万円増ということで決着したものである。私立大学の学費の値上げは、諸般の情勢から鈍る傾向にはあるが、先行きの見通しはわからない。一方、大蔵省の財政制度審議会報告（平成6年12月）は、学費について「国立大学と私立大学との差は縮小してきているが、同じ大学教育を受ける者の立場からみれば、格差があることは問題がある。このような国立大学、私立大学の格差の現状及び高等教育

改善等のための国立学校特別会計の財源確保の上からも適正化を図ることが必要とされている。更に学部別授業料についても検討を進めていきたい。」と明記している。次回は授業料が対象ということになるが、財政当局からは強く増額改定が求められると思われる。奨学金等を増やしてはどうかという考え方もあるが、国の苦しい財政事情からいってそれも難しい状況である。

2) 委員長の代理について

廣重委員長が平成7年4月末で退任されるため、新たな委員構成によって新委員長が選出されるまでの間、委員長代理を置くことが提案され、協議の結果、和田九州大学長が委員長代理を務めることになった。

3) 「国大協白書」の執筆について

「国大協白書」の第6常置委員会担当部分の原稿については、廣重委員長が稿を起し、それをワーキング・グループ・メンバーに送り、その意見を聞いたのち、最終稿を取りまとめることとした。

4) 今後の検討課題と活動について

新構成員により開催される次回の委員会で、委員会として今後取り組むべき課題等について審議することとした。

5) 専門委員の交代について

専門委員として加藤京都大学前事務局長に代り、中林京都大学新事務局長が就任した。

6) 「国立大学財政問題懇談会」の解散について

国立大学のあり方を、特に財政面から専門家を交えて論じるため、平成5年1月、第6常置委員会のもとに、廣重委員長、金子元久（東京大学）、久我重雄（国立学校財務センター）、久保公人（文部省大学課）、宮島洋（東京大学）、

山木眞一（筑波大学）の6名で構成する「国立大学財政問題懇談会」を設けた。折しも、授業料問題が急浮上したため、取り敢えず、授業料問題を国立大学財政問題の一つの切り口として検討を加えてきたが、このたび、所属懇談会メンバーの異動もあり、国立大学財政問題を時を改めて新しい視点から取り上げる必要があるということで、委員長から「懇談会」を解散することが提案され、了承した。

以上の説明について、井村副会長から、来年度は財政当局から授業料の増額改定の話が出てくることは必至であるので、その対応を第6常置委員会で検討してほしい旨要請があった。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

1) 前回の総会以後、専門委員会（平成6年12月22日）及び本委員会（平成7年4月25日）を開催し、前回の総会でアンケート調査を行うことを了承された「医学部・歯学部・附属病院の課題とその改善について」の調査票を作成し、5月31日回答締切として関係各大学にお願いした。

今回のアンケートは、医学部・歯学部・附属病院が抱えている課題は大学によって様ではないとの認識のもとに、本委員会として今後検討すべき課題を絞り込むことが趣旨であり、したがって、調査結果については外部に公開しないこととした。なお、今回の調査では、看護系学部／保健学科、薬学部は除いた。現在、寄せられた回答を集計整理しているところであるが、簡単にご報告したい。

アンケートは、135の設問項目について、重要な程度（最高を5とし最低を1とし回答）と、最重要（5）と回答した場合、その課題への取

組みの緊急度（5つの選択肢から選ぶ）について質問した。その結果、135項目について、課題でないとの回答は一部の項目について一部の施設からあったが、概ねすべての項目が課題であると認識をもたれたものと理解している。また、何が緊急度の高い重要課題かは、総合大学の医学部と単科医科大学並びに歯学部との間で相当異なり、総合大学は大学院構想、単科大学では教育面の改革及びそれと関連して教育費、研究費のほか施設の充実など、また歯学部では卒前・卒後の教育に関連して、患者の確保、病院での卒前・卒後の教育のあり方等である。また、これ以外にも、少数の大学で優先率が非常に高い課題がある。これらの調査結果について、さらに十分整理・分析したうえ、今後本委員会として検討すべき課題を絞り込んでいきたい。

2) 4月の委員会には、文部省から遠藤医学教育課長が出席し、同課長から、病院の財政問題、特定機能病院、医師需給問題、卒後研修の義務化、等医学教育をめぐる動きについて説明をきいた（その詳細は会報第148号P. 34に記載）が、特に問題なのは、厚生省が卒後研修を義務化しようとしていることである。医学部では、卒後行う2年間の初期研修については、従来各大学の自主性に任されており、義務化に伴って研修人員が削減されることなく、大学での卒後研修が充実する方向でなければならないと考える。

(7) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

1) 教養教育に関する調査報告書について

昨年夏に各大学に、大学設置基準の大綱化に伴う教養教育の改善状況について照会したのうち、その取りまとめをすすめてきたが、本年3

月、これの報告書（「教養教育の改善に関する調査報告書」）を刊行し、各大学に送付した。また、本報告書が刊行された時点で、改めて今回の調査結果を総括し、意見を交換した。その内容をまとめると次のようである。

・本報告書は、平成3年度に実施した「教養課程の改善に関する実情調査」以後の、教養教育の現状をまとめたものであるが、多くの大学が、教養教育をカリキュラム改編を中心として、組織、制度の面と併せて検討され改革を進めていることが分かったが、今回の調査だけでは尚不十分な点があった。各大学での改革は今後も継続して進行すると思われるので、今後、適当な時点で改めて調査が必要と思う。なお、在学生及び卒業生が大学の現状をどう見て、大学に何を望んでいるかということは大学改革上重要であるので、この問題もテーマになろう。さらに、カリキュラム編成の工夫によって新高校教育課程による高等教育の変容にどの程度対応し得るか、ということなども調査に加えることも考えられる。

2) 今後の委員会のあり方について

本委員会は、当面意図したところはひとまず達成したと考えられるので、暫時休止し、必要に応じて再開することで意見の一致をみた。

(8) 大学院問題特別委員会（武藤委員長）

国立大学全教官を対象に「国立大学の大学院に関する調査」を3月24日回答締切（阪神大震災の関係で阪神地区9大学については締切を4月10日に延期）として行った結果、配付実数56,315部に対し、これまでに32,137部を回収（回収率57.1%）することができた。これらの回答を電算処理、分析整理のうえ報告書を取りまとめることとしたいが、本報告書の作成に先立ち、

中間的まとめをパンフレットに作成したいと考えている。

なお、今回の調査に当り、文部省に申請していた科研費（「総合研究費(A)」）の交付が決まったので、今後は、科研費の研究班と調査専門委員会が一体になって調査結果の取りまとめをすすめていくことにしている。

(9) 学術情報特別委員会（木村委員長）

前回総会以降、平成7年5月13日に本委員会を開催した。

初めに、文部省の上田学術情報基盤整備推進室長から、平成7年度学術情報関係予算について説明を聞いたのち、昨年10月に行った「大学図書館経費の現状に関するアンケート調査」の調査結果を報告し、種々議論した。

「資料16」の「大学図書館経費実績調査総括表」は調査の集計結果をまとめたものである。この表によると、各大学の図書館経費が大学総予算に占める割合は全国平均値で3～4%のところであるが、文系の大学では、それが6～7%と高く、中でも1大学だけ12.6%の高率を示しているところがある。また、文部省からの配分額が、職員給与を除く図書館総経費に占める割合は、平均して10～20%となっているが、10%を下回る大学もかなりみられる。なお、各分野のセンターライブラリーの指定を受けている大学では、この割合が50%以上と高い。

この調査結果にもとづき種々議論したが、結局、国立大学図書館が抱える最大の問題は、現状、図書館は、研究室等で購入した図書の集積場になっていて、図書を全学で系統的に収集しづらいということである。この問題を今後どのように解決していくか検討する必要がある。なお、文部省からの配当額は、主として学生のた

めの図書購入に当てられることになっており、研究者の図書費用は当校費に含まれているので、図書館の充実にはそれぞれの大学の総経費からこの費用を支出するしか方法がない。

(10) 教員養成制度特別委員会（蓮見委員長）

平成5年2月に行ったアンケート調査にもとづいて取りまとめを進めてきた「大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方」について、このほど報告書が出来上がったので、各大学にご送付したい。今回報告書を取りまとめる過程で、「提言」の部分について、特に教員養成にかかわりのある方々に問題を広くご理解いただくために、別途、報告書の要約版をつくることとし、現在その作業を行っているところである。

今、教育学部は、教員需給の変化に伴い大きな波が押し寄せてきている。教員就職率の減少を理由として、学生定員、教員養成の規模も含めて教員養成のあり方が見直されなければならないということが言われている。これに対し、大学改革が教育学部の場合も重要であることは当然であるが、①教員の需給については、児童・生徒の数だけでなく、教員の退職者の数が大きく関係することであり、その将来推計によると、ここ数年が底で、それ以後大きく伸びると予想されている。②最近、いじめの問題に関連して、学級規模について議論があるところであり、進行中の平成10年度までの学級の定数改定以後、これをどうするかは重要な問題である。③今日の教員養成は、小学校については国立大学の教育学部が全体の3分の2を担当しているが、教員需要が少なくなったとき、教員の質的向上を図ることが重要であり、専門的養成を行っている国立大学教育学部の役割を小さくするような

ことがあってはならない、といった趣旨を中心に要約版をつくり、幅広く配布したい。

これらの作業によって、報告書の作成を終えることになるので、今後、本委員会として取り上げる課題について協議した結果、附属学校の在り方、教育学部が現職教員の研修に果たす役割、などが挙げられた。

(II) 生涯学習特別委員会（阿部委員長）

平成7年4月10日、本委員会を加藤委員長のもとで開催し、主として、生涯学習における国立大学の役割について審議した。

平成5年度に本委員会が前々委員長の太田委員長のもとで作成した「国立大学と生涯学習」で提案されているかなりの部分は諸大学のご努力によって改善、実施されてきた。提案の一つに、定年退官教官を組織して生涯学習に国立大学が人的協力をするという事項などがあったが、この問題を含めて国立大学としての今後の具体的な行動について話し合った。その主要な意見は、○国公立大学合わせた地域ごとの全大学の公開講座一覧表を作り、情報提供する必要性、○企業のリカレント教育への協力、○メディアを利用した公開講座と地方自治体の生涯学習の協力関係、○教職員のリフレッシュ学習への協力、○社会的ニーズに応じた公開講座の費用の捻出、○夜間主コース所属の教職員の生涯学習参加の問題点、等であった。

また、5月末で任期満了により退任される加藤委員長の後任に阿部一橋大学長を選出した。

8. 入試について

(1) 第2常置委員会（加藤委員長）

平成7年1月25日（水）及び5月12日（金）に本委員会を開催した。また、5月12日は本委

員会は本委員会及び入試改善特別委員会との合同委員会を開催し、国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について審議した。

1) 阪神大震災で被災した受験生への配慮について

阪神大震災発生後、被災地の受験生に対し、入試について特別な配慮を行う必要があるか否か会長と相談し、急速、1月25日に本委員会を開催した。当日は、特に会長及び井村副会長にもご出席いただき、国立大学として被災地域の受験生に対する特別な入試（その後、これは「特例入試」と称された）を行うことの是非、行うとすることとした場合、どのような方法が考えられるか等について緊急に協議した。

結論としては、特例入試を行うべきである、ということになり、被災地域の受験生が不利にならないよう再試験等の配慮方の要請とともに、国立大学として統一すべき基準や期日については文部省と協議のうえ、各大学長に通知することが了承され、これにもとづきその後、1月27日と2月3日に会長及び第2常置委員会委員長の連名で各大学にお願い申し上げた。

その結果、95大学全大学で特例入試が実施された。文部省の調べによると、志願者497人、受験者482人、合格者89人、入学者89人ということである。緊急の事態に各大学が敏速に対応していただいたことに厚くお礼申し上げる。

2) 平成9年度からの大学入試センター試験について

大学入試センターから、平成9年度からの大学入試センター試験について提案があった①追試験の廃止、②得点調整の廃止、③すべての枝間の配点の公表、について審議した。大学入試センターの提案は、

① 平成9年度から大学入試センター試験の

教科・科目数が現行の5教科18科目から6教科31科目に大幅に増加することに加え標準単位が2単位であるA科目が設けられたこと、などから、良問を毎年3セット(本試験用、追(再)試験用、予備用)ずつ用意し続けることが困難になること。また、本試験受験者と追試験受験者との公平性の確保が懸念されること。さらに、費用の問題、等の理由から、追試験を廃止したい。ただし、天災による再試験は実施する。

② 現行では、社会と理科の各選択科目間で、例外的に得点調整を行うことがあるとしているが、過去6回の大学入試センター試験においては得点調整を行っていない。さらに、平成9年度からは、出題教科・科目が大幅に増加すること、各大学の試験科目の利用の仕方が以前よりも多様化していること、などにより、従来のように安定した調整基準が得にくいいため、得点調整は行わないこととした。

③ 現行では、点数による輪切りによる進路指導や大学の序列化を、一層助長するおそれがあることから、科目によっては枝間の配点を公表していないが、受験生の自己採点をより正確にできるよう、すべての枝間の配点を公表することにしたい。

というものである。以上の提案について検討した結果、追試験の廃止に関連し、再試験の適用範囲について、天災だけでなく、公共交通機関等の遅延による事由などを含むものとし、その表記を「天災等」と改めることとして、大学入試センター原案を了承した。

3) 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告について

これは、昨年9月5日開催の本委員会におい

て、調査研究会議の「中間まとめ」について文部省から説明を受け、議論した件であるが、今年3月8日に同会議が最終報告(「スペシャリストへの道」)を取りまとめ公表したので、その最終報告等について、文部省職業教育課及び大学入試室から説明をうけた。

それによると、これまでの「職業高校」という呼称を「専門高校」と改称する。商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する大学・学部でその入学定員の一部について、専門高校の卒業生を対象とした「専門高校卒業生選抜」が行えるよう「平成8年度大学入学者選抜実施要項」を一部改正したい、ということであった。委員会で議論した結果、「専門高校卒業生選抜」については、各大学がそれぞれ自主的に判断し実施すべきことであろうということで、了承した。

4) 平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項について

特に平成7年度との相違点は、合格者決定及び合格発表の項目に「前期日程試験及び後期日程試験のそれぞれの合格者数は、それぞれの日程について公表した募集定員を下回ってはならないことに留意すること。」を追加することとした。

なお、前回の理事会(6.1開催)において、この事項を追加したことについて質問があったが、これは平成6年11月総会で「国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領、実施細目」とともに承認された「実施上の申合せ事項」中の一項を、特にご注意くださいのため留意事項としたものであって、それ以外特に理由はない。念のため、募集定員と合格者に関する従来の取扱いについて付言すると、「前期、後期各試験において、それぞれの募集人員の合格

者を発表することは必要であるが、結果として、それぞれの入学手続者が募集人員を上回ったり、下回ったりすることはあり得ることであり、その場合は全体として募集人員に達していれば追加合格は必ずしも要しない。」

「前期日程又は後期日程の試験における入学手続者がそれぞれの募集人員に満たず、かつ全体としても募集人員に達しない場合の追加合格者の決定は、前期日程の欠員分は前期日程の受験者のうちから、後期日程の欠員分は後期日程の受験者のうちから行わなければならないか、という疑問が生じるが、この件については、それぞれの大学の良識と責任で判断していただく」こととされている。

5) 平成8年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

東京大学から提出された協議事項、同大学の後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日を前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日(平成8年3月10日(日))とすることを了承した。

6) 私費外国人留学生統一試験の海外における実施について

日本国際教育協会理事長から、私費外国人留学生統一試験を本年度から、タイ、マレーシアの2国でも実施するが、海外において実施する統一試験の受験者については、当分の間、日本語による出題と併せて、同一問題を英語により出題し、選択受験させるので、各大学において日本語による出題の受験者の成績と同様に利用願いたい旨説明要望があった。

(2) 入試改善特別委員会(井村委員長)

5月12日(金)に本委員会及び第2常置委員会との合同委員会をそれぞれ開催し、次の事項について審議した。

1) 国立大学の平成9年度入学選抜の基本方針について

平成5年11月開催の第93回総会において、平成9年度入学選抜について、これまでの「連続方式・分離分割方式併存制」から「分離分割方式」に統合し、実施することが決定された。ただ、これを審議する過程で、試験日程、特に、前期に比べて窮屈な後期の入試日程(現行、前期日程は、その試験開始日から合格発表期限まで14日間であるのに対し、後期日程については、それが12日間となっている)について改善を要望された。このため、現行2月25日となっている前期の試験開始日を繰り上げることができないかどうか私立大学側と協議を行ってきたが、先方の理解が得られなかった。このため、後期試験の合格者発表期限の3月23日を3月24日に1日繰り下げて後期の入試日程を13日間確保することとして平成9年度入試の基本的日程案を作成した。この案は、5月12日開催の本委員会及び第2常置委員会との合同委員会に諮り、それぞれ承認いただいた。その後、私立大学団体連合から要望があったので、去る6月1日開催の理事会において、この要望をも踏まえて日程案について審議した結果、後期日程試験の合格者発表期日について「できるだけ3月23日(日)まで」を付加することとした。それが「資料18」の「平成9年度入学試験日程概要(案)」であり、これについてご審議いただきたい。

2) 委員の補充について

北海道大学の廣重力学長が4月30日をもって学長任期満了によって委員も退任されたことに伴い、廣重学長の後任の丹保憲仁学長に委員を委嘱した。

3) 入試改善特別委員会と第2常置委員会のあり方について

入試制度の改善に係る事項及び定常的な入試問題一般については、これまで入試改善特別委員会と第2常置委員会がそれぞれ担当してきたが、両委員会の役割分担が必ずしも明確でなく、重なる事項もある。そこで国立大学の入学者選抜方法が、平成9年度から分離分割方式に統合されたのを機に、入試改善特別委員会の存廃を含め、今後の両委員会のあり方等について、合同委員会で種々意見交換を行った。

以上のような説明があったのち、会長から、平成9年度入試日程について次のように諮られた。

国立大学の入試を「分離分割方式」に統合するについては、入試日程について、特に、後期の入試日程を前期日程並にふやすことを一つの条件としてきた経緯がある。しかし、諸般の状況からみて、平成9年度については、後期試験の合格者発表期限は従来より1日繰り下げて3月24日とするが、「できるだけ3月23日まで」に発表していただくこととし、原案をお認めいただけないか。

これについて特に異議なく、承認された。

(3) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、初めに平成7年度大学入試センター試験が無事終了したことに対する謝辞が述べられたのち、引続き大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

○ 平成8年度大学入試センター試験は、平成8年1月13日(土)、14日(日)の2日間にわたり実施するが、これの実施要項を定め、6月1日付をもって各大学長宛通知した。なお、現在、受験案内の作成等を進めているところである。

○ 平成8年度から大学入試センター試験を新たに利用する大学は、公立4大学6学部、私立18大学25学部、すでに利用している私立大学のうち、平成8年度から新たに他の学部で利用するのは、12大学17学部である。これにより、平成8年度は、国立95大学、公立52大学、私立122大学231学部の合計269大学が大学入試センター試験を利用することになった。

○ 平成9年度大学入試センター試験の実施期日を平成9年1月18日(土)、19日(日)の両日とする。去る5月12日開催の第2常置委員会と入試改善特別委員会に諮り、その後、大学入試センター試験協議会で審議承認ののち、5月26日、文部省の大学入試改善会議に諮った結果、承認され正式に決定した。

○ 予て、平成9年度からの大学入試センター試験の追試験、得点調整、枝間配点の取扱いについて検討してきたが、このほど、追試験及び得点調整については、これを廃止し、枝間配点については、すべての枝間の配点を公表するとした、現時点における検討結果を取りまとめ、公表した。今後、これについて各方面の意見を聞き、本年8月頃を目途に最終的に決定したい。

○ 大学入試センターでは、大学入試センター試験問題作成のために各大学から派遣いただいている教科専門委員会委員の処遇の改善を図るべく、作題の手当のアップも含めて努力しているが、各大学においても、委員が所属大学において正当な評価のもとに任務を務められるようご配慮賜りたい。

9. 阪神大震災に伴う救援に対する謝辞（西塚神戸大学長及び井上神戸商船大学長）

初めに、西塚神戸大学長から、阪神大震災に

際し、各大学からさまざまな支援が寄せられたことに心から感謝申し上げたい旨謝辞が述べられた。

引続き、井上神戸商船大学長から、同趣旨の謝辞が述べられた。

10. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された各地区学長会議の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、各当番大学から次のとおり報告があった。

(1) 北海道地区（谷本北海道教育大学長）

6月1日、2日の両日開催し、①大学の自己点検・評価の実施に係る現状と課題、②大学院の設置等の状況と現有する課題、③短期留学生交流の推進について、特に道内での大学教育にかかわる協力関係に重点を置いて協議を行った。

(2) 東北地区（西澤東北大学長）

5月31日に開催し、①名誉教授の推戴基準と推戴後の処置についての照会、②当面する諸問題として、各大学における自己評価の方法、推薦入学、大学院の重点化、等について協議を行った。

(3) 近畿地区（木下大阪教育大学長）

5月29日に開催し、大学設置基準の大綱化に伴う大学改革が進行する中で、教養部組織の改組、改編、一般教育の取組み方、一般教育と専門教育との関連、など一般教育及び専門教育のあり方について種々意見交換した。

(4) 中国・四国地区（高折島根医科大学長）

平成6年12月1日、2日と平成7年5月29日、30日の2回開催した。昨年12月は、①平成6年度高等学校学習指導要領の改正に伴う平成9年度からの大学入試科目の対応、②生涯学習の場としての大学のあり方について意見交換し、また今年5月は、①大学の自己点検・自己評価に対するその後の対応（特に、教育面について）、②大学の組織運営の活性化（特に、学長のリーダーシップに関わり、副学長、学長補佐官のあり方等について）について意見交換した。

(5) 九州地区（池田宮崎大学長）

5月22日、23日の両日開催し、大学改革に関する事項中、各大学が目下最大、緊急と考えていることについて意見交換したが、特に、多様化した学生を受入れる教育のあり方、教員需要減少に伴う教員養成大学・学部のあり方等について論議が交わされた。

11. 当面する諸問題について

○ 国大協のあり方について

会長から次のように述べられた。

去る6月1日開催の理事会において、今総会で当面する諸問題として何を取り上げるか協議の結果、一つは、国大協のあり方について、もう一つは、臨時定員問題について、の2つの問題について議論していただくこととしてはどうかということになった。ついては、本日残された時間で「国大協のあり方」について討議いただき、「臨時定員問題」については、明日の午後討議をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、引続き会長から、「国大協のあり方」を議題として取り上げた趣旨について、次のように説明があった。

国大協として、どのような形で種々の問題に

ついて審議し諸提案を作成していくか、あるいは委員会相互の連絡、意見のすり合わせを行うかについて、今の国大協は組織体制として必ずしも十分とはいえないのではないかと、常置委員会、特別委員会の委員会構成も含めて見直す方向で検討してはどうかとの提案があり、先日、会長、副会長、及び各常置委員会委員長が集まって、懇談会形式で議論した。

国大協に置かれた委員会は、歴史を遡ると、国大協が昭和25年7月に71大学の会員大学をもって発足した当時、第1常置から第4常置まで4つの委員会があった。それが2年後の昭和27年に常置委員会は7つにふえた。その後、担当事項の多少の入れ替えや第7常置委員会が教員養成制度特別委員会に変更したりしたもの、既に昭和27年には現在と殆ど変らない形が出来、以後、組織は半ば固定的になっている。

わが国の高等教育が国・公・私立大学の一つのバランスの上に成り立っていることを考えると、これからは、国大協としての理念なり主張を明確にしていくことが以前にも増して必要になろう。その点、たとえば、社会に対するアカンタビリティ、社会への貢献といったことについて、国立大学として一つの見解をつくらうとした時、それをどこでつくるのか、現在の組織ではやや判然としないところがある。また、大学審議会や学術審議会等の議論のテンポが早く、国大協としての意見がタイムラグのため主張しにくいといった、理念、主張といったこととは別に、行動の面からも今の組織体制では十分とはいえないのではないかと。

そういうことで、懇談会では、いろいろ議論があったが、国大協として行動性をどう増していくのか、国立大学の政策立案を行う機能をもつためにはどうするか、教育上の大学間協力の

問題をどこで議論するか、国立大学全体として何かプロジェクトをもつにはどういう場で議論するか、といった問題について考えられる体制をつくる必要があり、そのため、組織も含めて国大協のあり方について検討してはどうかということになった。

以上、懇談会の模様をご参考までに申し上げたが、より一般的に国大協として組織論も含めてどうあるべきかご意見をいただきたい。

概ね以上のように述べられたのち、主として次のような意見交換が行われた。

- 年間2回の総会で全国立大学に係る問題を決定することには少し無理がある。国大協の審議の仕組みについて考え直す必要があると思う。また、総会の議事運営について工夫してほしい。
- 組織の見直しについては、特別委員会のあり方の問題もある。特別委員会は、規定の上では、臨時に特別の事項を調査研究する必要がある時に置かれることになっているが、実際には一旦設置されるとなかなか解散されないことが多い。やはり、特別委員会は、必要に応じて特定の問題について集中的に審議し、結論を出したところで解散するのがよいのではないかと。
- 教養教育に関する特別委員会は、本年3月に各大学の教養教育についての改善状況について報告書を取りまとめ、委員会として当面の課題は一応終えたものと判断し、暫時休会することとした。
- 最近起きた新興宗教絡みの事件に、理系出身の、いわゆる偏差値の高い者が関わったとされていることは、やはり、人間教育に何か問題があるように思う。教育の問題は、大学を含めて学校教育から家庭のしつけにまでわ

たる問題なので、全体の意見をまとめることは極めて難しいが、国大協としては、受身の姿勢ではなく、問題を先取りして積極的に提言をしていくことが必要だ。

- 入試改善特別委員会は、国立大学の受験機会の複数化及び共通第1次学力試験制度の改善並びに共通第1次学力試験の延長線上としての大学入試センター試験の利用等について審議する目的でつくられた。先般開催した第2常置委員会と入試改善特別委員会の合同委員会でそれぞれの委員会のあり方について協議したが、入試改善特別委員会の委員の多くは、特別委員会はある一定の役割は終わったのではないかということだった。委員会の審議事項として、第2常置委員会は定例的なことを担当することになっているが、実状は入試改善特別委員会と重複する部分かなりある。両委員会の審議経過をみると、平成5年以前はそれぞれ独立に行っているが、同年中頃から相互に関連する部分については合同委員会が行われている。その意味では実質的な障害はないが、逆にいうと、相互に関連するものをそれぞれ個々の委員会のたびに合同委員会も行うということなら、この際、入試の問題については、一本化して常置委員会が行うこととする。また、入試の問題は、大学にとって永遠の課題であり、少子化社会を迎え国公立を問わず、大学入試如何にあるべきかの観点で長期的な議論は、特別委員会の恰好なテーマではないかと思う。そのように整理が可能なら、入試に関する問題は今よりすっきりするのではないかと考える。

- 第1常置委員会（「大学の組織・運営」を扱う）で議論する時、千差万別の国立大学が集

まっている中で、何をもちて大学共通の問題とするかが難しい。今、大学改革ということが盛んに言われているが、どちらかというどの大学もワンパターン的で改革の方向が同じであって、目覚ましい特色もみられない。委員会としては、大学としてもっと個性化を考えなければならないということで、個性化について議論し、その中から各大学共通の問題を抽出できないものかと考えている。

- 各大学がどういふ個有の方向を歩もうとするか、その大学の意図を実現するための共通の基盤、その一つが、たとえば大学の裁量権かと思うが、それは種々の制度や法律に縛られている現状にある。それを緩めていくのが個性化のための必要な条件を共通に求めるということかなと思っている。
- 最近、児童・生徒数の減少に伴い教員採用が減少し、教員養成系学部の縮小がいわれている。その必要が社会的に認められなくなったということであれば、縮小も止むを得ないが、そうではない。たとえば、小学校の学級規模が40人学級でよいのかどうか。また、学生の理科離れ現象にしても初等中等教育から問題がある。国大協として重要な問題は幾つもあるが、日本の教育についてどう考えるかの視点からの政策立案が必要ではないか。国立大学はその方面の研究者を沢山擁しているのだから、そういう教官を委員として活用し、シンクタンクとしての機能を果たせないか。
- 従来、国大協は、問題を国立大学の枠内で考えることが多く、また、対症療法的な対応に追われることが多かった。それも必要な場合もあるが、国立大学の枠を越えもっとグローバルに問題を考えることが必要である。委員会を整理し国大協を改革することに賛成す

る。

- 「国大協白書」に自己点検・評価について書くため、この問題の国大協の過去の審議の記録を調べた。それによると、「臨教審」の審議と並行して第1常置委員会の専門委員会で国立大学のあり方について数十回近い議論が行われており、臨教審の答申案について国大協としての見解をまとめている。臨教審の審議の途中段階では、大学評価について、自己点検・評価と第三者評価とが同じウェイトで並べられていたが、国大協の大学評価についての結論は、「各大学の自主性を尊重した自己点検・評価が最も重要であり、第三者評価については慎重に考えるべき」としている。このことが効を奏したかどうかは分からないが、最終的には、大学設置基準で、第三者評価は抑制的表現に扱われている。国大協として、どのような審議の仕方がよいかは分からないが、問題の取り上げ方として、一般的なことは審議になりにくい。むしろ、振りかかる火の粉を払うような問題であれば審議にのせ得るのではないかと感じた。
- 教育には、社会資本（ソーシャル・キャピタル）をつくっていくという考え方と、もう一つは、人間資本（ヒューマン・キャピタル）をつくっていくという、二つの面があると思う。今まで、どちらかといえば、国立大学は、実利重視ということから社会資本をつくる方に重点があったが、今後、それを人間資本をつくる方向に重点を変えていかなければならないと思っている。第5常置委員会では、目下主として国際交流問題を扱っているが、若い時に、外国に留学することは、教育の上でも、一人の人間をつくる上でもいいことであると信じている。

○ 教育は、それぞれの大学が個有の方針をもって行っているが、マクロな教育行政は大学の外からくる。特に国立大学の場合、大学審議会等の議論が影響を与える度合は強い。大学の外からの意見は、それはそれで傾聴に値するが、それと同じ力をもった、大学の内部から出てくる力をつき合わせるという、社会的メカニズムをどうやってつくれるかというのが、積極的に国立大学共通の問題を主張していくことが必要なのだということの根拠だと思う。それとは別に、教育そのものをどう扱っていくのかも又重要な問題である。各大学が独自の努力をし、それを相互に連絡情報交換により協力し合うとか、複数の大学でジョイントして教育を分担することなども考えられてよいであろうし、そういったことについて利用されるのが国大協の特徴ではないかと思う。

- 国立大学は、財政と人事両面で厳しく制約を受けており、これも大学の個性化の妨げになっていると考える。会計法や総定員法などの規制の中で身動きが取れず、そのため、事が後追いになってしまう面がある。この問題について、国大協として研究グループを組織して検討する必要があると思う。

それから、教養教育について、戦後日本では、リベラル・アーツ・エデュケーションが希薄になってしまったことが一つの大きな課題と思う。戦前の大学は専門教育指向だったが、専門教育の前に旧制高校というすぐれたリベラル・エデュケーションを行うシステムがうまく機能していたと思うが、戦後、両者がドッキングし、専門教育にリベラル・アーツが圧迫されてしまっている。これは、今の大学制度の中で解決することは非常に難しい

問題であり、一つの大きな課題であるが、たとえば、コースを複線化することは可能であろうし、そういうことの必要性を国大協として検討できないものか。

- 大学が制約を強く受けていると思うのは、教官が国の会計制度をよく知らないことも関係しているのではないか。私の大学では、大学の予算の立て方、執行などについて、易しい解説書をつくって教官に配り、予算制度の仕組みを理解して貰うようにした。

また、総定員法の中の教官の数であるが、国家公務員の定員についていえば、多省軒並み削減される中で、増えているのは教官だけである。そのことも考えて大学の事務の能率化に努めなければならない。それには、大学の内部をリストラの見地から見直すことも必要であろう。

- 日常的な会計処理事務なども含めて事務機構を大学自らの努力で改善していく必要はあるが、新しい学問分野を切り開こうとする時、大学だけの判断と責任ではつくり難い。そういう点で、やはり、大学には強い制約があるということをお願いしたい。
- 制約というのは、外からの制約もあるが、内なる制約もある。たとえば教授会の権限と学長の権限ということは絶えず話題になるが、国大協の伝統的立場は教授会擁護論であり、ここに議論をすすめる難しさがある。一般的には、大学のマネジメントとしてそれぞれの大学で解決できる問題はかなりあるはずであり、大学人として反省すべき内部の問題もある。
- 大学が社会に責任を負うのであれば、ある規模の予算と定員を貰った大学がどういう形で中を設計し、どれほどの能力をもったどれ

ほどの数の人材を養成するかということを議論しなければならない。そのためには、評価のシステムは、ある形のもとにワン・バイ・ワンで決めるのではなく、もう少し広いところからみていかなければならないのではないか。つまり、大学が何かをデザインした時、それを評価する側にわれわれの味方が相当数いなければならないのではないか。少なくともエバリュエーションの段階で国大協等が相当程度に判断するような仕組みを議論していかなければならないと思う。確かに国の会計法は国立大学にとって大変な制約になっていて、その端的な例が、国の機関の一部であるが由に地方自治体から直接資金のサポートを禁じられていることである。国立大学が地域社会との関係を結んでいく上でもこの問題を国大協として考える必要があると思う。

- 地財法を改正することを支持する意見がある一方、国立大学については国が責任を負うべきであり、その体系を曲げるような形で安易に地方自治体などから財政的支援は受けるべきでない、という意見もある。第1常置委員会で、国立大学の地方移管論を含めて議論した結論としては、安易に地方自治体からの財政支援を持ち出すのは危険ではないか、ということであった。
- アメリカの大学が多く地域との関係がうまくいっているといわれているのは、大学の外に財団をつくり、そこで産学共同の研究を行い、地域とのコンタクトもそこを通して行っているからだといわれており、わが国もこの方式をとるのがよいと思う。

いずれにしろ、本日出ているような議論が国大協の委員会で活発に行われる必要がある。本質的なことについて緻密に議論を要す

る問題は沢山あると感じた。

- 学部自治ということがいわれているが、その割には、教授会がまとまっているようにみえない。たとえば自己点検・評価ということにしても、教養部の廃止にしても、文部省や審議会の議論の流れの方向に一斉に動く傾向があるように思う。一方、たとえば、久しくのぞまれているサバティカル・イヤーは、今の制度の中でも学内で工夫次第でできないことはないはずだが、話がまとまらず容易にできない。これでは学部自治の体質が問われて

も仕方がない。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から次のように諮られ、了承された。

本日は、国大協のあり方について貴重なご意見をいただいた。できれば、総会終了後近いうち、会長、副会長、常置委員会委員長で構成する常務理事会を開催し、そこで、委員会の構成、運営方法など問題を整理のうえ原案を作成し、それを次回の総会に提案するようにしたいと考えるが、それでよろしいか。

第96回 総 会 (第2日)

日 時 平成7年6月14日(水) 13:30~16:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

1. 各常置委員会の委員長選出結果について

吉川会長から、本日午前中に開催された各常置委員会において、委員長の互選が行われた結果、次のとおり新委員長が選出された旨報告があった。

第1 常置委員会

金森順次郎大阪大学長(再任)

第2 常置委員会

加藤延夫名古屋大学長(再任)

第3 常置委員会

佐々木慎一豊橋技術科学大学長(再任)

第4 常置委員会

田中昌一東京水産大学長

第5 常置委員会

江崎玲於奈筑波大学長(再任)

第6 常置委員会

和田光史九州大学長

2. 監事の選任について

会長から、監事2名の選任については、昨日の理事会で堀川清司埼玉大学長及び山本肇東京医科歯科大学長を候補者としたので、お認め願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

3. 各常置委員会報告

会長から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について、各委員長から報告願いたい旨述べられた。

各常置委員会からの報告の概要は次のとおりである。

(1) 第1 常置委員会(金森委員長)

主として国立大学の使命ということを中心に議論した。

一つは、国立大学は時代の先導的役割を果た

してきたし、国の基盤的業務に当る人材を養成してきたという評価では大体コンセンサスが得られた。その上で、今後、大学の個性化を掘り下げて考えるべきということで、これまでどちらかというワンパターン的ともいえる大学の機能というものの分化について、特に47ある総合大学について検討してみようということが議論された。また、関連して、教育大学の問題、入試の問題などのほか、臨時定員の問題などについても議論したので、それらの議論を整理したうえ、次回の委員会では、国立大学全般として共通な何か具体的問題を抽出できれば抽出し検討していくことで意見が一致した。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

入試に関わる第2常置委員会と入試改善特別委員会との関係については、昨日発言した(「当面する諸問題について」)内容とほぼ同じ結論であり、入試に関わる委員会としては一本化して整理することが望ましいということであり、また、この際、特別委員会全体を見直すことも必要ではないかということであった。

委員会の今後の審議事項については、○大学入試センター試験の意義、役割等についての検討、○大学院入試について(入試問題を含めて総合的に議論する場が他にあるかどうか常務理事会で検討の要)とともに、委員会の守備範囲の見直し(「学科課程、入試等」が担当事項となっているが、過去10数年、専ら入試問題を審議の対象としており、この際、実態に合わせるか否か)などである。

(3) 第3常置委員会(佐々木委員長)

本委員会では、最近、学生のための厚生補導施設の整備充実の問題、留学生の問題に取り組

んでいるが、これに加えて、これから奨学金の問題について、特に大学院学生の奨学金の改善について検討したいと考える。大学院学生の奨学金は、現行貸与であって給費ではない。このため学位が取得できても多額の借金を負うことになる。また、特に博士課程については外国人留学生(国費)に比べて待遇は恵まれていない状況がある。これは大学院重点化に相反する方向であるので、改善を図るべくこの問題にも取り組みたい。

(4) 第4常置委員会(田中委員長)

教室系技術職員の問題について、「提言」についての調査結果を踏まえて本委員会として提起した「諸課題」を中心に意見交換した。

- 組織の実体化というのは、教官組織にも対比できるような技術者集団をつくり、それを認知していく中で、技術者としての自覚と誇りをもって貰う、ということではないか。
- 組織化と専行職移行との関係については、組織化ということと専行職移行ということとは、もともと別の話だが、移行の足がかりとして組織化を考えてきた経緯もあり、組織化をしっかりと行い、それを認知して貰っていくことによって、移行をよりスムーズにしていこうとする。
- また、移行を実行した場合、起こることが予想される問題への対応を考えなければならない。

といった議論があり、今後、人事院との協議を進めながら、組織化を実体化し、専行職移行を精力的に進めていくことを確認した。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長)

ニュージーランド大学長協会の Bruce J.

Ross 会長より、国大協とニュージーランド大学長協会の間で学術交流協定を結びたい旨申入れがあった。別紙「JAPAN-NEWZEALAND ACADEMIC LINKS AGREEMENT(案)」は先方が申入れてきたものであるが、その内容は、以前、日豪間で締結した協定と殆ど同様である。これについて本委員会で検討した結果、基本的にはこの案の方向で協定を結ぶことに異論はなかったが、ただ、授業料免除等の取扱いについては協定では触れず、別途協議することとしてはどうかとの意見となった。本来ならば、この旨予め理事会に付議のうえお諮りすべきであるが、お許しいただき、ご審議いただきたい。

ついで、会長から、わが国とニュージーランド国間で学術交流協定を締結する話をすすめることについてお認め願えないかと諮られ、特に異議なく了承された。

引続き、江崎委員長から、委員会における論議の主な点について次のような報告があった。

- 国際交流は大学に大いに刺激を与えることになる。
- 留学生は多様性に富んでおり、それに応じた対応が必要である。
- 短期留学について、外国の大学との交流の経験から、4カ月程度の滞在で短期留学生として認めて、単位の認定、奨学金の給付、ビザの発給が行われることがのぞましい。
- 外国から日本への留学は、言葉も文化も異なるのであるから、留学期間は1年程度は必要という考え方もあるが、一方、4カ月程度の短期なら来られるということもあるので、留学生問題への対応にはフレキシビリティをもたせることが必要だ。
- 短期留学の奨学金は、外国からの受入れ分は1,000人の枠になったが、わが国から外国へ

出掛ける分は100人の枠にとどまっている。パリティ（相互）の精神に立って、国立大学の学生がもっと多く外国に行けるよう奨学金の枠を増やしてほしい。

- 米国における日本学が、それをサポートする日本からの人材が少ないため、危機的狀態にある。日本からアメリカへ出掛ける人は、どちらかというところ、サイエンティストをはじめ西欧文化に興味をもつ人達であり、日本のこと、日本文化を的確に英語なり他の外国語で伝えられる人材が少ないことは、国際交流上問題である。

(6) 第6常置委員会（和田委員長）

主な審議事項は、本委員会の今後の検討課題及び授業料問題の取扱いについてである。初めに、今後の検討課題を審議するについて、予め宿題として課せられていた、これまでの委員会活動のレビューを行った。その一つは、「国大協白書」の中で第6常置委員会に執筆が割り当てられた項目、第2は、この10年間の本委員会の主な審議事項、第3は、本委員会の国立大学財政基盤調査研究委員会が取りまとめた報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」の中の提言（7項目）である。その上で協議に入ったが、委員会として報告書の「提言」についてその後はっきりした対応を示してこなかったとの認識のもとに、「提言」について審議した。その結果、提言の一つの「国立学校特別会計の予算規模の拡大」の項目中、特に「旅費の増額」が検討対象の一つとして推されたが、いずれにしても項目を絞った方がよいというのが委員会の意見であるので、どのように項目を絞り込み、論議を進めるか、引続き検討していくこととした。

もう一つの問題は、大学教官は予算会計に関

する知識が十分でないので、これを啓蒙するようなマニュアルをつくることが提案された。本委員会のある委員が所属する大学が教育向けに作成し配った「国の予算に関する様式事項」を参考に全国立大学に应用できるような形でまとめられれば、まとめたい。

また、授業料問題の取扱いについて協議した結果、本年もその必要に応じて要望書を作成提出することが了承された。

4. 当面する諸問題について

○ 臨時定員問題について

初めに会長から次のように述べられた。

当面する諸問題について、昨日は国大協のあり方についてご討議いただいたが、今日は臨時定員問題についてご討議いただきたい。

初めに、臨時定員問題の背景について多少説明したい。

このほど、大学審議会の大学教育部会の中に高等教育将来構想委員会が設置され、その第1回の委員会で諮問があった。そこで、どのようなことが問題になるかということも含め若干議論の材料を紹介したい。

臨時定員増については、昭和59年6月の「大学設置審議会大学設置計画分科会報告」で、平成12年度までの展望に立ちつつ、昭和61年度から18歳人口のピーク時の平成4年度までの7年間の増募計画を立てなければならないとし、基本的には高等教育全体の進学率は低下しないものとの予測のもとに7年間で8万6千人の定員増を目標として整備を進めるが、平成5年度以降18歳人口は急減するため、8万6千人のうち4万4千人は期間を限った定員増として整備を図る、ことが提言された。これに従って、その後各大学で増募が積み重ねられてきたが、平成

5年度以後減少期に入り、平成11年度解消を目標に臨時定員増の返還が既に始まった。しかし、私立大学では臨時定員を返す動きが少なく、このまま推移すると、現在でもわが国の一つの問題である、私立大学と国立大学間の定員のアンバランスがさらに助長されかねない。

それにしても、最近は高等教育の志願率は漸次増える傾向にある。高等教育の質をいかに保っていくか、量的抑制ということでは質を保つという方向で果たしてよいのかどうか、このことが今、根本的に問われているのではないか。もし、わが国の高等教育の進学率が今後、米国のように50%を越えてユニバーサル・アクセス型になるとすると、その場合は、人々が受けたいと思う教育への欲求は多様に広がり、大学は一律な大学ではあり得なくなる。このような背景があって、将来の高等教育の規模について、単に定員の問題だけでなく、基本的ポリシーとしてどうあるべきなのかということが問題になってきたのかと思う。教育を受ける者の期待が将来どう展開していくのか、大学行政という立場でいえば、高等教育の質を高度に維持しなければならない。また、教育を提供するわれわれ大学はそれぞれ個性をもちながら、しかもそれが全体としてバランスがとれていなければならない。さらに、その中で、国立大学という一つのセクターがどのようなプリンスプルをもっていくのか、といったいろいろなファクターを考えたらうえ、臨時定員の問題への対応を考えなければならないであろう。

以上、ご参考までに申し上げたが、現実の問題として、概算要求を通して臨時定員を減らすことが求められているわけであり、これに対し、できるだけ国大協として一つの考え方をまとめられないかと思うので、臨時定員問題について

自由にご意見を伺いたい。

ついで、概ね次のような意見交換が行われた。

- 臨時定員の扱いとも絡むが、18歳人口の減少で国・公・私立大学間で受験生の争奪が激化し、国立大学は偏差値の高い学生が集中する大学とそれ以外の大学とに二極分化が顕著になるのではないか。そうすると、大学はそれぞれに生き延びを工夫しなければならない。第1常置委員会の報告でも、大学の個性化へ向っての努力の必要性ということがいわれていたが、国立大学は、これまでのような、いわゆる護送船団方式は成り立ち難い時代にきた感がある。
- 18歳人口は、21世紀初頭には150万人台にまで減って、その後も減り続けて最終的には120万人台にまで減る。現在の大学の入学定員は短大を含めて約80万人だから、仮に進学率が60%に上がったとしても、18歳人口が120万人台になれば、定員に対し10万人が不足する事態になる。そうすると、大学が淘汰されることも考えられるが、その時、国立大学にどういう負担がかかってくるかが問題になる。もう一点は、高等教育における公教育と私教育の学生定員の比率が、わが国の場合諸外国に比べてやや特異であり、私立の定員が現在全体の70%を越えている。結果的に国立大学だけが臨時定員を返還するということになる、国立大学の比率はさらに低下してしまう。このことに危機感をもつのは、かつて医師過剰に対応して医学部の入学定員の10%削減策が出され、これを受け容れたが、結果は国立大学は目標を上回る12%を削減したが、私立大学は5%に止まり、公立はゼロで、全体として削減目標は到達できていない。それと同じような事態が又起こりはしないかという懸

念をもつからである。

- 文部省は、臨時定員は既定の計画に沿って必ず返却して貰うということを明言している。いま急いで、対応を考えれば、臨時定員問題が何とかなるというのであれば、文部省の発言とどう関わるのか、今後の見通しを示して貰えないと渦中にある大学は混乱する。
- 臨時定員の解消には私立大学は消極的姿勢が強い。それと、進学率が昭和59年に大学設置審議会報告で想定された率を上回っており、わが国も米国型の、より多くの人間が大学に入るようになる、との別の予測もある。私立の消極的姿勢と高等教育への国民の期待が高まる方向に動けば、臨時定員を機械的に平成11年までに解消するということは難しくなるかもしれない。
- 既に2年にわたり臨時定員の半数を返却している。国大協として、弱者によりしわ寄せがくることにならないよう対応を検討してほしい。
- 学部によっては臨時定員を返却しているが、学内の議論を聞いていると、むしろ早く返却したいという希望の学部もあって、一概に返さないでおきたいという考えばかりではないようである。
- 初年度と2年度合わせて100人以上臨時定員を返した。臨時定員の返却要求に対する対応としては、要望によって返却をまって貰う方法と、もう一つは、大学審議会の将来構想委員会の審議の結論をまち、それが高等教育の規模を拡大すべしという意見であれば、それに基づきそれぞれが新たな分野を加えていく方法とが考えられる。
- 国立大学の臨時増募はすべて合わせてもそれほど数ではない。むしろ、私立大学は、

臨時増募及び恒久増募含めて急増していて、これが平成12年以降大きな問題になってくるような気がする。その意味で、国立大学は定員を減らす理由はないということを主張する必要があるのではないか。

- 臨時定員問題についての学内の議論は、教官の教育負担を軽減する形で実際に過剰負担になっているところにその定員を当てたいというのが主流である。
- 学部の順番をつけて学生の返却をしている。学生の臨時定員の返却にはあまり抵抗はないが、それによって教官定数が削減されることには抵抗がある。私の大学では、大学院学生が急増しており、学部に対し大学院の入学者の比率はここ3年間10%の割合で増えており、本年度で80%強となった。理系諸学部では、大学院重点化が始まっており、人文社会科学系の学部においても大学院重点化あるいは独立研究科の創設ということで、教官の削減を防禦する方向を模索しているのが実情である。
- 大学の質を維持するために、ある程度学生定員を減らすという考え方は了解できるが、減員に応じて予算も減ってしまうという今の予算システムが改められないと、減らせといわれても限度がある。小規模大学では、教官が減ることが最も痛手が大きい。私の大学では、現在、ドクターコースに定員の3倍入っているのに、教官を大学院に振り分けようとしている。やはり、大学としては、仮に学生は減らすことになっても教官は減らしたくないというのが偽ざる気持ちではないだろうか。
- 臨時定員問題に対しては大学院で対応しようというのが一般的と思うが、私の大学では

学部の充実によって対応しようということで、昨年、工学部で1学科新設したが、新たに理学部でも学科を新設すべく努力している。

- 臨時定員は、どちらかという、従来型の学問分野に不足しているところを増やしたという例が多い。むしろ、この臨時定員増分を新しい分野を増やすための原資にできないものかと考えている。
また、国大協としては、現実的対応とともに国立大学としての理念を掲げることも必要だ。国の未来を見通し、どういう人材を養成、育成すべきか、私立大学、公立大学との関係、生涯学習まで含めた中で、国立大学の使命をきちっと打ち出せば、臨時定員問題へのイメージも湧いてくるのではないか。
- 臨時定員を大学の実質的拡充のために使ったので、返却を求められることは困る。新しい事項を要求して、それと相殺してプラス・マイナスゼロにする努力をしている。国大協として、臨時定員について大学の立場に立った明確な意思表示がほしい。
- 学生の、特に学部教育の場合、入学後の志望変更は現状難しい。大学改革を議論する中で、志望変更に応えられるよう、教官の臨時定員を使って定員にフレキシビリティをもたせられないか、という意見がある。
- 臨時定員問題という時、学生定員と教官定員との2つの問題がある。学生の定員ということでは、18歳人口が減る中で進学率の動向にもよるが、将来の高等教育の分担について、理想的に国立大学では増やすべきかどうかということが論点の大きなファクターになると思う。
- 国立大学には、わが国の高等教育のヤー

ド・スティック（尺度）の機能がある。しかし、それは一定程度以上の比率があってこそいえることであり、この比率があまり減ると、それは例外になってしまい、国の高等教育政策手段の物指として使えなくなる。私立大学は経営者と教師が向く方向が違う場合が少なくない。教師は、学生の数が増えることを歓迎してはいない。むしろ教育の負担が減ることを願っている。その点、国立大学は一定の定員数を守っている。もってわが国の大学のモデルになっていること、学生の資質がすぐれていることが拠りどころであり、それが存在理由でもある。

- 国立大学は、定員を維持し、さらに発展させるべきという議論の第1は、国立大学は、公・私立大学も含め、大学の教育、研究、運営全般にわたって一つの規準となっていること、もう一つは、特に研究に関して先導的役割を果たしてきたこと、また、今後の学問の発展上必要になってくる学問領域の再編成の先導的役割を果たさなければいけないし、それ以外にも、これからはいろいろな機能をもたないといけない。そういうことで、国大協としては、進学人口が減る事態になっても国立大学の定員は維持すべきであるということ、を声を大にして言わなければならないと思う。
- 高等教育における国立大学のシェアが今以上に減ることは問題である。文部省は臨時定員の返却は計画通り進めるといふ。そうなる、現実的対応としては、大学のリストラクチャリングということではなかろうか。たとえば、大学院の入学者を倍増し定員化を認めて貰う。それに伴って必要な教官も建物も当然要求できる。大学院重点化は国の方針でも

あり、今後国立大学を学部から大学院に重点を置く方向に向けていくことが考えられる。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から議論を総括し次のように述べられた。

本日は臨時定員問題について、理念と現実的視点の両面から種々ご意見を賜った。

一つは、現在進行中の大学改革を含め、教官定員ということが重要な関心事である。それは単なる絶対数だけでなく、フレキシビリティをもつ扱いやすさという意味での臨時定員というものが有効である、というのが大方の共通した現実的視点であったかと思う。このことは、同時に議論した理念とも矛盾しないと思う。むしろ、その両方が重なっていくところで対外的な力になり得るのかと思う。その理念ということでは、一つは、大学改革等でも議論しているような、どういう学問分野をどういふ学科、研究科、専攻といった構成で対応していくのか、いってみれば、社会的要請にもっとも的確に応えられるのは国立大学である、ということ。また、学生数に関しては、一つの規範としてある程度のシェアがないと存在のパワーがない。その意味では国立大学は学生をもっと引き受けてもよいのではないか。さらに、国立大学の卒業生が社会の中である骨格をなす専門職に就いている。国立大学は、将来にわたって社会の倫理性を支えていく人材を養成している。さらに、最大の重要な条件かもしれない、学術全般にわたる基礎研究の人材を供給するものとして国立大学は大きな役割を果たしている。これらを主張し、日本の国力を衰退させないためには、国立大学の学生定員は減らすべきでない、むしろ増やすべきである、教官定員も増やすべきである、研究費も増やすべきである、という話の流れであったかと思う。

本日の議論を踏まえ、国大協として、高等教育の将来計画に臨みたいと思う。おそらく、次回の総会までに大学審議会での審議は進行すると思われるので、総会にその状況をご報告したい。

5. 第97回総会等の日時・場所について

会長から、次回総会は平成7年11月15日、16日の両日、事務連絡会議は11月17日に開催を予定したいのでご了承いただきたい旨述べられ、了承された。

6. 退任学長に対する謝辞

会長から、次回総会までに退任予定の次の学

長に対し謝意が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

谷本 一之学長（北海道教育大学長）

小野寺和夫学長（図書館情報大学）

山本 肇学長（東京医科歯科大学）

原 卓也学長（東京外国語大学）

將積 茂学長（愛知教育大学）

尾上 久雄学長（滋賀大学）

中内 光昭学長（高知大学）

以上をもって、第96回総会を閉会した。

第63回事務連絡会議

日 時 平成7年6月16日(金) 10:00~15:30
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学事務局長
(大学入試センター)平川副所長
(文部省)高生涯学習振興課長,木曾職業教育課長,
近藤大学課長,早田研究機関課長

滝沢事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり吉川会長から,次のような挨拶があった。

日頃の事務局長各位のご努力に感謝を申し上げます。昨日の総会で役員改選が行われ,会長に再選されたので宜しくお願ひしたい。総会では国立大学協会の在り方として,国立大学協会は国立大学の単なる連絡機関でなく,国立大学が今後どうしていくかについて一つの中心的機関として集約的議論ができるようにしたいとのことであり,常務理事会を活用し,国立大学協会の戦略を立て,昭和27年以来の委員会の組織・任務の見直し,特別委員会の時限制など秋の総会までに検討することになった。また臨時増募定員を解消することが平成5年から始まっており,各大学が種々のアイデアを出し,解消される定員を引き続き確保するよう努力しているが,高等教育がマス化していく中でこの状況が続けば国立大学は少数派となり,長年にわたる適切な国立大学と私立大学のバランスと役割分担を崩すことになる。その危機的状況を避けるために今後国立大学の規模・内容が重視され,我々としてもその具体的方策を探らなければならない。そのほか国立大学の特徴,在り方を外部に明らかにするため,白書「文化学術立国をめざして」を作成中であり,次回総会までに刊行予定であるのでご協力をお願いしたい。

ついで,野島事務局次長より配付資料の説明

及び会議日程の説明があった。

1. 総会付議事項報告

滝沢事務局長から,総会における議事の概要について,別紙配付資料をもとに次のような説明があった。(詳細は前掲の第96回総会議事録をご参照ください)

(1) 会務報告

会長から資料により次の事項について報告があった。

- ① 全国高等学校長協会との懇談について
- ② 国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書の提出について
- ③ 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について
- ④ 日本私立大学団体連合会との懇談について
- ⑤ 阪神大震災で被災した受験生への配慮について
- ⑥ 「短期留学の推進について」の意見提出について
- ⑦ 科学技術基本法についての懇談会について
- ⑧ 特別会計制度協議会の開催について
- ⑨ 国立大学協会の組織運営についての懇談

会について

- ⑩ 国立大学協会宛て要望書の受理について
(2) 「平成6年度国立大学協会歳入歳出決算」
について

事務局長から、説明があったのち、山本監事から監査結果の報告があり異議なく承認された。

- (3) 「平成7年度国立大学協会歳入歳出予算」
について

事務局長から、説明があったのち、会長から本案については3月8日の理事会で承認を得ているが、会則により総会の承認を得たい旨述べ、異議なく承認された。

- (4) 理事の選任について

会長から、各地区ごとに互選された理事候補者(資料11)について、諮られ異議なく選任された。

- (5) 会長、副会長の選任結果について

総会第1日目の昼休みに開催された新理事会において互選を行った結果、会長及び副会長が次のとおり決定した。

会長 吉川 弘之(東京大学長)
副会長 井村 裕夫(京都大学長)
副会長 阿部 謹也(一橋大学長)

- (6) 監事の選任について

山本東京医科歯科大学長及び堀川埼玉大学長が監事に選任された。

- (7) 常置委員会委員(大学の代表者)の選任
について

別紙「資料12」のとおり新委員を選任した。

- (8) 常置委員会委員長の選任について

総会第2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長を互選した結果、委員長が次のとおり決定した。

第1常置委員会 金森大阪大学長

第2常置委員会 加藤名古屋大学長

第3常置委員会 佐々木豊橋技術科学大学長

第4常置委員会 田中東京水産大学長

第5常置委員会 江崎筑波大学長

第6常置委員会 和田九州大学長

- (9) 各委員会委員長報告と協議について

総会第1日目に、前総会以降の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について各委員長から報告があり、総会第2日目には、午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長から報告があった。それらの報告事項は次のとおりである。

- ① 第1常置委員会

- 尾身衆議院議員からの申出による「科学技術基本法案」についての委員懇談会について
- 大学審議会、学術審議会で、委員長が「わが国における研究教育体制について」意見陳述した内容について
- 今期の委員会で、助手制度を中心とした教育研究体制の問題点、助手、技術職員等の職務概念、国立大学の多様性と個性化等について審議したことについて

- ② 第2常置委員会

- 阪神大震災で被災した受験生への配慮等について
- 平成9年度大学入試センター試験における追試験の廃止、得点調整の廃止、枝間の公表について
- 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告について
- 日本国際教育協会の私費外国人留学生統一試験の海外実施について

- ③ 第3常置委員会

- 外国人留学生の学生生活等に関するアン

- ケート調査について
- 平成7年度就職協定について
 - 阪神大震災による就職内定取り消し等について
 - 平成7年度第1回就職ガイダンスについて
 - 生協からの阪神地域での仮設学寮建設のための募金依頼について
- ④ 第4常置委員会
- 「[教室系技術職員の組織化と研修の進捗状況について]」に対する回答を踏まえて提言]」についての意見調査のまとめについて
 - 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について
 - 「文化学術立国をめざして」の原稿作成について
 - 人事院勧告の取扱いに関する要望の扱いについて
- ⑤ 第5常置委員会
- 第4回アジア太平洋大学交流会議(UMAP)の開催結果について
 - 日米学生短期留学促進のための日米合同会議及び訪米調査団について
 - 日本・ニュージーランド学術交流協定締結について
- ⑥ 第6常置委員会
- 平成8年度概算要求の方針について
 - 平成7年度予算の特徴について
 - 授業料問題について
- ⑦ 医学教育に関する特別委員会
- 医学部・歯学部・附属病院が当面する課題についてのアンケートについて
 - 医学教育をめぐる当面の動き(病院財政問題, 特定機能病院, 医師需給問題, 卒後研修の義務化等の問題)について
- ⑧ 教養教育に関する特別委員会
- 教養教育の改善に関する調査結果報告書について
- ⑨ 大学院問題特別委員会
- 国立大学教官を対象とした「国立大学の大学院に関する調査」の調査結果の整理について
- ⑩ 学術情報特別委員会
- 大学図書館経費の現状調査アンケートの結果について
 - 図書館予算の在り方について
- ⑪ 教員養成制度特別委員会
- 「大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方」についての最終報告の発行と要約版の作成について—
 - 「附属学校の在り方」及び「教育学部が現職教員の研修について果たす役割」について今後審議していくことについて
- ⑫ 生涯学習特別委員会
- 「国立大学と生涯学習」で提案されている諸課題に関する今後の具体的行動について
- ⑬ 入試改善特別委員会
- 国立大学入学者選抜についての平成9年度実施要領(案)及び実施細目(案)について
 - 実施要領(案), 実施細目(案)における実施日程, とくに後期日程試験の合格発表期日について
 - 入試改善特別委員会と第2常置委員会の関係, 在り方について
- (10) 各地区学長会議の状況報告
- 各地区世話大学長から, 前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における協

議の様相についてそれぞれ報告があった。

(1) 第97回総会等の日時・場所について

次回総会は、来る11月15日(水)、16日(木)の両日、事務連絡会議は11月17日(金)いずれも神田学士会館において開催することが決定した。

2. 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センターの平川副所長から、大学入試センター試験に関し次のような説明があった。

- 平成8年度大学入試センター試験は平成8年1月13日、14日に実施することとなり、近く大学入試センター試験実施要項を各大学にお送りし、センターとして試験の準備を進めていく予定である。
- 平成8年度大学入試センター試験を利用する大学数は新しく公立4大学、私立18大学が参加し、国立95大学、公立52大学、私立122大学となった。
- センター試験を利用する大学の入試担当者連絡会議を8月下旬全国7地区で開催する予定である。
- 平成9年度の大学入試センター試験は、平成9年1月18日、19日に実施することとなった。
- 平成9年度からの大学入試センター試験の出題教科・科目が高等学校の学習指導要領改訂に伴い、大幅に変更、増加することになった。これに関連し、次の3点について検討しており、これまで関係方面にご説明してきたが方針を決めたい。
- ① これまで何らかの理由で本試験を受けられなかった者に対して追試験を行ってきたが、試験の公平性の確保、問題作成の困難さ、経費の大きさ、受験者数の少数さ等の

面を総合的に勘案して追試験を廃止すること

- ② 理科、社会の科目間で平均点に大差が出た場合の不公平を是正するため行うこととしている得点調整を、試験科目の多様化、技術的問題の面も考慮し、廃止すること
- ③ 従来公表していないセンター試験の枝間の配点を公表すること
- 大学入試センター試験の教科専門委員を各大学の教官をお願いしているが、これら教官の処遇改善についてセンターでも努力しているが、各大学にもご配慮をお願いしたい。

3. 阪神・淡路大震災での経験と対応について

(1) 行田神戸大学事務局長から、次のとおり報告があった。

阪神・淡路大震災の折、各大学等から寄せられた救援に対し感謝申し上げる。

今回の地震でとくに感じたこととして、凡ゆる交通・通信網が壊滅遮断し、連絡網が失われた中で、行政電話が非常に大きな効力を発揮した。また震災のとき一番必要なものは着る物、食べる物であるが、同時に避難住民を含めてのトイレ設備も大事で、今回の地震では施設部の努力で簡易トイレを確保でき大きな混乱を避けることができた。

(2) 山田神戸商船大学事務局長から、次のとおり報告があった。

阪神・淡路大震災の折、各方面から寄せられた救援に感謝いたしたい。

1月17日発生の大震災での被害は国立大学の中では、神戸商船大学が一番大きかった。震災直後から被災した地域住民が構内に多数避難してきた。そのお世話は本来地方自治体の仕事と思うが、市の職員も被災し大学で世話をせざる

を得なかった。現在も大学内に100人程被災住民が居住しており、まだ少し混乱の中にある状況である。大災害の中では公的、私的と区別しての動きはできない。

まず、第一に自己及び家族の安全確保を災害対策の間中言い続けた。通信網が断たれた中で、幸い大学入試センター試験のために臨時に設置した電話があり、それを使って、学生の安否確認に全力をあげたが、学生何人かが亡くなり学生部職員の苦労は大変であった。大学が地域住民の避難場所に指定されており、約千人の被災住民を体育館、武道館、学生寮に誘導収容したその仕事も大変であった。住民には学生の毛布も提供し、各方面からの救援物資も届き、飢え死にすることはないという感じでその点は安心した。

被災住民の世話について、震災2日目に対策本部をつくり、各職員の分担を定め震災直後は職員も考える暇もなく仕事してきたが、時間が経つにつれ、また各大学からの応援職員が撤収したあとの仕事を行うことについて、職員が行う仕事なのかとの話も少しずつ出てきた。その点について自分は「国家公務員法101条第2項に地震、火災等重大な災害時には当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることができる」との規定があることと、避難住民が入ってきておりそれを管理することは、大学の管理事務の一環であると考えて職員に地域住民への炊き出し、救援物資の配給などの仕事をお願いした。しかし良く考えてみると災害時で仕事させるにしても、それは妥当で合理的でなければならぬと思う。災害の仕事の時に超勤手当での支給を求めた職員は一人も居ないが、災害対策時の仕事に対する処遇についてきちんとした対応ができていることが必要であると思う。

ライフラインが切られ水も少ない不衛生の状況の中で、トイレから出たら手を消毒させる等健康保持に細心の注意を払い、何週間か職員は不休であったのでかなり疲れていると思うが、無事今日まで乗り切った。

災害時に事務局、学生部と別れて対応はしにくいので、災害対策本部の設置など当然考えておかなければならない。また災害時のマニュアルなども必要だがそのとおりに実施できるものではない。常日頃から災害対策を職員に意識させておくことが必要である。行政改革に反するようなことであるが、災害時には外注派遣のガードマンは全く役立たない。たった1人の職員の守衛が駆け付け門で仕事をしてくれた。大学はその地域では大きな組織、力として期待されており、バランスの取れた職員構成、組織が必要である。大学の学生寮には250人の学生がいたが、震災直後ただちに町に飛び出し、約100人の住民を救出したとのことである。あとから考えるとあの時スコップ、ヘルメット、手袋等あれば良かったということが沢山あった。震災で教職員は無事であったが、大学関係者12名が亡くなられた。それにしても国立大学という大きな力が後ろにあり、各大学からの支援が精神的にも大きな支えになって色々な対応ができたと思う。改めてお礼を申し上げる。

4. 文部省からの説明及び事務連絡

文部省から、関係官が出席し、概ね次のような説明があった。

高生涯学習振興課長

- 生涯学習振興について、昨日の会議でも大学への期待として、社会人学生の受入れ、生涯学習研究センターの設置、放送大学の活用などお願いしたが、このほど「生涯学習のす

すめ」というパンフレットを生涯学習の事務担当者向けに作成した。内容は生涯学習とは何か、生涯学習はなぜ必要か、生涯学習の諸施策が書かれているのでご活用願ひ、生涯学習について各大学の一層のお取組みをお願いしたい。

木曾職業教育課長

- 現在高等学校の在り方そのものを改善していくとのことで、総合学科の創設、職業高校の活性化方策等の施策が打ち出されている。この3月に「スペシャリストへの道」という職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の報告が出された。その中でとくに高等教育への接続が提言されており、現在高校生の約25%が職業系高校に在学しているが、高等教育への進学希望者が相当数おり、進学の問題を抱えている。その解決のためとくに職業系高校卒業生の推薦入試の枠の拡大をお願いしたい。また平成8年度の入試から専門高校卒業生のための履修してきた科目を配慮した特別選抜制度もできたのでよろしくをお願いしたい。なお本年度予算でこれら入学者の補習教育に関する予算も新しく計上されている。これらについては是非大学の前向きなご検討をお願いしたい。

近藤大学課長

- 各大学の平成8年度概算要求のヒヤリングを7月7日から行いが、各大学内で十分練ったうえ、簡潔にご説明願ひたい。またこの時期に地元新聞などで概算要求の内容が決定したかのごとく報道されることがあるが、誤解を招くのでご留意願ひたい。
- 予算についてメリハリを効かせた有効な執行をお願いしたい。各大学への予算の配分についても重点配分を行いたいと考えている。

なおティチングアシスタントの経費について単価増の要求があるが、支給について準備時間も含めるなど弾力的運用も工夫してほしい。

- 大学改革について、機構改革だけでなく教育研究のソフト面の改革に力点を置き、教育研究の総合性の確保をポイントと考え学部間の壁を無くすようご努力願ひたい。また、大学全体としての共通理念に基づいて改革を進めるようお願いしたい。なお最近の宗教団体の事件にからみ、大学での教育の在り方が問われているが、幅広く深い教養と総合的判断力、豊かな人間性を培う教養教育の実践について教養部改革にあたってご配慮願ひたい。
- 18歳人口の減少により教員の採用数も低下し教員養成学部規模の見直しも課題となっているが、教員養成における専門教育は重要であり、教育委員会等とも意思疎通をはかり、何が問題で、どのような教員が求められているかを認識してほしい。また附属学校の在り方、規模、管理運営などについてもご検討をお願いしたい。
- 行財政改革論や地方分権論にからみ国立大学の民営化論も種々の場で話題となり、文部省もいろいろと説明しているが、地域の中で期待され信頼される大学となるよう努力していただきたい。
- 課題山積の中で、従来以上に事務局の能力向上、職員の資質向上が望まれており、事務サービスの向上、情報体制の整備その他事務局の活性化についてご努力願ひたい。
- 入試について学力検査だけでなく、種々多様化を進めていただきたいと考えているが、平成9年度からの入試について前期と後期の

入学定員の比率の適正化について、後期の比率を高め、より一層の適正化をお願いしたい。

早田研究機関課長

○ 学術審議会でも種々建議してきているが、科学研究費については今年度970億円の予算となり、平成4年の答申で示された1千億円の目標が目前となり、新たな目標が必要となった。科学研究費について研究種目の改善、審査方法の改善も検討課題となっている。若手研究者の育成については日本学術振興会の特別研究員の人数、支給金額の増加、採用期間の延長などが行われたほか、リサーチアシスタントについていくつかの大学にアンケートし、なんらかの対応ができるものか検討を進めている。

○ 学術審議会ではCOE(卓越した研究拠点)の形成について、7月に建議を出すべく審議をしている。COE関連の拠点形成プログラムの先導的研究設備の予算については、採択予定5件に対し194件の希望があり、現在9件を選びヒヤリングを行っている。

○ 平成7年度の補正予算については、文部省全体で2,960億円で、そのうち学術国際局関係は998億円、34%を獲得し、研究設備もかなり獲得できたと思う。

また通産省工業技術院の提案公募型最先端分野研究があり、新エネルギー産業技術総合開発機構が機関となって1件あたり2億円以下で100件程度を公募している。文部省としてはこれについて受託研究の形で受入れを考えているが受託研究の予算、特許権の帰属、研究補助者の扱いなどについて通産省と折衝中である。

○ 国際交流事務職員の養成、資質向上等につ

いてご努力をお願いしたい。なお学術国際局で研修の目的で各大学から職員を併任で受入れ勤務させておりご活用願いたい。

○ APEC閣僚会議が大阪で11月開催されることになっており、その中の分科会で高等教育における地域協力を目的としてAPEC研究センターについて具体化に向けた取組を進めることとされており、わが国では国際開発援助に関する大学院を持つ大学を中心に連合体形式でセンターが形成されている。APECの動きについてご留意をお願いしたい。

○ 組替えDNA実験指針について、最近一部の大学で指針を逸脱して実験を行った事例があり残念である。社会の信頼を確保するため指針の遵守をお願いしたい。

○ 留学生受入れ体制の整備充実について、短期留学制度の開発に努めており、平成7年度には短期留学生用の英語による特別指導コースを3大学に設け、またアジア太平洋地域から1,000人の短期留学生受入れのための奨学制度もあるので、各大学の一層の取組をお願いしたい。

○ 平成8年度概算要求については、各機関の研究活動状況を見て対応するつもりであり、その前提として自己点検評価、外部評価を積極的に取り入れてほしい。また要求にあたっては、長期的展望をもち、場当たりの要求などのないようご留意願いたい。予算については共同研究体制の整備、研究体制の流動化、国際化促進のための施設、基盤設備、先導的研究設備、学術情報ネットワークの高速化、大型基礎研究、先導的研究などに重点をおき、推進していきたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成7年6月1日(木) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 金森委員長

西澤, 太田, 廣田, 小黒, 武村, 岡市, 木下, 早坂各委員

田中, 佐藤, 田原各専門委員

金森委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに就任された廣田栄治総合研究大学院大学長の紹介があり, 出席の同委員より挨拶があった。引き続いて花輪委員(一橋大学教授)の3月末定年による退任報告があり, 後任補充については, 本年10月の委員改選期まで補充せず欠員とさせていただく旨説明があり, 了承の上議事に入った。

〔議事〕

1. 科学技術基本法に関する懇談会(3月10日)報告

委員長より, 次のような報告があった。

本日出席の委員にご参加いただいた科学技術法に関する懇談会では, 基本法制度の推進を図っている尾身衆議院議員から法案の詳細な説明があり, その後質疑応答を行った。主な内容は, 我が国の科学技術振興のための基本方針を法律として制定するもので, 具体的には, 科学技術振興に関する計画書を毎年度始めに作成し, 報告する義務を国が負うもので, 財政上のこともあり, 財政当局は賛成しかねている状況とのことであった。又法案にある科学技術と言う文言は, 科学技術庁で設置以来, 人文社会科学のみに関係する分野を除くとされていて, この法案でも同様の趣旨で用いられている。この点について意見がだされたが, 懇談会でもあり結論はない。全体を通じて, 自然科学関係の振興を図る主旨では, 賛成を得たものと思っている。同

議員からは, 今国会に議員立法(案)としての成立を働きかけている旨の説明があった。

2. 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」の分担作成状況について

委員長より, 次のような報告があった。

国大協より標題の白書を編纂するに当り, 当委員会にお諮りしてはいないが協力することになり, 課題を分担し, 各委員会・委員が執筆することになった。当委員会が関係する項目は次の通りで, 現在作業を進めている。

◎国立大学の現状

○学部(学部の種類, 学生数, 留学など)

委員長

○人材育成(官庁, 企業, 司法試験合格者など)

委員長

◎大学が当面する課題

○大学の組織と運営(管理運営, 地方移管問題, 任期制, 定削, 研究支援体制)

委員長, 松村委員

○地域と大学(地域社会との対応, 産学共同など)

尾上委員

◎21世紀と国立大学

○大学運営の将来像

委員長

このほか, 学術審議会, 大学審議会から主として助手問題及び任期制について意見を求められ, 別紙「助手および研究教育支援体制について」を提出した旨報告があった。

3. 21世紀に向けての国立大学のあり方—教員および教育研究支援組織について—

委員長より、概ね次のように述べられた。

6月の国大協総会で常置委員会委員の入替えが行われるので、前回までこの委員会で取扱った問題整理を兼ねて、議論していただくことにしたい。

最初に国立大学の地方自治体への移管問題、第4常置委員会との合同小委員会の議論を踏まえて、研究教育支援体制と密接な関係にある助手の問題、それと関連して、学長のリーダーシップについて議論した。その後別紙資料を作成し今日に及んでいる。先日、会長・副会長と懇談した際に話題となったのは、一つには平成3年以降大学にとっては変換期に遭遇したが、国大協として大きな役割を果たさないで、現実的に大学審議会が先行し、文教政策が執られてきた。この現状について会長から問題提起があり、国大協として今後どのような役割を果たすべきか、次の問題として議論して戴ければと思っている。別紙資料は、今日の大学審議会の議論の焦点が助手に絞られていることを考慮し、一方第4常置委員会との関連において技術職員、教務職員問題を整理検討したもので、必ずしも研究教育支援体制そのものではなく、助手あるいは研究者養成に主眼を置いている。委員会報告として提出するには、不相当と考えている。総会へは本日の議論を踏まえて報告したい。

以上の他、助手の担当職務による分類、教員の在り方、任期制導入の問題、教育研究支援体制、大学の管理運営等の説明があった。

このあと、主として次の点について質疑及び意見交換があった。

○教育研究支援における助手の現状

○一般職員の定員削減の影響による教育研究の弱体化

○教育研究支援体制の確立と事務業務の簡素化

○若手助手の独立研究推進の重要性

○定員削減は限界にきている大学としてあるべき形態を明らかにする

○大学の多様化及び社会人・留学生教育等の活発化による教育環境の変化に伴う教官意識

○地方大学の個性化に対しての問題点

○大学間の地域共同利用の推進

○国大協として各大学の個性化への対応。どのように考えて行くか

○地方自治体資金導入の問題点

概ね以上の質疑及び意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、これを了承した。

本日の議論では、大学の個性化の問題、大学間の地域共同利用の推進、事務組織を含む教育研究支援体制の問題等多岐にわたって複雑な問題を取り上げたが、これらの論点を整理して、来期の委員会に引き継ぐことにしたい。総会への報告については、本日のご意見を踏まえて、纏めを委員長一任とさせていただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成7年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)203号室

出席者 金森委員長

西澤, 坪井, 津布染, 野村, 内田, 廣田, 須藤, 武村, 慶伊, 加茂, 武田,
中内, 横山, 木下, 早坂各委員
田中, 佐藤, 田原各専門委員

議事に先立ち、金森前委員長が委員長の選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長司会のもとに、各委員及び専門委員の自己紹介が行われた。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長の選出が投票により行われ、投票の結果、金森前委員長(大阪大学長)が再選された。

2. 委員会の審議事項について

委員長より、次のように述べられた。

この委員会は、大学の組織・制度・教育体制を協議する委員会で、今後大学の基本的な問題を検討することになる。国立大学の個性化が言われているが、これに対して大学はどのような動きをしたか、このことも根本から議論してゆかなくてはならないと考えている。又、学生定員の臨時増によって増員された教員定数の問題等ご自由な意見を伺いたい。

次いで、概略以下のような意見の交換が行われた。

○ 国立大学は如何にあるべきか、文部省はどういう分野にどれだけ国として将来の需要を見込んで国の構造に対応できる専門分野の人材を育成するかの問題がある。

今日本はアメリカ国とくらべて流通機構に従事する者が製造分野の3倍にも達し経済構

造が衰弱している。これでよいか、重大な問題で、これが国立大学の学生数にも関係していく。しかし製造分野に学生を送り出すと言っても社会における待遇がよいわけではない。それらの問題を全部一貫してみる必要がある。これでこれらのことを第1常置委員会として一度検討してみてもどうか。

○ 国立大学はどうあるべきかの問題を話していくとある時点から各大学の自由個性と言う問題が出てくる。そのあたりの境がわからない。たとえば私立大学に対して国立大学が統一的なある一線を出してみたいと思うが、それを具体的に進めることは、それぞれの大学に任せる以外ない。

大学の個性を強調するのはよいが、文部省が政策として個性を望んでいるのかわからない。個性は自然発生的な処がある。

外から組織を作っても学問的には無理がある。たとえば、学問の名称を個性的な名に変えてみても中身が変わっていなければ何の意味もない。国立大学として共通の問題は、かなり議論しなければならない。

○ 個性化は、単科大学よりも全国に47ある総合大学が問題である。総合大学は大小様々で、リサーチシステムも違うので、統一的なものはない。最近では、地域的な総合大学が見直されてきている。

○ 研究費が出て後追いなので、個性的な研

究はできない。国際化と言うが、外国から来る人のレベルの高いことが国際化で、外国の人を呼んできて研究させるだけでは国際化とは言えない。戦前は、受験する学生は教官で大学を選んだが、今は違っている。

- 大学はいかにあるべきかが議論されても、客観的なことはなく主観的な議論ばかりである。国立大学の研究は、理科系については定評があるが、文科系については私立大学と変わらないという批判があり、国大協が個性化の議論をしても意味がない。国大協では学長のリーダーシップがないという議論があるが、国大協の組織をみると大学の組織と全く同じで、リーダーシップのある組織に変えるため、我々がリーダーシップを認めるという立場に立てば、理事会、あるいは常務理事会に責任を持たせ、年2回ぐらいチェック機構を果たすこととしその間は任せるという形にしなければ、全部受け身になってしまう。我々としては予算の裁量権も大学に任した方がよいが、文部省の立場に立つと裁量権を認めてもその裁量権を学内において、管理する組織がない場合はどうするのかという疑問がある。自己点検・自己評価にしても、自己点検を行っても、自己評価を実施しているところはない。これでは、単なるデータの収集で、フィードバックのない自己評価はない。
- 学生増による教員増員分は、平成11年までに返却することになっているが、一方新学科を設置することによる教員増もあるため、数の上では相殺しているように思われる。
- 学科新設のことは別の問題で、進学率アップ分をどのような形で私立大学と国立大学で吸収するかが一つの問題としてある。国大協としてこの機会に定員をもとに戻し学生増に

伴うレベル低下を抑える方針を打ち出すことも必要でないか。

- 学生数を減らすことは、多くの教育研究分野に対しては良いことである。今後、教育研究分野を充実する場合でも、分野は広がっていくが学生数は増やさずに、手持ちの学生数を再配分していく方針である。
- 偏差値の問題点を言うと、1つ目は、偏差値というたった1つの物差しで学生を計ること、2つ目は、物差しの序列だけで大学を選ぶこと、3つ目は、学生が偏差値を上げることを目的としていることである。大学入試センターは、問題を作成するだけではなく、偏差値以外を基準とする入試の選抜方法を研究して欲しい。また、学生が減ってくれば、外国の大学のように多人数入学させて、退学してもらうことも可能になってくるのではないか。
- 学生がオーバーフローしている現在は国立大学が率先して、学生を定員以上に受け入れる必要がある。アメリカの私立大学と国立大学とを比較すると、私立大学は教官1人当たりの学生数は多い。国立大学が偏差値以外何を基準として、学生をとるのか。試験問題等を工夫する必要がある、国立は学生数を減らして、質の良い学生を出すべきである。
- 私立大学がこのまま学生定員を減らさなかった場合でも、国立大学がきちんとした教育をしていけば、私立大学が学生を多くとっても驚くことではない。
- 日本人が自国の歴史も知らないで、世界に通用する人間になれるのか。試験科目の設定が逆行し、狭い範囲のことしか知らないのではおかしい。
- 全国の教育学部は、学生定員が2万人から

1万6千人に減ったが、卒業生の教職就職率は悪い。学生定員減により教員定数にも響くので、大学院の教育研究上の機能も低下する。この現象はぜひ回避したい。

- 大きな問題が2つある。1つは、先導的分野に対する見通しが国立大学はどれぐらいあるのか。もう1つは、高等学校教育と大学との接点の問題がある。教養部の廃止転換、大学院重点化、自己点検・自己評価により、大学の教官は大学院の方向に流れたり、業績をあげたりで、高校との接点が少なくなった。大学の教官は広い観点から高等学校の教育の現状を踏まえて入試の問題を作っているのか。大衆化された高等学校までの教育をいかに大学が受け止めるのか。今の大学にはこの2つを解決していくだけの余裕はない。COEを意図するなら、そのスタッフを任期制にして厳しくしなければならない。国立大学を大学院に重点を置く大学とそうでない大学に分けてはどうか。
- 現在、地域社会と大学の関係は以前ほど地縁ではない。1県1国立大学ということを考

えて、大学が個性化を図ることにより、それぞれの特色が出るのではないか。さもないと各県横並びになってしまう。

- 今の大学院制度では、学部から大学院まで同じ教官が担当しているが、この年限に疑問を感じる。高等学校教育の接点から、大学の博士課程までを1つの組織を持ってカバーするには、無理がある。又、大学の個性化は自然発生的な要素が多分にあり、それぞれの学部が長い歴史を背負って特色が出て来るものである。
 - 研究を中心とする大学は、国の将来に対し責任を持つべきである。政府は当然諮問する場合、研究を中心とする大学に諮問してくるだろう。それに対し国際的な研究ができるような研究が進んでいなければならない。現在のように国内での枠の中で競争していても、世界に通用する研究はできないだろう。教育、研究を各大学が分担し、協力し合っていくことが大切で、21世紀に向けて大学は責任がある。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成7年5月12日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

山田、阿部、江崎、橋本、丸山(工)、野村、宮地、深谷、吉田、丸山(和)、

松浦、入野、三木、喜多村、高木、池田各委員

山極、小嶋、荒井各専門委員

(文部省)近藤大学課長、山根大学入試室長、中野調査指導係長、大木職業教育課課長補佐

(大学入試センター)高橋所長、平川副所長、石井事業部長

(説明者)大日方東京大学入試課課長補佐

加藤委員長主宰のもとに開会。
議事に先立ち、文部省の近藤大学課長から、

阪神・淡路大震災に伴う特例入試の実施状況の報告とともに各大学の協力に対する謝辞が述べ

られた。

〔議 事〕

1. 平成9年度からの大学入試センター試験について

初めに、大学入試センターの高橋所長から次のように述べられた。

大学入試センターでは、平成9年度以降の大学入試センター試験について、追試験の要否、得点調整の要否、枝間の配点の公表の取扱いの問題などに関し、国大協、公大協、高校長協会ほか関係方面から意見を伺いながら検討をすすめてきたが、現時点における検討結果を取りまとめたので、報告説明の上改めてご意見を伺いたい。

引続き平川副所長から、配付資料にもとづき大要次のような説明があった。

○ 追試験実施の有無について

昨年10月開催の本委員会では、この問題についてご意見をいただいたので、そのご意見をも踏まえて一部字句表現を手直した。

平成9年度以降、出題教科・科目が大幅に増加することに加え、一部の教科・科目の選択履修にも対応する必要があるため、試験問題作成量はこれまでよりも大幅に増加する。また、新しい2単位(A)科目については、出題の範囲が限られているので問題が作成しづらい。このため、過去の大学入試センター試験や各大学の試験問題との重複・類似を回避しつつ、これまでのように毎年、本試験用、追(再)試験用、予備用の3本ずつ問題を作りつづけることは極めて困難である。さらに、本試験受験者と追試験受験者間の公平性の確保の懸念、追試験実施に要する経費の倍加などもあり、これらの点から追試験の廃止はやむを得ないと考え。なお、天災

によって試験を受験できなかった者に対しては、従前どおり、その科目について再試験を実施したい。

○ 得点調整実施の有無について

平成9年度からは、各大学の指定科目や利用方法及び受験者の科目選択の多様化がさらに進むと考えられるし、得点の利用上の工夫も増えてきていることなどから、科目間の得点調整を行うことは妥当ではないのではないか。また、調整には、これまで、十数年のデータの蓄積をもとにした安定的基準があったが、平成9年度以降その点で不安定である。仮に得点調整を行うにしても安定的数字が得られるまでは困難であろうということ。さらに、得点調整される受験生の側からみても、心理的に納得しがたいとの声もあり、この際得点調整は行わないこととし、各大学へは従来どおり、素点、平均点、標準偏差等の資料提供をすることにしたい。

○ 枝間の配点の公表について

試験終了後に試験問題・正解とともに、各設問ごとの配点を公表しているが、いわゆる枝間の配点は公表していない。これは、枝間の配点まで公表すると、100%自己採点できるので、点数による輪切りの進路指導や大学の序列化を、より一層助長するおそれがあることからとられてきた措置である。しかし、平成9年度からは出題教科・科目が大幅に増えることから、受験生の科目選択や各大学の指定科目はさらに多様化が進むと考えられるので、枝間の配点を公表しても、輪切りの進路指導や大学の序列化を助長するおそれもなくなってきたと思われる。したがって、より正確に受験生が自己採点できるよう、枝間の配点を公表することにした。

以上の説明があったのち、質疑応答及び意見交換が行われた。

その結果、追試験の廃止に関連し、再試験の適用範囲について、単に天災だけでなく、公共交通機関等の遅延による事由などを含むものとし、その表記を「天災等」と改めることとして、大学入試センター原案を了承した。

2. 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告について

文部省の大木職業教育課課長補佐から、「職業教育活性化方策に関する調査研究会議最終報告」(平成7年3月8日)について、次のような報告があった。

職業教育の活性化方策について審議を進めていた調査研究会議から、昨年9月の「中間まとめ」に引き続き、このほどその「最終報告」が取りまとめられた。基本的には「中間まとめ」と方向は変わっていないが、活性化方策についての具体的な提言は次のとおりである。

- 広い意味での職業教育の充実のために
 - ・「職業高校」の呼称を「専門高校」に改める
 - ・進路指導の充実・改善
 - ・勤労観・職業観の育成
- 急速な社会の変化に対応するために
 - ・高度な施設・設備の整備
 - ・情報化への対応
- 地域社会に開かれたものにするために
 - ・地域連携講座の確立
 - ・学校・地域連絡会議の設置
 - ・科目履修生の受け入れ
- 卒業後の多様な進路を確保するために
 - ・専攻科の整備
 - ・推薦入試の拡大
 - ・特別選抜の実施
 - ・専修学校との接続

高等教育への進路の確保の観点から、特に推薦入試の拡大、特別選抜の実施について提言をいただいているので、よろしくご検討いただきたい。

続いて、山根大学入試室長から、大学入試の観点から職業高校の卒業生を対象とした選抜方法の導入について次のような説明があった。

大学入学者選抜方法には、一般選抜のほか特別選抜があるが、現在、職業高校の卒業生を対象とした推薦入学を実施している国立大学は33大学64学部ある。職業高校卒業生の大学受入れについて、「大学入学者選抜実施要項」は、「高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者については、その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められる場合には、入学者選抜を工夫するなど、その受入れに配慮することが望ましい。」として、たとえば学力検査等でも、「商学、工学、農学、水産学、家政学、看護学等に関する学部で、その目的、特色、専門分野等からみて適当と認められる場合には国語、社会、数学、理科、外国語の5教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、……(略)……選択解答させることが望ましい。」とし、配慮をお願いしている。

一方、職業高校卒業生を対象として、職業教育専門科目の成績の判定により選抜を実施したいとの意向が一部の大学にあるが、これは現行の実施要項上認められていない。しかし、提言にもいわれているように、○職業高校卒業生の進学に対する配慮、○入学者選抜の多様化(評価尺度を多元化・複数化し、受験生の能力・適性等を多面的かつ丁寧に判定する方向)に資する、○多様な資質を持った学生の入学による大学の活性化、につながるなどから、実施要項を一部改正し、大学の判断で職業高校卒業

生を対象とした選抜を実施できるようにしたい。

以上の説明について意見交換した結果、職業高校の卒業生を対象とした選抜については、各大学がそれぞれ自主的に判断し、実施することが了承された。

3. 平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、これの平成8年度版の原案を用意したので、事務局から説明を聞いたうえで審議いただきたい。

ついで事務局の野島次長から、「平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)の平成7年度との変更点(合格者決定及び合格者発表の項目に「前期日程試験及び後期日程試験のそれぞれの合格者数は、それぞれの日程について公表した募集定員数を下回ってはならないことに留意すること。」を追加したほか、日程の変更等)を中心に配付資料をもとに説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なく、これが了承された。

なお、「留意事項」は、公立大学にも関係があるので、同原案について公大協の了承を得たうえで各大学に送付することとした。

4. 平成8年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて(「後期日程」の第1段階選抜の結果発表について)

委員長から、東京大学からの協議の件については、同大学の入試課長補佐から説明

いただくこととしたい旨述べられ、ついで同課長補佐から、協議事項及び協議理由について次のように説明があった。

東京大学では、前期・後期両日程の試験に併願した者が前期日程に合格した場合、その者が入学手続を完了したか否かに拘わらず、後期日程試験の受験資格を失うこととしており、その者を除外して後期日程試験の第1段階選抜を行いたいので、その結果発表日を、前期日程試験の第2次学力試験合格者発表日(平成8年3月10日(日))とすることについて協議するものである。

以上の説明があったのち協議が行われた。その結果、他大学に影響を及ぼすこともなく支障はないと判断されるので、過去の実績内容を踏まえてこの協議を了承した。

ついで、協議に関連して委員長から次のように述べられた。

平成9年度から、国立大学の入試は「分離分割」に統合し実施されるが、この場合、教員養成系の専攻等の一部、看護学科などでは定員分割について例外的取扱いが認められることになっているが、これについては、平成6年11月総会で承認された「国立大学における平成9年度以降の入学者選抜に関する申合せ」の3.に「試験実施日程に関する特例措置については、当該大学の申出により、第2常置委員会との協議のうえ、これを別途に定め、実施するものとする。」とされている。このほど、東京芸術大学から、同大学が第2次試験(実技)に約2週間の日数を要する学部等があるため、平成9年度実施要領等の確定日以降、同大学の特例措置について協議したい旨連絡があった。この件は協議の対象になるので、了めご承知おきいただきたい。

5. 私費外国人留学生統一試験の海外における実施について

日本国際教育協会理事長から、私費外国人留学生統一試験を本年度から、タイ、マレーシアの2カ国でも実施するが、海外において実施する統一試験の受験者については、当分の間、日本語による出題と併せて、同一問題を英語により出題し、選択受験させるので、各大学において日本語による出題の受験者の成績と同様に利用願いたい旨説明要望があった。

6. 専門委員の辞任について

委員長から、次のように報告があり、了承された。

猪岡専門委員から、平成7年3月末で専門委員を辞任したい旨申出があった。この申出を止むを得ないものとして委員長の判断で受理したので、事後承認いただきたい。なお、後任については、必要があればお諮りし補充することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に、近く任期満了をもって学長を退任される宮地委員より退任の挨拶があった。

第2 常置委員会

日 時 平成7年6月14日(水) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)202号室

出席者 加藤委員長

山田, 阿部, 江崎, 橋本, 丸山(工), 蓮見, 太田, 小川, 深谷, 吉田(彌)
(代理: 松井教授), 丸山(和), 井上, 北川, 松浦, 喜多村, 山口, 高木,
池田各委員
山極, 荒井各専門委員

議事に先立ち、新委員長選出までの間、加藤前委員長が座長を務めることが了承され、同前委員長司会のもとに議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

加藤座長から、委員長の選出について諮られ、互選の結果、加藤前委員長が再選された。

2. 委員会の審議事項について

初めに、各委員及び各専門委員の自己紹介があったのち、委員長から、昨日の総会に報告した本委員会の審議事項について改めて概略次の

ような報告があった。

1月25日開催の委員会で協議いただいた阪神大震災で被災した受験生等への配慮については、特例入試を国立95全大学、公立大学全て、また私立大学のかなりの大学が実施し、約4,000人の志願者のうち約1,000人が合格、国立大学では89人が合格した。この件については、国立大学の対応が国会・政府においても好感をもって迎えられたということで、文部省高等教育局長から国大協の尽力に感謝の言葉があった。

5月12日の主な議題である大学入試センター試験の追試験については、公共交通機関の遅れを含む天災等の場合を除いて平成9年度入試か

ら廃止することが、大学入試センターの方針として新聞・ニュース等で公表されたが、世論としてはほぼ異論はないようなので、8月上旬に正式決定したい意向のようである。

職業教育の活性化方策については、9月5日開催の本委員会で、文部省の職業教育課長から、「職業教育の活性化方策に関する調査研究会議(中間まとめ)」について説明があり、議論されたところであるが、その後、文部省の調査研究会議に出席を求められたので出席し意見を述べた。これに関しては今年3月8日付けで「最終報告」が出された。内容はほぼ中間報告と同じであるが、主な点は「職業高校」という呼称を「専門高校」に改めたこと、これら専門高校卒業生に対する入試について、「専門高校卒業生選抜」という別の道をつくるというものであり、平成8年度大学入学者選抜要項に新たに加えられることになった。委員会では、「専門高校卒業生選抜」については、各大学がそれぞれ自主的に判断し実施すべきであろう、という結論になった。

平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項については、例年と同様であるが、新たに「前期日程試験及び後期日程試験のそれぞれの合格者数は、それぞれの日程について公表した募集定員数を下回らないこと」が加えられ、平成7年6月に発送されることになった。

なお、この内容は、平成6年11月の国大協総会で決定された「国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領」等の参考資料「平成8年度第2次試験実施上の申合せ事項」の中に記載されている事項と取扱い上は変わらないが、第2常置委員長名で平成7年6月に発送される今般の留意事項にも新たに付け加えられることになったものである。

本委員会と入試改善特別委員会との関係については、5月12日の同特別委員会との合同委員会の際に、特別委員会の性格上、10年以上も続くのは如何なものか、定例的業務を重複して担当しているのであれば組織を見直し整理してはどうか、等の議論があったことを報告したが、総会では、特に異論はなかった。

以上の報告に引続き委員長から、本日は、今後の委員会の審議事項について協議したいが、まず、入試改善特別委員会との関係からご相談したい旨述べられた。

ついで、次のような意見交換があった。

- 入試改善特別委員会の当初設置目的は、受験機会の複数化、共通一次試験とその延長線上の大学入試センター試験の利活用の方法等を検討することであった。新たな問題として平成9年度の分離分割方式の一本化の問題があるが、同委員会提案の後期日程の合格者発表期限を1日繰り下げる案が決まれば、一応当面の目的は達成したことになる。
- 入試改善特別委員会では、入試の問題を扱う委員会は将来的に整理統合する方向が出ているので、本委員会としても、特別委員会の存廃について見解を示してもよいのではないか。
- 入試改善特別委員会に限らず特別委員会は、一定期間、ある目的で設置され、その目的が達成された時点で解散すべきものであろう。
- 特例入試は、世論を背景に実施したものであるが、今回の結果について、公表する必要はないが、追跡・分析を行ってほしい。
- 仮に入試改善特別委員会が解散されることになれば、第2常置委員会の守備範囲が広く

なる。現実的対応とともに、中・長期的問題をも検討する覚悟が必要である。

- 大学入試センター試験が将来的に国立大学にとってよいことなのかどうか、試験の意義・役割、その利用のあり方も含めて検討する時期に来ていると思うので、これを本委員会で検討してはどうか。
- 大学入試センター試験そのものに対する検討については、入試改善特別委員会でも個人的な意見はあったが、検討されたことはなかった。大学入試センター試験について検討するのであれば、高校教育と大学教育との教育課程の繋がりを併せた検討が必要である。
- 高校教育の到達度を入試で測らなければならないものかどうか疑問である。大学で高校教育の補習を行うことは適当でないという声強い。大学入試センター試験は到達度をみるというのではなく、むしろ、入学のための

資格試験として位置づけることも考えられるのではないか。

- 入試のほか、第2常置委員会のもう一つの役割として学科課程が掲げられているが、長い間殆ど検討されていない。担当事項を実態に照らして見直した方がよいのではないか。
- 近年、大学院重点化を進めている大学が多いが、委員会での検討は、学部段階に限るのか、それとも大学院も含むのか、守備範囲を明確にしておく必要がある。

最後に委員長から、本日は、入試改善特別委員会との関係のほか、大学入試センター試験について、大学院入試等の扱いについてなど、本委員会の今後の審議事項及び委員会の守備範囲を中心にご意見を伺った。この意見交換の要点を午後再開される総会に報告したい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日 時 平成7年5月30日(火) 13:30~15:30

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 佐々木委員長

荒川、坂村、船越、小野寺、山本、久々宮、加藤、川島、加茂、井上、北川、村田、細川、野村各委員
豊岡、斎藤、竹内各専門委員

委員長主宰のもとに開会。

はじめに、井上委員(神戸商船大学長)から、阪神大震災の折、各大学から寄せられた救援に対する謝辞が述べられた。

〔議 事〕

1. 委員の交代について

委員長から、学長の交代及び専門委員の退職に伴い、新しく委員及び専門委員となった下記

の方々の紹介があった。

(委 員) 鳥取大学長 高橋和郎
島根大学長 北川 泉
(専門委員) 東京大学学生部長 竹内 實

2. 報告事項

委員長から、次の通り報告があった。

- (1) 平成7年度就職協定については、昨年と変わりなく、①求人票公示は7月1日とする。

②採用選考開始は、8月1日前後を目標として、企業の自主決定とする。③採用内定開始は、10月1日とすることとなったが、昨年来女子の就職がとくに困難となっているので、文部大臣等が産業界に女子の雇用について要望を行い、また二つの女子大学に就職関係専門の職員が配置されている。

- (2) 4月28日に(第1回)平成7年度就職ガイダンスが早稲田大学構内において、文部省、就職協定協議会、内外学生センター共催で開かれ、就職協定の遵守、定着化及び就職、採用についての諸問題、求められる人材像等についての講演などがあり、国公私立大学及び企業関係者約600人が参加した。
- (3) 阪神大震災を原因とする就職内定取り消し等の状況について、本年2月末現在で調査したところ、次のような状況であったが、取り消しの原因はすべて大震災による企業の社屋、設備の被災でやむを得ないものと思われる。

国立大学	内定取消5件、採用延期1件、勤務地変更3件
国立短期大学部	内定取消1件、採用延期3件

3. 外国人留学生の学生生活等に関するアンケートのまとめについて

委員長から、次のとおり中間報告があった。

先に各大学に標記アンケート調査をお願いした結果、全大学からご回答を頂いた。大学に対してのアンケートの調査項目は、留学生数、宿舍の設置状況、奨学金、学位授与状況、授業実施上の問題点、日本語教育の教官数と授業実施状況、地域との交流、その他留学生の諸問題である。留学生個人に対するアンケートの調査項

目は、授業、研究、日本語、日本人学生との交流、地域との交流、日常生活上の不便、留学してとくに感じたこと、などである。留学生分は1,078人から回答を得たので、その意見を現在分類整理中であるが、200頁を超える留学生実態報告として有用な資料となろう。意見の一部には次のような意見も見られる。

- 日本語での授業は理解するのが難しい。
- 夜の研究は止めてほしい。
- 日本人は親切だが中に入れてくれない。
- 日常生活では物価が高いのが一番問題である。

- 日本人学生が居眠りしているのに驚いた。
- 授業で全然質問がないのに驚いた。

ついで事務局から、回答された留学生数その他数字について説明があったのち、各委員から、日本人学生と留学生の関係、留学生担当教官の配置、日本人学生と留学生の混住などについて意見交換があり、次のような意見があった。

- 文化の違い、経済力の違いが日本人学生と留学生の交流をしにくくしている。
- 阪神大震災では、家賃の安い古い木造アパートに入っていた者が亡くなった。外国人被災者の住居確保は言語、習慣の違いと入居のための権利金などが高額で苦勞している。
- 自分の大学でのアンケート調査によると日本人学生は、年齢の差、異文化に対する無知、語学力の不足、交流上の基本知識の不足、自分の未熟さが留学生との交流を妨げていると自己批判している。
- 留学生担当講師の定数が留学生のためではなく、人事の停滞解消策に使われているふしがないにしもあらずである。講師という身分が扱いにくく留学生のために有効に働いていないきらいがある。

- 留学生を定員外で扱うことの無理な点と定員内化して教官を配置すること、現在留学生100人に1人配置されている留学生担当教官の比率の再考を文部省にお願いしたい。
- 留学生担当教官に外国人教官や留学生あがりの者を任用し、留学生の業務がうまく行われている。
- 留学生は日本人と一緒に住むために来日している。留学生専用宿舎より混住宿舎が望ましい。
- 日本人学生と留学生の混住は国際交流の原点であると思う。しかし現実には、食事の問題、生活習慣の違い、宗教上の問題などがあり、留学生会館と比べ学生寮の環境の劣悪なことなど解決しなければならない多くの問題がある。
- 今後短期留学生が増加すると思うが、今までの長期の留学生とは異なる対応が必要と思う。その点議論しておく必要がある。短期留学生は大体大学間交流協定に乗って来日するのである程度基礎のできている学生が来ることが考えられ、そうなればこの制度の成果も出ると思う。
- 設置基準の大綱化により教養部がなくなり、厚生補導も縦割りになり横の連絡を上手にする必要があるが、それが希薄になっていないか、また混住を促進するにしても学寮に空部屋があるから混住にするというのではなく、新しい視点で混住を目指す考え方が大事になってくると思う。
- 学寮の建て替えで学生が反対するのは、寮生の多くが経済的に貧しく、寮食堂の継続、

及び安い生活費の維持を望むことと自主入寮選考の維持などが主な理由である。

- 原野の中にある大学と大都市の大学の教職員、学生では環境も異なり、価値観もライフサイクルも全く異なる。本委員会として文部省などに要望するにしても議論し各大学の個性、立地条件を十分配慮して要望してほしい。多数決の原則では教育の基本が崩れてしまう。文部省も現場を見てほしいと思う。

以上の意見交換の後、委員長より次の通り述べ、了承された。

- ① 留学生の学生生活等に関するアンケートについては、日本における留学生の学生生活白書のような形でまとめられれば良いと思う。折々ご意見を伺い秋の総会に出せるよう努力したい。
- ② 留学生の学生生活全般について文部省に要望したいと思うので、自分が文案のタタキ台を作成し、委員にご検討頂いたうえ文部省に要望していくこととしたい。

4. 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望」の原稿作成について

委員長から、標記刊行物の原稿の「施設（学生）」の部分を第6常置委員会と第3常置委員会で相談して作成するよう会長から依頼されており、自分が原稿を作成し、第6常置委員会作成の部分と突き合わせたうえ提出したい旨述べ承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3 常置委員会

日時 平成7年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 佐々木委員長

丹保, 新野, 小野寺, 久々宮, 加藤, 鈴木, 永井, 川島, 平野, 池田, 佐藤,
赤井, 高橋, 小坂, 細川, 野村各委員
豊岡, 斎藤, 竹内各専門委員

議事に先立ち、佐々木前委員長が座長となり、委員の平野名古屋大学教授、専門委員の豊岡東京大学教授、斎藤東京工業大学教務部長、竹内東京大学学生部長の紹介があった後、各委員の自己紹介があった。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長の選出について、協議の結果、現在留学生のアンケートを取りまとめていることなども勘案され、佐々木前委員長が委員長に選出され、11月総会終了後、後任委員長について改めて相談することになった。

2. 委員会の審議事項について

① 学生の厚生補導について

委員長からこれについて次のような説明があった。

前期において、学生の厚生補導、寮の設備、部活用の部室、その他学生がより集まって話しをする場所が、日本の大学は欧米と比較しても劣っているという印象を持ったことから全国の大学にアンケートをお願いした。

その結果によると、大きい大学や古い大学については、それなりに施設を持っているが、大学の規模として不十分であり、老朽化したものが多いことから、厚生補導施設の充実について要望書を作成し、関係方面に大学の学生の厚生

補導に関する施設設備の充実ということで文書を作成し、これを各委員で検討したうえで国立大学協会の会長名で文部省、その他関係方面へ陳情を行った。

外部に要望するといったことも大事であるが、国立大学協会の各学長各位におかれて、厚生補導施設の重要さを充分認識されたいという教育研究に対する考えと同じ考えを持って概算要求等臨んでいかないとまとまらないので、学長に対しても要請した。

② 留学生の学生生活について

委員長から、次のように述べられた。

留学生の問題に関しては、第5常置委員会が扱っていることであるが、留学生の学生生活に限って調査してみたいということで、第5常置委員会委員長の了承を得たいという、留学生数、奨学金の受給状況およびその他いろいろな調査をしたので次回の委員会で報告したい。

この調査では、5%程度の留学生を抽出して、留学生の生の声を書いてもらった。その中で重要な内容のものをいくつか取り出し、もう少し整理して次回の委員会でこの資料に沿った留学生の実態白書のようなものを作っていかんかどうかを検討したいと思う。

つづいて、以下の意見交換があった。

- 日本人学生が留学生と生活のなかでどのように対応しているかという調査をした結果、留学生在日本人学生に溶け込むことに対して

苦勞しているのではないかとの認識をもった。ただ、学部へ留学してくる学生は学部の日本人学生とのコミュニケーションが取りにくい、逆に、大学院へ留学してくる学生は大学院の日本人学生とのコミュニケーションが取りやすくなっていることもわかった。

もし、今後調査をしていただくことがあったら、このような項目も加えて頂ければありがたい。

- 苦勞しているという認識があるが、国費留学生は経済的な面からみると、日本人の学生より恵まれていると言える。
- 健康診断の取り組み方について、欧米から来る留学生は、自分の健康は自分で守るという主義であるが、東南アジアから来る留学生は、受診率はあまりよくない。診断の結果、病気が分かると、その治療費も国費で出せないかと言う。その場合、かなりの金額がかかることになるのでその対応にも苦勞することが予想される。また、今後エイズ等の病気も出てくることも考えられるので、健康診断の取り組み方についても真剣に取り組んで行かなくてはならないのではないか。
- 日本の大学は留学生を受け入れるにあたって、特に留学生の健康問題について、対策を考えていかななくてはならないのではないか。
- 留学生同士の情報は広く伝わり、特に中国から来た留学生を中心に横のつながりを保ち、お互いに連絡を取り合っているいろいろな要求をしてくることもあるので、大学としても、もう少し留学生たちの情報の動きに気を配ってあげなくてはならないと感じている。
- 文部省に奨学制度を見直す委員会があって、大学院学生に対しての日本育英会の奨学金の制度は貸与であるので、せめて給付にし

てほしいということでは望んだがあまりいい反応はなかった。日本育英会の奨学金制度は、貸与した奨学金は返還してもらい、それを次の奨学生に貸与することで運営しており、給付というわけにはいかなかろうが、大学院の日本人学生は、国費で来ている留学生と比べると経済的な面で大きな差があるのが疑問である。

- 大学院あたりでは、日本学術振興会の特別研究員制度の適用を受ける者も多くなったが、学振の金額が国費で来ている留学生と同じ程度、或いはそれを越える程度まで伸びてくれないと大学院重点化といわれている時代の中で学生は集まらないのではないか。
- 国費で来ている留学生の金額が高いから低くしてほしいということは言わないが、せめて日本育英会の貸与の金額は国費で来ている留学生の金額より、少し上回るぐらいにしてほしい。
- 大学院重点化の中で、特に博士課程の学生は、以前はかなりの学生が貸与を受けていたが、現在は実際に奨学金の貸与を受けることは難しくなっていることと、大学院の日本人学生は、国費で来ている留学生と比べると経済的な面で劣っているという問題は深刻なことであるので、今後、留学生との対比を含めて対応していったらどうか。
- 日本人の学生が入居している学生寮と留学生が入居している留学生会館を比較してみると、施設の面で日本人の学生が入居している学生寮の方が劣っており、日本人の学生から不満の声が出ている。このことに対し最近では日本人の学生と留学生が同じ建物に住むといった混住寮方式に変ってきたことは評価してよい。

○ 日本人の学生が求めるアパート・下宿等は簡単に見つかるが、留学生に関しては、留学生が入居した後は生活習慣の相違から生ずる生活の匂いが残り、留学生が入った後は他の学生には貸せないという問題があることから、留学生の住居がなくて困っている。さらに留学生の目的は学問の交流・国際親善なので、日本で学んだ留学生が自分の国に帰って良かったという感想をもってもらうように配慮することが大事なのではないか。

○ 留学生を日本の習慣に慣れさせるのであれば、一度混住寮に入れてから、一般アパート・下宿等に移させた方がいいのではないか。

概ね以上のような意見交換のあった後、委員長から、第5常置委員会と留学生の問題については重なることも多いので、第5常置委員会との合同委員会を開催したい旨の提案があり了承された。

③ 学生の就職活動について

竹内専門委員から学生の就職活動について次

のような報告があった。

去る4月20日に就職協定協議会特別委員会が開催され、国立大学の学生に比べ私立大学の学生は早くから就職活動の動きをしているとの報告があった。また、就職協定遵守懇談会から4月～6月の資料請求およびOB・OGの接触について、学生に徹底させるように大学側への要望として申し合わされた。

次に4月28日には早稲田大学の大隈講堂で文部省・就職協定協議会・内外学生センターの共催で第1回就職ガイダンスが開催された。また5月20日には関西で就職協定遵守についての懇談会が開催され、学生の就職に対する動きとして関西の学生は関東の学生に比べ焦りが感じられるとの報告があった。さらに6月2日には就職協定協議会特別委員会が開催され、4月28日に開催された就職ガイダンスの総括としてとても有意義なガイダンスであったという報告があった。

以上をもって本日の協議を終了した。

第4 常置委員会

日時 平成7年5月25日(木) 13:30～14:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 田中、吉原、梶井、永井、浅野、野地(代理:清野鳴門教育大学副学長)各委員

磯野、黒崎、菅原各専門委員

(文部省) 膝館人事課給与第4係長

田中委員から、阪上委員長が学長の任期満了により退任され、6月総会で新委員長が互選されるまで、自分が委員会の座長を行うよう依頼されたので、ご了承を得たい旨述べ、了承され、田中委員が座長となり委員会を開催した。

ついで新しく委員となられた梶井功東京農工大学長及び代理出席された清野鳴門教育大学副

学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言」についての意見調査(まとめ)について

座長から、次の通り説明があった。

本件については、3月27日の本委員会に本まとめを配布しご意見を伺ったが、その後誤字訂正のみしたものを本日配布してあるのでご確認願ひ、さらにご意見があれば伺ひ、必要があれば修正したうえ理事会を経て総会に提出することとしたい。なお東京工業大学の「教室系技術職員に対し技術専門官等の名称を付与することについて(第2次中間報告)」も参考として合わせて配布したいのでご了承いただきたい。

本報告の内容については前回の委員会でご説明した通りである。

以上の説明ののち、本まとめが了承され、理事会を経て総会に提出し、総会で了承を得たのち各大学に送付し、各大学に本まとめに示された今後取り組むべき課題についてご検討とご努力をお願いすること及び本委員会としても今後の課題について検討を進めていくことが了承された。

2. 「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」の原稿について

座長から、次の通り説明があった。

標記刊行物のうち「(6)教職員の待遇改善」の部分の本委員会で作成するよう会長から依頼があったので、小委員会で配布資料のとおり「○国立大学教職員の構成と待遇改善の意義、○教官、教務職員、教室系技術職員、事務系職員等の待遇の現状と課題、○待遇改善の要望と経過」について分担執筆し原稿を作成した。

問題点としては、調査によると、国立大学の教官は自分では民間に比べ給与が低いという意識を持っているが、本当に民間は高いのか低いのか比較するデータに客観的な適当なものが無く、議論した結果「表3」の国立大学、私立大学、民間研究所の給与(賞与を含まない)を記

載した。ご審議頂いたうえ会長に提出したい旨述べ、ついで原稿のとりまとめにあたった黒崎専門委員から説明があった。

続いて各委員から次のような意見があった。

- 民間は給与は公務員と大差なくとも賞与がととも多いので年収はかなり差がある。
- 給与制度の運用の違いのほか地域差もあり、民間との比較はかなり難しい面がある。
- 私立大学だとその大学の方針で若手教官を高給で雇うこともできるが国立大学では自由に給与を決めることはできない。一方私立大学の方が受け持つ授業の時間数が多いということもある。
- 公務員試験合格者を採用しようとしても、ポスト数が多く給与上有利な他の省庁に取り残られてしまい大学に来ない。
- 夜間主コース担当教官の手当ての要望が今回初めて国大協から関係省庁に提出される要望書に盛り込まれることになったが、この点についてこの原稿に記載することができるとよい。

以上の後、夜間主コースの手当て要望の件を記載するかについては座長に一任され、本原稿をこの形で会長に提出することが了承された。

3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

座長から、次の通り説明があった。

毎年標記要望書を人事院等関係方面に提出し要望しており、今年も例年の通り小委員会で要望書の文案を作成したので、ご審議頂きたい。文案で昨年と変わった点は、教育研究上の功績顕著な者を優遇するために特別昇給制度の弾力的運用をはかること及び夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずることの要望を加えた

こと並びに看護職員の待遇改善の要望の項目の文案を少し簡単にしたことである。

ついで各委員から、夜間主コースの実情と担当教官の手当てを要望する理由についての説明及び特別昇給制度の性格、運用、定数増、要望の文面等について種々意見があったのち、要望書の文案を了承し、理事会を経て総会に提出し、その承認を得たうえ関係各方面に要望することが了承された。

4. 人事院勧告の取扱に関する要望について

座長から、次の通り述べ了承された。

本要望は人事院勧告の内容を見て文案を作成する必要があるため、例年の通り会長と第4常置委員会委員長に要望書の文案の作成及び要望書の提出時期を一任してもらうこととしたい。

本委員会です承を得られればその旨を理事会及び総会で提案したい。

5. その他

座長から、次の通り説明があった。

○ 3月27日阪上委員長、田中、永井各委員が全国大学高専教職員組合からの申し入れにより小山副委員長ほかと教室系技術職員の専任職移行問題について懇談した。なお、本日同組合からの「俸給の調整額の見直しに関する要望書」を配布してあるので、ご覧おき頂きたい。

○ 委員長が欠員なので、6月1日の理事会での委員会報告は蓮見委員、6月13日総会での委員会報告は田中委員が行うこととしたい。以上で本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成7年6月14日(水) 10:00~12:00

場 所 学士会館(神田)302号室

出席者 田中委員長

荒川、清水、船越、吉原、梶井、伊東、大谷、岡田、將嶺、下井、浅野、櫻井、高折、野地、田代、高田、森野各委員
長松、黒崎、菅原各専門委員

議事に先立ち、田中委員(東京水産大学長)が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、座長から、前回まで委員であった新野秋田大学長、蓮見東京学芸大学長、佐々木富山医科薬科大学長、永井静岡大学長、佐藤兵庫教育大学長に代り、荒川室蘭工業大学長、清水旭川医科大学長、船越岩手大学長、岡田金沢大学長、櫻井奈良先端科学技術大学院大学長が委員に就任された旨紹介があった後、本日委員会に出席の各委員、専門委員から自己紹介があった。
〔議 事〕

1. 委員長の選出について

座長から、委員長の互選について語り、協議の結果、田中委員(東京水産大学長)が委員長に選出された。

2. 小委員会委員の選任について

座長から、小委員会委員であった阪上委員長及び永井委員の後任として、梶井委員(東京農工大学長)及び伊東委員(山梨大学長)に小委員会委員を委嘱したい旨諮られ、了承された。

3. 教室系技術職員問題について

委員長から、「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言について」の意見調査（まとめ）が総会において了承され、今後は本報告にある「調査結果を踏まえて取り組むべき課題」について検討を行っていききたい旨述べられた。

ついで、次のような意見交換があった。

- 本委員会が総会に提出した「まとめ」について、アンケート結果と本委員会としての提言、意見は分けてわかりやすくした方が、理解を得るのにも良かったのではないか。
- 国大協として今後専行職の資格基準を作り、人事院と協議することになるが、専行職移行に伴い、専行職適用者と非適用者の格差の問題等が出て来ると思われる。そのような非適用者に対する対応も含めて、将来起こって来るであろう諸問題についての対応の段取りが今から必要だと思う。
- 組織化は現在78%にまで進んでいるが、これからは段々頭打ちになる可能性がある。100人以上の技術職員を抱えている大学が55%を占めており、こういうところでは組織化しやすく、必要性も高いが、10人以下の大学では、簡単には組織化出来ず、またメリットがないところもある。
- 組織化による欠点はない。国大協あるいは本委員会の方針としては、組織の実体化、つまり「量的な拡大」から「質的な拡大」へ移っていくことになるのではないか。それによって生じる諸問題について、本委員会として対応出来るようにしておく必要があると思われる。
- 組織化は技術職員には非常に喜ばれている

が、旅費等については教官旅費等を割いている状況であり、教官側からはこういう状況がいつまで続くのかという意見も出ている。組織化したことに対して何らかの手当をして頂けないのか。

- 組織が文部省の公認組織として認められない限り、予算措置がされないと言われる。文部省も、組織化がまだ十分でなく、今認めることは、大学の教育研究という至上使命に対して必ずしも最上の手段ではないことを良く御存知の上で残念ながら認めていないのではないか。当然我々は文部省に要求していくわけであるが、しばらくは学内措置で対応するしかないと思う。
- 組織化によって、ある特定の技能を持った人が、一つの研究室だけに終身雇用的に張りつくのではなく、必要とされる広い分野に対応し、能力を発揮することが可能になった。それによって、技術職員の意識が向上し、教官の理解も非常に進んだようである。組織化が進めば、そこには専行職になる技術者が形成されてくると思う。
そういう点では組織化は良かったとは思いますが、大学の実情はそれぞれ違うので、良い面もあり悪い面もあると思う。かなり広範の大学に共通する問題が出てきた場合には、各大学が対応するだけでなく、本委員会としても考えなければならないであろう。
- 組織化された大学がゆっくり実体化するのを見守りながら、未組織大学が、それと同じ効果が上がるような制度を模索していきたいと考えている。それが我々の重大な使命であり、弱者を切り捨てる形で動いてはいけないうと思う。方向は一致しているが細心の注意が必要である。

- 組織化できない大学にも専行職に相当する技官もいる。その待遇改善も大事である。
- 専行職を適用させるためには、職として確立していなければならないが、それには組織が存在するという事実と実際に機能していることの二つが欠かせないのであるが、現在の組織はまだ機能していない段階にある。早急に機能させればいいのかという意見もあるかもしれないが、やはり各大学の教育組織の中に、矛盾することなく溶け込んで機能することが理想だと思う。

実体化が少しずつ進み、それが現在の組織と矛盾せず、教育の障害にならないような形で根づいていけば、専行職への無理のない移行が出来る段階がやがて来ると考えている。

- 専行職移行について人事院と国大協の考え方の違いをはっきりつかみ、国大協の作業がカラ回りしないようにしなければならない。
- 大卒相当の資格については、短大や高校卒業でも、研修や経験を積むこと等によって、大卒相当の実力を持っているということを認めてもらう必要があると思う。

現在専行職が適用されているのは、航空管制官、動植物防疫官、特許庁の審査官等であり、航空管制官の場合は高卒Ⅲ種で入って来ると、航空大学校に入れて2年程研修を積ませた上で専行職に振り替えるという方法を取っている。

人事院は、専行職はあくまでも大卒Ⅱ種の業務であると捉えており、本委員会が作成した「まとめ」においても、とりあえずⅡ種の技術職員は全て専行職に移行させることとし、その他にそれに準ずる者、つまり大卒相当の資格のある者も移行させるよう提言しているのである。

- 専行職として何%が移ることを目指すか、残った人をどう処遇するか、検討し、将来良い人材を大学に導入するため専行職に向けて努力しなければならない。

以上の意見交換ののち、委員長から、「まとめ」にある「調査結果を踏まえて取り組むべき課題」を骨子とする諸課題の対応策を小委員会で作成し、それを本委員会で審議することとし、一方で文部省、人事院と折衝しながらいろいろな感触をつかみ、それに対応出来るような具体策をも考えていくような形で進めていきたい旨述べられ、了承された。

4. 人事院勧告に関する要望書について

菅原専門委員より、例年人事院勧告の完全実施、早期実現の要望書を出しているが、今年は俸給の調整額、寒冷地手当の切下げという風評が出ており、そういう場合でも完全実施という要求をするのかどうか、要望書提出の有無を含めて委員長にご一任したいという意見が出され、委員長より、どのような勧告が出るかによるので、よく検討して対応したい旨が述べられた。

5. その他

昨日の総会において大学入試センターから出された、入試センター教科担当委員に手当面等で特別な配慮をされたいという要望について、入試センター委員を出している大学では、学内委員等の免除などのいろいろな配慮を加えており、入試センター委員だけ手当てなどで特別な配慮を加えることは、学内委員等とのバランスを欠くとの意見があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成7年6月14日(水) 10:00~12:30

場 所 学士会館(神田)306号室

出席者 江崎委員長

谷本, 坂村, 原, 平山, 木村, 有山, 佐々木, 金城, 尾上, 岡田, 原田, 岡市, 三木, 西村, 吉田, 砂川各委員

議事に先立ち、江崎前委員長が座長となり、各委員の自己紹介が行われた。

[議 事]

1. 委員長の選出について

委員長の選出について、協議の結果、江崎委員長が再任された。

2. 委員会の審議事項について

(1) 国立大学協会とニュージーランド大学長協会との学術交流協定(案)について

委員長より、国立大学協会とニュージーランド大学長協会との学術交流協定(案)について、次のように経緯の説明があった。

昨年12月のUMAP大阪会議の際に、ニュージーランド側より、国立大学協会と全豪大学長協会との間で1992年に締結された日豪学術交流協定に倣って、同様の学術交流協定を国立大学協会とニュージーランド大学長協会との間で締結したいとの希望が出されたのが発端である。したがって、協定(案)の内容は日豪学術交流協定と同じものである。ただし、ニュージーランド大学長協会の Bruce Ross 会長より5月3日付けの私宛の手紙で、授業料相互不徴収に関して、相互交流の学生数がアンバランスの際、オーバーした分については支払ってほしいとニュージーランド側から提案されている。

これについて協議の結果、本委員会では、協定の本文中には入れず、当事者間で別途協議す

るという条項を覚書という形で付けておけばよいという結論に達し、この国立大学協会とニュージーランド大学長協会との学術交流協定(案)を総会に付議することとなった。

(2) その他

委員長からの JUSSEP 小委員会の活動の紹介を含め、短期留学を中心に活発な意見交換が行われた。

- JUSSEP 小委員会はカルコン(日米文化教育交流会議)の勧告に基づいて、日本の国立大学で学ぶ米国の学部学生の数の増加に役立つモデルカリキュラムの開発に日米合同で取り組んでいる。米国側担当機関はAAC&U(Association of American Colleges and Universities)である。本年1月に第1回の打合せ会を開催し、6月末に作業部会を予定(いずれも米国で開催)している。
- 大学院レベルの日本からの国際交流の応募者が減少しているのは問題である。
- 今まで、UMAP小委員でも JUSSEP 小委員でも議論していないが、大学院学生の交流について議論する必要があるのではないか。
- 受け入れ側の要求する語学の基準は一般的にかなり高い。少し基準を下げてほしいところだが、理工系はともかくとしても、人文系では、その結果授業についていけなくなっても困る。
- 宿舎の問題は大問題である。受け入れ易さや地域との繋がりを考えると地方の大学の方

がやりやすいかも知れない。

- 英語での講義はヨーロッパからの学生の受け入れもできるし、教官にも刺激になる。
- JYAは若い時に異文化体験をするという事で、それ自体プラスだが、国立大学の学部学生が外国へ行くことも増やした方がよいのではないか。

- アメリカにおける日本語教育は下火になっているので、なんとかしなくてはいけない。
- 諸外国における日本・日本文化の研究者の育成のために方策をとる必要がある。等々の意見が出された。以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成7年6月14日(水) 10:00~11:45

場所 学士会館(神田)307号室

出席者 和田委員長

平林, 手代木, 松井, 石川, 堀川, 宮島, 山本, 武藤, 小黒, 神野, 木下, 田村, 村上, 入野, 今村各委員
菊川, 中林各専門委員

議事に先立ち、委員長が選出されるまでの間、委員長代理の九州大学和田学長が座長を務めることが了承された。

また、委員の交代があったので、各委員の自己紹介が行われた。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長選出手続について事務局から説明があった後、推薦により九州大学の和田学長が委員長として選出された。

2. 委員会の審議事項について

委員長から、「何をどのように審議するか」、審議の参考として、配布資料に基づき、今までの第6常置委員会の活動状況について説明があった後、今後審議すべき事項につき、概ね次のような意見の交換があった。

- 例えば、旅費の不足等、現在、各大学の教官が感じている不満や困っている具体的事柄

を整理し当局に要望する。また、予算に関する事項について教官の理解を深める啓蒙活動を行う。

- 本委員会で審議していく上で従来の焦点はどうであったか。
- 従来は積極的な絞り込みは行われていなかった。経費の増額に関しては教官当積算校費の増額よりも科学研究費補助金の増額を優先していくという方針で対応してきた。
- 当面起きている問題の対応にならざるを得ない面もあるが、科研費と積算校費のどちらを重視するのか、COEをどう考えるのか、学部と大学院の関係、初等中等教育と高等教育との関係など、より大局的な政策のバックグラウンドとなる議論についても審議すべきである。
- 予算の重点配分に関して、当面、国立学校特別会計が飛躍的に伸びるということは期待できないため、その分配を検討する必要がある。

以上のような意見交換の後、委員長より、「何をどのように審議するか」という議題については、平成4年3月の報告書「国立大学財政基盤の現状と改善」の提言の1の中から重点项目的なものを絞り上げ、現実対処的なもの、裏付けとなる論拠等を整理した上で取り上げていくということで結論としたい旨述べられた。また、どの項目を取り上げどのように処理していくかについては、本日の審議を踏まえ、次回の委員会で具体的に検討したい旨述べられた。

3. 授業料問題について

授業料問題に関して、新しい委員会としてどのように取り組むかについてフリートーキングが行われ、概ね次のような意見が出された。

- 授業料問題について文部省が理論的根拠ができないとしているのに、国立大学として理論的根拠をつくるのが果してできるのか。また、本委員会では、理論的根拠ができないものとして議論するのか、理論的根拠はできるものとして議論するのか、戦略が異なるため最初にその前提を決める必要がある。
- 学部間格差の問題から、私学を含めた場を作って考えるというように変化してきたようであるが、前委員会での最終的な焦点は何だったのか。
- 国大協側から色々理由を並べても一方的であって、私学との解決の見通しはなくとも、席を同じくして議論しなければこの問題の前進はない。
- 決定的な理論付けはできなくとも、客観的(一般論的)な理由付けは可能なので、国大協としては手を引けない。入学料のように国大協が反対したため額が抑えられたということもあり、格差をなくすということが最終的に困難であるとしても、手をこまねいている訳にはいかない。また、格差を是正する場合でも、少しでもその差を小さくするなどに最大限努力するべきではないか。
- 国立大学でこれから育てる人間はどうあるべきかなどの理念、並びに政策的な観点から授業料を議論すべきである。
- 明治以来の教育における機会均等という日本の政策をいかなる理由で変えるのか。
- 国立大学の学費を上げることは、逆に私学の学費を上げやすくするという作用があるため、学部によってはますます差が開くこともある。
- 学費値上げについては、仮に困難であるにしろ、可能な限りその幅を少なくすることに努力すべきである。
- 金額の妥当性については、私学との均衡の問題も重要であるが、これは政策判断の問題であり、文部省と大蔵省との間の対応の中で決定されるべきものである。むしろ、今は、学部間の学生の受益に差をつけるということ为国大協として黙認するのかということを実剣に議論していただきたい。
- 格差導入問題については、国大協としては基本的に認めない。仮に、文部省が止むを得ないとしても国大協としては反対すべきである。また、教育のコストがかかることが受益者負担という観点の議論のベースであり、このことは、一方の理工系離れの問題と矛盾しているのではないか。
- 人材育成の理念として国立大学はどうあるべきかを再度議論するべきである。
- 私学との問題については、従来、学部教育の面で学生数等の比較が行われているが、理工系に例を取れば、大学院教育に果たしてい

る国立大学の役割を大きくアピールしていったらよい。また、私学との授業料の格差については、従来から学部授業料が問題となっているが、大学院の授業料についても検討対象としてはどうか。

以上のような意見交換の後、委員長より、授業料問題について、11月の総会前の早い時期に要望書を出す必要があり、また、本日いただいた意見についても、従来からの方向と基本的には変わらないと思われるので、次回併せて審議したいこと、更に、学費値上げについては、反

対という基本的態度で本委員会として今後も審議していきたい旨述べられました承された。

4. その他

委員長より、白書の執筆については、廣重前委員長と和田委員長に一任していただきたい旨諮られ、了承された。なお、ワーキンググループのメンバーが本委員会メンバーから抜けたので、松井及び宮島両委員が加わっていただくこととなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

学術情報特別委員会

日時 平成7年5月15日(月) 15:00~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 木村委員長

荒川、吉原、藤野、開原、有山、野村、林、村上、吉田各委員
近藤専門委員

井上臨時専門委員

(文部省)上田学術情報基盤整備推進室長

木村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、本日出席の文部省の上田学術情報基盤整備推進室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員並びに専門委員の交代について

このことについて委員長より、次のように諮られた。

星埜委員(福島大学長)の学長任期満了により退任された後任の委員として、吉原泰助福島大学長を、小山委員(東京大学大型計算機センター長)のセンター長任期満了に伴い退任申し出があり、後任委員に、斎藤忠夫東京大学大型計算機センター長にご協力願うことにしたい。

又4月1日付で文部省に転出した山中専門委員(横浜国立大学助教授)の後任の専門委員に、吉田大輔横浜国立大学助教授を補充したい。

以上協議の結果承認された。

ついで、出席された吉田新委員の紹介があった。

なお、新委員については6月1日開かれる理事会に諮り、追認を得ることにした。

2. 大学図書館経費実績アンケートの結果について

委員長より、次のような説明があった。

前回の委員会では、今後の検討課題として、著作権問題と図書館経費の問題を協議していただいたが、著作権問題については、現在の処表

立った動きは認められず、各大学が共通して困窮していると考えられる、大学図書館の運営、管理に係わる経費、特に本省から大学に配当される経費、大学総経費と図書館の運営に関しての経費に焦点を置き、調査することになった。

幸いなことに文部省で、平成5年に大学図書館実態調査が実施されていて、求めたい事項も含まれているので、調査事項を特定し、各大学図書館長宛に調査を依頼、回収を待って集計したのが別紙「大学図書館経費実績調査総括表」である。

ついで、調査総括表による数字を挙げての具体的な説明があった。

以上の報告について、概ね次のような質疑及び意見交換があった。

- 図書館、研究室備付の経費が積算されているが、これ以前の事務局段階での配分経費が判かると有難いが、把握できないものなのか。
- この調査では対象にしてなかったが、各大学の事情を斟酌すると難しいと思われる。
- 調査表に示された図書館備付け費用は、全学的な立場からのものではなく、各部局あるいは各研究室で購入した図書を、図書館に置いてあることを指している。図書館の悩みは、各系統的に図書を集めることができない処に問題がある。購入予算があっても図書館独自の判断で、図書購入はできない。予算を100%図書館に移管することは好しくないが、少なくとも図書館の立場で、ある程度系統的に集められる制度を設けない限り、図書館資料の整備は成り立たない。本省からは平均して10%程度の経費があるにせよ、ほとんどが学生用図書購入費で、研究用として系統的に使用できるのは僅少で、非常に残念に思う。外国の大学図書館のほとんどが系統的に集積する

構造になっている。この点検討し、問題提起できれば有難い。

- 本省からの配当額は、学生の図書に重点を置いている。基本的な考え方としては、研究用の図書経費は、研究者の当り校費に含まれていることを先ずご理解していただきたい。したがって、研究用図書経費は、研究者の当り校費の中で、各大学が個々に配分方針を決めることになるので、大学の総経費の%の割合を見ていただき、他大学と比較し低いと判断、その引き上げを必要とするのであれば、学内に対して予算配分率の変更を考えていただくよう働きかける。系統的な図書確保と言う必要性を主張するのであれば、学内のコンセンサスを得る等の努力をしていただきたい。そのための一方法として、この調査資料を参考に利用することは、差支えないのではなかろうか。
- 当り校費について、配分される以前の文部省段階で、学情関係の経費としてある程度プールしていただければと思う。今直ちにとは難しいが、今後の問題として、例えば当り校費の伸びがあった場合、その内の0.5%でもよい、プールし配分していただければ、強力な援助となる。
- 大学図書館側の努力がたりないことでもあるが、非常に高額で貴重な資料が国立大学にあるが他大学の利用はほとんどない。これについて文部省では、大型コレクションとしてのカテゴリーで経費を配分している。これ等大型コレクションの系統的利用について、大学図書館は積極的に考える必要がある。
- 高価なコレクションは色々あるが、その情報は何処から知り得るのか。我々では世界の国の情報を得るのに乏しい。一般的には地域

の業者からとるが、貴重で価値の高いものは購入が難しい。

○ 外国図書、美術品等の選択は重要な問題であり、それぞれの分野の専門業者から、情報を得て検討することになる。価値判断のこと系統的なこと難しいことが多い。

○ 外国図書購入は、事務手続上のこともあって、国内業者を通じて買入れるので、外国で買い持ち帰るよりは、金額も高くなる。特に文科系大学では、全体の校費が少ないため、系統的に図書を揃えることは難しい。最近では文科系であっても、情報関係機器の利用比率が大きくなり、それに伴い図書購入費が漸減している。

以上のほか、重複する雑誌、書籍の対応について意見交換があったのち、委員長より調査書の利用について、後日意見をお寄せ願いたい旨述べられ、了承された。

3. 学術情報関係の概算要求等について

委員長より、平成7年度大学図書館関係予算の概要について、上田室長よりご説明願いたい旨述べられ、同室長より、学術情報の整備、政策強化を図るため、4月1日に学術情報課に学術情報基盤整備推進室が新設された旨報告があり、引き続き資料に基づき、次のような説明があった。

学術情報システムについては、従来から文部省において整備を進めているが、平成7年度予算額として、33,467,851千円で対前年度12.9%増となっている。平成7年度予算全体からみると、政府の一般歳出3.1%増、文部省の国立学校特別会計予算で言えば、対前年度3.9%の増となり、一般的伸率と較べ非常に高い伸率を示す状況である。主な内容を説明すると次の通りであ

る。

(以下、各項説明)

1. 学術情報センターの拡充

学術情報センターを中心に運用している各国公立大学を結ぶ学術情報ネットワークの幹線の高速化

2. 大型計算機センター等の整備

3. データベースの作成等の促進

4. 大学共同利用機関の整備

5. 大学図書館関係

平成7年度525,000千円の増、対前年度9.8%増

(1) 国立学校関係

* 図書館経費

図書館維持費、図書館機能高度化経費

* 図書館設備費

イ. 図書購入費

外国雑誌等購入費

ロ. 図書館高度化設備費

CD-ROMサーバシステム

(2) 事務機構等の整備

* 一般事務機構等の整備

* 大学図書館職員の増

以上のほか、平成7年度補正予算の動向について説明があった。

ついで委員長より、次のように述べられ、了承された。

学術情報関係の概算要求等の概括的説明をうかがい、大変力強く感じた。今後も期待したい。先のアンケート結果については、種々貴重なご意見をうかがったので、ご一任いただければ、これを参考にして纏め、6月の総会に委員会報告とすることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 平成7年5月23日(火) 10:30~12:30

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 蓮見委員長

谷本(代理:吉田北海道教育大学学生部長), 横須賀, 吉原, 堀川, 椎名, 篠田, 武村(代理:木下三重大学教育学部長), 加茂, 山田, 野地(代理:河野鳴門教育大学副学長), 金谷, 岡本各委員

関口専門委員

(文部省)工藤大学課教育大学室長

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長より,新たに委員として出席された吉原泰助福島大学長,並びに代理出席された谷本委員の代理吉田北海道教育大学学生部長,武村委員の代理木下三重大学教育学部長,野地委員の代理河野鳴門教育大学副学長及び本日出席の文部省の工藤大学課教育大学室長の紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 教員需給の変化に対応する教員養成のあり方について

委員長より,教員養成に関する調査報告書の進捗状況及び普及版の作業状況等の報告があったのち,次のように述べられた。

調査報告の調査結果でも明らかなように,教員需要が減少している中で,教員養成制度全般に亘って提言を含めた纏め作業を行った関係もあり,本日出席の工藤教育大学室長より,最近の教員養成をめぐる情勢並びに文部省における向後の諸施策,あるいは,先にお送りした調査報告書(校正刷り)をお読みいただいで感想などお聞かせ願いたい。

ついで同室長より,概ね次のような説明があった。

教員養成学部の学生の意識調査を見せていただいたが,教育学部の一つの問題点が把握でき

大変参考になった。又大学における教員養成の調査報告書も読ませていただき委員会の努力とご苦労がしのばれた。

教員養成は,学校教育を担う教員を養成する重要な役割を果しているにもかかわらず,いろいろな問題点が指摘され,更に行政改革の観点からも改革がもとめられる等重要な役割を持ってしながら相当な批判を受けており,矛盾を感じている。調査報告書は,教員養成学部と一般学部の教員養成を含めて,問題点を総合的に取り上げ,良く整理されている。

第1部の提言では,戦後開放制の中での教員養成学部の内外における矛盾の指摘。現在の児童生徒数の激減による教員需要の減少。それに伴う教員養成課程の規模縮小。これに対して,余裕のある教員需給の必要性等の考え方や反省を求める意見。計画養成による学部の保護,条件整備。更に大学改革は教員養成学部も例外ではない。生涯学習に対する役割の認識。積極的に広く,教育のための人材養成の必要等が提言されている。このような前向きな考え方は,大変評価できるのではないかと理解する。

教育学部の改組,転換が迫られているが,単に教員需要の面でやむを得ず行うのではなく,大学・学部がそれぞれの個性を発揮し,教育学部として自発的に改革の観点から大いに進めて行く必要があるのではないかと考える。この場

合、教員養成学部卒業生が、一般的には教員になることが当然視されているにも拘らず、卒業生の5割しか教員（臨時採用を含む）に就職できない例もあり、このままの状況が続くと、学生の意欲の消失、ひいては教員養成の質の低下、入学生のレベル低下といった事態を招く恐れもある。このような状況から新課程設置の方針が昭和62年以降考えられ、かなりの数の大学に設置されてきた。然し新課程設置で心配されるのは、教員養成学部の教育・研究の分散化による質的低下、弱体化が懸念されるので、このようなことのないよう最善の努力が必要である。

第1部の提言、第2部の調査分析で気づいた点は、新課程について積極的な面、マイナス面が大学の評価として紹介されているが、一部の小規模大学で新課程を設置することによって、教員養成が弱体化するのではないと言われる一方、新課程の独自性が弱いと、学生が期待して入学しても十分な教育ができないといったことが問題視される。最近の傾向として、教養部の改組に伴い新課程設置の動きがあるが、責任体制の明確化、広い意味での教育の領域を求めている教員養成学部の改革、幾つかの大学での入学定員を減じたことにより、分割していた課程を統合して複数の免許を取得させて行く動きなどもある。新課程に対する評価は、大学によって実状が異なるので、今後も検討の必要を感じた。

附属学校については、種々な問題が指摘されているが、公立学校との人事交流と学部との連携での教育研究の活性化とを両立させる方策を提言しているが、大事なことと受けとめている。又整備にも触れて、小・中学校の教諭定員のことが述べられているが、大変重要な問題であり、整備の必要が考えられるが、各大学の附属学校

の現状をみると、大学毎にかなり人員に差があり、この点整備が遅れる要因があると思う。この問題について調査研究を行うことも必要ではないか。

大学院、現職教育は今後拡大され、それに伴い学部段階での教員養成の規模の縮小、多角化等が進められ、複雑な問題も生じてくる。

一般学部での教員養成は、中学校教諭に大きなシェアを占めているが、教員養成学部出身者を含めて多様な構成となる必要があると言われている。今日、中学校の現場では、いじめの問題など多くの困難な問題を抱え、教科の指導力ばかりでなく、生徒指導能力等種々な面での資質が求められている。

学生の教職への意識調査では、学生から見た問題点が挙げられ、講義が教科専門の教員の専門領域に片寄り過ぎる。学校現場で役立ちそうもない等厳しい批判がある。これに対応した提言では、教員の教員養成についての意識の多様性が、問題点として指摘されているが、今後これを改善して行く努力が必要だろう。

将来の教員需要の変化については、当分の間は減少傾向が続くが、要因となる子供の出生率から、やがて増加に転ずることを踏まえて、不確定要素もあり、当面の対応が難しいが、小・中・高校の教員定数改善計画を中・長期的に策定しておくことも必要と思う。小・中学校の教員定数の改善、教職員の待遇改善等の提言がなされているが、現状から推してその実現には多くの努力が必要な問題と思う。改善に向けての施策として、科学的要素を含めたデータの提供も必要ではないか。

以上のほか、学校現場における「いじめ」問題について説明があった。

以上の説明ののち、委員長より次のように述

べられた。

調査報告書について、種々な角度からみてのご意見、考え方をお寄せいただいた他、文部省の意向等もお聞かせいただき、大変参考になった。お話しいただいた問題に関して、委員各位にご意見があればうかがうことにしたい。

これについて、概ね次の点について意見交換が行われた。

- 課程間相互の免許取得の問題
- 教員養成課程の統合による複数免許取得の効用と問題点

○ 教員養成課程の弾力化と改革の方向性について

○ 新課程の設置状況とその推移について

○ 教員養成学部入学定員の調整と地域教育委員会の実状

○ 計画養成と教員需要の関係

○ 教員養成学部卒業者や一般大学の免許取得者の教員就職率からみた教員養成政策の再検討の必要性について

以上をもって本日の議事を終了した。

(第84回)入試改善特別委員会

日時 平成7年5月12日(金) 14:00~15:00

場所 学士会分館(本郷)3号室

出席者 井村委員長

坪井, 平林, 石川, 市川, 天野(郁), 太田, 阿部, 藤田, 天野(正), 和田各委員

松井臨時委員

(文部省) 錦戸大学入試室企画係長

(大学入試センター) 高橋所長, 坂元副所長, 菊池管理部長

井村委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について

委員長から次のように述べられた。

一昨年秋の総会(第93回総会)で、国立大学の入試について、平成9年度から「分離分割」に統合し実施することを決定したが、その際、前期に比べて窮屈な後期の試験日程の改善、前期試験の入学手続日と後期の試験開始日の重なるの改善、等を要望された。また、文部省や高校側からは前期と後期の入学定員の比率のバランスへの配慮を求められた。そこで、これらの問題に対応するため、現行の試験開始日を早め

ること等について私立大学側と協議しているが、まだ結論が出るに至っていない。なお、公立大学協会では、分離分割への統合は平成11年度からになる見通しということであり、また、C日程を完全に廃止することは難しいということである。

現状、このような状況であるが、いただいたご要望等をも踏まえ入学者選抜についての平成9年度実施要領等の原案を作成したので、これについてご説明しご意見を伺いたい。

ついで、委員長の要請により松井臨時委員から「国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要領(案)等」について、前年度との変更点等を中心に説明があった。その主な点は次のとおり。

- 「国立大学における平成9年度以降の入学
者選抜に関する申合せ」（平成6年11月16日
国立大学協会）により、平成9年度以降の入
学者選抜を「分離分割」に統合して実施する
ことに伴い、従来の「連続方式」に関する記
述を削除するとともに、文言等の整理をした。
 - 従前の各年度毎の「第2次試験実施上の申
合せ事項」については、その必要事項を前記
「申合せ」及び「入学選抜における留意事項」
の記載事項に含めることとした。
 - 平成9年度入学試験日程について、後期試
験開始の特例（1日繰り上げ実施を認める）
を廃止した。
 - 後期の試験日程について、その試験開始日
（3月12日）から合格者発表期限までの日数を
従来の12日間から13日間（前期は14日間）と
するため、合格者発表期限を1日繰り下げて
3月24日までとした。
- この説明に引続き、「国立大学の入学選抜に
ついての平成9年度実施要領（案）等」につい
て審議が行われた。

その結果、今後状況によっては試験日程等の
一部変更もあり得るので、それを含みに委員会
として基本的に原案を了承するとともに、その
取扱いを理事会に一任することとした。

ついで、委員長から、平成9年度入学選抜
に関する今後のスケジュール（予定）について
「資料5」により諮られ、了承された。

2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮
られた。

北海道大学の廣重学長の本年4月30日付け任
期満了に伴う委員の補充について、引き続き北
海道大学からとし、5月1日付けで就任された
丹保学長に委員就任を要請したい。お認めいた
だければ来る6月1日（木）開催の理事会の承
認を得た上、10月中旬開催予定の本委員会から
ご出席いただくこととしたい。

この委員長提案について、異議なく承認した。
以上をもって、本日の議事を終了した。

第2常置委員会・入試改善特別委員会合同委員会

日時 平成7年5月12日(金) 15:00~16:40

場所 学協会分館(本郷)6号室

出席者 (第2常置委員会)加藤委員長

山田, 阿部, 江崎, 橋本, 丸山(工), 野村, 宮地, 深谷, 吉田, 丸山(和),
松浦, 入野, 三木, 高木, 池田各委員

小嶋, 荒井各専門委員

(入試改善特別委員会)井村委員長

坪井, 平林, 石川, 市川, 天野(郁), 太田, 阿部, 藤田, 天野(正), 和田
各委員

松井臨時委員

(文部省)山根大学入試室長, 錦戸企画係長, 中野調査指導係長

(大学入試センター)高橋所長, 坂元副所長, 平川副所長, 菊池管理部長,
石井事業部長

初めに、滝沢事務局長から合同委員会開催の宣言があり、ついで、各委員からの自己紹介と文部省及び大学入試センターからの出席者の紹介があった。

次に、関係機関及び第2常置委員会から報告があった。

(1) 文部省からの報告

山根大学入試室長から、初めに、阪神・淡路大震災の被災者に対する特例入試の実施に対する謝辞が述べられたのち、配付資料にもとづき、平成7年度国立大学入学者選抜の実施結果について報告があった。主な点は次のとおり。

- 確定志願者は、482,230人、確定志願倍率は5.1倍であり、それぞれほぼ前年度並みであった。
- 2段階選抜については、第1段階選抜不合格者は延数で18,153人であり、前年度よりやや増えた。また、2段階選抜を予告したのは53大学・168学部であったのに対し、実際に実施したのは27大学・76大学であった。

なお、今年度の入試では、試験問題の作成ミスが例年に比べて多く、承知している範囲で18大学の国立大学にあった。各大学ともこ

れから平成8年度入試の問題作成の準備をされることと思うが、出題ミスは受験生に与える影響が少なくないばかりでなく、社会的批判を受けることにもなるので、各大学とも特に遺漏なきを期していただくようお願い申し上げます。

(2) 第2常置委員会からの報告

加藤第2常置委員会委員長から、合同委員会に先立ち開催された第2常置委員会の審議状況について、次のように報告があった。

1) 平成9年度からの大学入試センター試験について

大学入試センターから、平成9年度からの大学入試センター試験について提示説明があった

- ①追試験を廃止する、②得点調整を行わない、③すべての枝間の配点を公表する、の3点の改訂案について質疑応答及び意見交換した結果、大学入試センター案を了承した。但し、追試験の廃止に関連し、再試験の適用範囲について、「天災」だけでなく、公共交通機関等の遅延なども含むものとして、その表記を「天災等」に改めることを要望した。

2) 職業教育の活性化方策に関する調査研究

会議の最終報告について

職業教育の活性化方策に関する調査研究会議では、職業教育の活性化方策について、昨年7月の「中間まとめ」に引続き、今年3月、最終報告（「スペシャリストへの道」）を取りまとめた。「中間まとめ」の段階で、文部省職業教育課から説明をきき、委員会として意見を述べたが、今回の最終報告について職業教育課から説明をきいた。また、大学入試室から、最終報告を受けて、従来の推薦入学に加え、新たに職業高校の卒業生を対象とした選抜が実施できるよう、平成8年度大学入学者選抜実施要項の一部を改正したい旨説明があった。この職業高校の卒業生を対象とした選抜については、基本的に各大学がそれぞれの自主的判断にもとづき実施すべきであろうとの結論となった。

以上のほか、平成8年度入学者選抜における留意事項、東京大学からの協議などについて審議した。

(3) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関し次のように報告があった。

1) 平成9年度大学入試センター試験実施期日について

大学入試センターとしては、平成9年度大学入試センター試験の実施期日は平成9年1月18日（土）及び19日（日）の両日としたい。

2) 平成9年度からの大学入試センター試験の追試験、得点調整及び枝間配点の取扱いについて

大学入試センターでは、平成9年度からの大学入試センター試験について、①追試験の要否、②得点調整の要否、③枝間の配点の公表について検討してきたが、これまでの検討の結果、得点調整については、これを行うことは殆ど不可

能と判断されるので、素点を提供することとし、また、枝間の配点の公表については、各大学の大学入試センター試験の利用方法の多様化がすすみ、大学の序列化の助長などの心配はなくなってきたと判断されるので、すべての枝間の配点を公表することとしたい。追試験については、平成9年度から大学入試センター試験の出題教科・科目が大幅に増加し、それらの中にはA(2単位)科目などのように出題範囲が狭いため特に問題作成が難しい科目が含まれており、重複・類似を回避しつつ、これまでどおり本試験用、追（再）試験用、予備の問題を作成しつづけることは極めて困難である。したがって、良質な試験問題を今後とも確保するため、さらに、本試験受験者と追試験受験者との公平性を確保する観点からも、個人的事情等により試験を受験できなかった者に対する追試験を廃止することは止むを得ないと考えるが、なお各大学や高校関係者等の意見を伺ったうえ本年8月頃を目途に最終的方針を決定したい。

(4) 入試改善特別委員会からの報告

井村入試改善特別委員会委員長から次のように報告があった。

平成9年度から国立大学の入試を分離分割に統合するにあたって、一部の会員校から、試験日程、特に前期と後期の試験日程のアンバランス（現行、試験開始日から合格者発表期限まで、前期日程は14日間に対し後期日程は12日間）の改善などを要望された。このため、前期の試験開始日を早めることについて私立大学側と協議しているが、まだ合意は得られていない。なお、公立大学の分離分割への統合は平成11年度からということであり、また、C日程の廃止は現状難しいということである。このような状況にあるが、平成9年度入試の具体的実施について検

討すべき時期であるので、合同委員会に先立ち開催した本委員会で審議し、実施要領等の原案を取りまとめた。後刻この原案についてご意見を伺いたい。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学の平成9年度入学者選抜の基本方針について

井村入試改善特別委員会委員長から、入試改善特別委員会で作成した平成9年度入学者選抜についての実施要領等案についてご説明しご意見を伺いたい旨述べられた。

ついで、同委員長の要請により、松井臨時委員から、平成9年度実施要領等(案)について、前年度(平成8年度)との変更点を中心に説明があった。その主な点は次のとおり。

- 「国立大学における平成9年度以降の入学者選抜に関する申合せ」(平成6年11月16日国立大学協会)により、平成9年度以降の入学者選抜を「分離分割」に統合して実施することに伴い、従来の「連続方式」に関する記述を削除するとともに、文言等の整理をした。
- 従前の各年度毎の「第2次試験実施上の申合せ事項」については、その必要事項を前記「申合せ」及び「入学者選抜における留意事項」の記載事項に含めることとした。
- 平成9年度入学試験日程について、後期試験開始の特例(1日繰り上げ実施を認める)を廃止した。
- 後期の試験日程について、その試験開始日(3月12日)から合格者発表期限までの日数を従来の12日間から13日間(前期は14日間)とするため、合格者発表期限を1日繰り下げて3月24日とした。

以上の説明について意見交換が行われたのち、井村委員長から次のように諮られ、了承された。

合同委員会として、この原案を基本的にご了承いただけないか。なお、試験日程について私立大学側と協議継続中であり、場合によっては試験日程等の一部変更があり得るので、この取扱いは理事会に一任いただきたい旨の発言があり、了承された。

2. 第2常置委員会及び入試改善特別委員会との関係について

初めに井村委員長から次のように述べられた。

入試の問題を扱う第2常置委員会と入試改善特別委員会との役割分担が必ずしも明確でなく、重なる問題もある。そこで両委員会の関係がどうあるべきかご意見を伺いたい。

ついで、意見交換が行われ、主として次のような意見があった。

- 入試改善特別委員会は、昭和58年、平野会長時代に設けられた。当時、国大協にとって入試の問題は最も大きな問題の一つになっていた。共通1次試験の実施に伴っていろいろな問題が出てきた。国大協内部では、全加盟校が必ず利用しなければならないのか、利用するかしないかは大学の自由であるべきではないかという主張もあり、また全面廃止の意見もあった。また、外部からは、国立大学の受験機会が1回に減ったのはよくない、受験機会を複数化すべきである、5教科7科目の試験は受験生にとって負担が大である、といった批判が強まった。そこで、特別委員会をつくって、入試に関する政策を検討することになったものである。委員会は頻繁に開かれ

審議が行われ、その中で、問題を幾つか解決できた。たとえば、受験機会の複数化については、連続方式によるA、Bのグループ分けから始まり、その後、分離分割方式との併存制に移行し、それがさらに分離分割方式に統合するということで結着がついた。また、試験科目数については、当初の5教科7科目から5教科5科目になり、それから自由利用になった。この間私立大学も利用するようになり、共通1次試験から大学入試センター試験へと変って、それを取り巻く環境も変化した。

分離分割の統合問題が終れば、当面の問題としては、重要な政策上の問題はないので、入試改善特別委員会は解散してよいと考える。ただ、入試の問題はこれで終わったわけではなく、平成9年度から入試センター試験が31科目で実施されると、色々の問題を生じる可能性もあり、また、18歳人口の減少もあって、国立大学として検討しなければならない問題が生じると思うので、その場合には、特別委員会を設けて機敏に対応することが必要だ。

- 今回の分離分割入試統合問題が終れば、入試改善特別委員会は解散し、入試に関わる問題は全面的に第2常置委員会が取扱うのがよいと思う。しかし、21世紀が始まる平成13年には18歳人口は今より50万人以上少なくなつて150万人程度になり、その後も減りつづけるということが推測されている。21世紀を迎えて、高等教育はどういう資格を得た者を大学に受け入れるか、その時の国立大学の役割は何かということが重要な問題である。入試改善特別委員会は、解散するまでには、21世紀の高等教育における国立大学のあり方に伴う入学者選抜についての基本の考え方についてまとめ、報告する責任があると思う。

- 入試改善特別委員会は解散しても、国立大学の入試がどうあるべきか、特に18歳人口が急速に減少し、大学にくる学生の質が変ってくるのではないかと考えられる中で、これにどう対応するかは国大協として大きな問題である。

- 今、理工系離れといったことも含めて、わが国の産業構造が大きく変化する中で、これまでの入試をつづけていて耐えられるかどうか、大きな問題としてあると思うが、政策的委員会がなくなると、これをどこで考えていくのか。

- 入試改善特別委員会だけでなく、すべての委員会の見直しが必要になってくると思う。大学審議会や学術審議会では審議のベースが早く集中的であり比較的短期間で報告がまとめられている。それに対し国大協の委員会のもち方では機動性に欠けるきらいがある。国大協としてファクションのいい委員会制度をつくっていかねばならないと考えている。昨日、会長、副会長、各常置委員会委員長が集まった懇談会でこの問題も含めて国大協のあり方を検討することにしてはどうかとの意見が出された。

- 18歳人口減に伴う入試の問題は、確かに焦眉の急の課題であると思うので、これを専門的に検討することが必要であろう。第2常置委員会がやや実務的、対応的委員会とならざるを得ない性格があるとすると、中・長期的に審議する委員会が必要であることは認めるが、その際は、第2常置委員会の役割分担が混乱に陥ることのないよう、具体的テーマを掲げ、設置の期間も定めることが必要であろう。以上の意見交換をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日 時 平成7年5月11日(木) 10:30~12:00
場 所 文部省5B会議室
出席者 (文部省)野崎,岡村,木村,工藤各委員
長谷川審議官,近藤,富岡,北村,早田,吉沢各課長ほか
(国大協)吉川,井村,阿部各委員
佐藤,菊川,中林,滝沢各専門委員

吉川議長主宰のもとに開会。

初めに、議長から開会の挨拶があり、ついで、野崎事務次官から概ね次のような挨拶があった。

来年度概算要求の取り扱いについては、まだ政府として方針は決まっていないが、わが国の財政はさらに構造的な厳しさを深めている。昨日、阪神・淡路大震災の本格的な復旧、復興に加え、最近の急激な円高の進行に配慮した緊急円高・経済対策を盛り込んだ平成7年度補正予算が閣議決定され、国立学校特別会計についても、防災対策のほか、科学技術や情報通信分野の振興を図るという趣旨を踏まえた所要の経費を計上している。

国立大学の研究教育条件の改善充実、現下の緊急な課題であり、省全体としても特段の配慮をし、教育研究経費、設備費、施設費、若手研究者の育成等の全般にわたり、所要の経費の充実を図りたい。

大学における教育研究の円滑な遂行には、必要な予算の確保と同時にその適切な執行が重要であり、各大学からの要求に対しては実績等を勘案して重点的に対応していきたい。

概算要求にあたっては、文部省としても精一杯努力する所存であり、一層のご協力とご支援を願いたい。

ついで、国大協側、文部省側出席者の紹介があったのち、議事に入った。

〔協 議〕

◎ 平成8年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに、近藤大学課長から、大要次のような説明があった。

平成8年度国立学校特別会計予算の取り扱いについては、ただいま次官から説明があったとおり、現時点では、まだ来年度の概算要求の取り扱いについて政府全体として一定の方針は定まっていないが、現下の厳しい状況からみて精選して対応せざるを得ないと認識している。

平成8年度は、昨今の円高などの要因もあって、これまで以上に既定施策・事業を全般にわたって厳しく見直し、経費の徹底した節減合理化及び自己収入の適切な確保について格段の努力を図る必要がある。このほか概算要求事項については、優先順位の厳しい選択を行うなど、全体として精選し、さらに、18歳人口が急減期に入ったので、学部等については、全学的な再編成を中心とし、規模の拡大は原則として抑制せざるを得ない。

いずれにしても、各大学の努力を前提として、大学審議会、学術審議会等の答申や審議状況等を踏まえつつ、改善・改革を図るとともに、とりわけ社会的要請の強い分野の人材養成、学術研究の推進、国際化・情報化の進展、生涯学習の推進等に適切に対応するよう努めたい。

なお、具体的要求事項については、各大学における見直し、工夫・改善の状況などを考慮しつつ対応していきたいが、特に、①カリキュラム改革や教育方法の改善等の教育改革、②基礎研究推進のための条件整備、③臨時増募定員の計画的な削減、などに対応して参りたい。

つづいて、岡村学術国際局長から、大要次のような説明があった。

学術予算も厳しい状況にあるが、従来から各学問分野のバランスのとれた発展に留意しながら、基礎的、先端的研究の推進に努めてきたところであり、この方向は平成8年度においても変りはない。具体的施策については、学術審議会等の答申などをも十分踏まえ学術の充実に努めて参りたい。

学術審議会からは、昨年から今年にかけて、①国際学術交流の推進、②卓越した研究拠点(COE)の形成について、③地球環境科学の推進について、答申及び建議をいただいた。現在、学術審議会では、先の答申で1千億円の目標設定を答申した科研費が目標に到達しようとしている段階で、新たな目標設定に向けた検討が行われている。また、長期的展望に立った研究者の養成・確保、さらにCOEの形成等についても引続き検討が行われている。

来年度の概算要求については、ただいま申し上げたとおりであるが、組織等の見直しのうえに立って、施策を大学で十分活用いただきたい。

ついで、木村文教施設部長から、大要次のような説明があった。

平成8年度予算の取扱いについては、財政が厳しい中でも、施設の整備については、①施設の老朽化、狭隘化の解消に緊急を要するもの、

②移転統合等の既定計画に基づくもの、③大学の充実等のほか、大学改革に伴うもの、④新たな需要に対応するもの等について、長期計画、維持管理・運営体制等に関する検討の熟度及び緊急度等を勘案し、整備をすすめていきたい。

引き続き、工藤会計課長から、平成7年度補正予算について、配付資料に基づき国立大学にかかる事項を中心に説明があった。その主な点は次のとおり。

文部省関係は、阪神・淡路大震災等復旧対策約970億円、うち特会約92億円、及び緊急円高・経済対策約1,990億円うち特会約1,700億円、合計約2,960億円である。

国立大学の阪神・淡路大震災等復旧対策は、神戸大学、神戸商船大学を中心として施設、設備の災害復旧が主である。

緊急円高・経済対策等は、一つは、老朽施設の改築・改修や耐震補強対策、もう一つは、新しい産業の創出につながる科学技術及び情報通信分野の振興として、新しい技術開発シーズにつながる理工系分野の重点的研究の推進(大学における未来開発型研究等の重点的推進、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの設置、産学協力による独創的な研究開発環境の整備、等)、及び大学等における情報発信機能の強化、などである。

以上の説明ののち、協議に入り、次の事項について意見の交換があった。

- 大学院の重点化に伴う大学院学生急増への配慮
- マルチメディアの整備
- 国際共同研究のための旅費、人文系フィールド・ワークの研究旅費
- 情報処理センター、学内ランも含めた情報

ネットワークの整備

- 国立大学授業料等学生納付金の増額抑制

- 外国人留学生宿舍（特に家族もち）の整備
以上をもって、協議を終了した。

第96回総会国立大学協会事業報告

(注) 第95回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (52回)

(1) 第95回総会

6.11.16 (水)

11.17 (木)

(2) 第62回事務連絡会議

6.11.18 (金)

(3) 理事会

7. 3. 8 (水)

6. 1 (木)

(4) 常置委員会 (20回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) ①21世紀に向けての国立大学の在り方
—教育・研究支援体制を中心に—

(委員会開催状況)

7. 6. 1 (木) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①平成9年度以降のセンター試験の追試験について
②平成8年度国立大学入学者選抜における留意事項について
③職業科出身者の受入問題について
④私費外国人留学生統一試験の海外実施について

(委員会開催状況)

7. 1.25 (水) 常置委員会

5.12 (金) 常置委員会

〃 入試改善特別委員会との合同委員会

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

- (主要審議事項) ①留学生の学生生活に関するアンケートについて
②就職協定について

(委員会開催状況)

- 6.12.19 (月) 常置委員会
7. 5.30 (火) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

- (主要審議事項) ①「提言」についての意見調査のまとめ
②研究支援体制について
③国立大学教官等の待遇改善について

(委員会開催状況)

- 6.12.16 (金) 小委員会
7. 1.25 (水) 小委員会
2.23 (木) 小委員会
3.20 (月) 小委員会
3.27 (月) 常置委員会
4.20 (木) 小委員会
5.19 (金) 小委員会
5.25 (木) 常置委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

- (主要審議事項) ①UMAP-JAPAN '94の開催について
②日米大学間学生交流について

(委員会開催状況)

7. 1.13 (金) JUSSEP小委員会
2. 9 (木) JUSSEP小委員会
3.15 (水) JUSSEP小委員会
3.20 (月) 常置委員会
4.19 (水) JUSSEP小委員会
5. 8 (月) JUSSEP小委員会
5.30 (火) JUSSEP小委員会

6) 第6常置委員会(大学財政・学費)

- (主要審議事項) ①平成8年度概算要求の取扱い等について
②国立大学の学生納付金の在り方について

(委員会開催状況)

7. 4.11 (火) 常置委員会

(5) 特別委員会 (17回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) ①大学図書館経費実績調査の実施結果について

②図書館予算のあり方について

(委員会開催状況)

7. 5.15 (月) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) ①医学部・附属病院の課題と改善についてのアンケートについて

(委員会開催状況)

6.12.22 (木) 専門委員会

7. 4.25 (火) 特別委員会

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) ①教養教育の改善状況に関するアンケート調査のまとめ

(委員会開催状況)

6.11.29 (火) 専門委員会

12.16 (金) 専門委員会

〃 特別委員会

7. 3.31 (金) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) ①大学における教員養成

—調査結果の考察と提言のとりまとめ—

(委員会開催状況)

7. 1.10 (火) 小委員会

3. 9 (木) 小委員会

〃 特別委員会

4.21 (火) 小委員会

5.23 (金) 特別委員会

〃 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) ①「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査の実施について
(委員会開催状況)

7. 1.30 (月) 調査専門委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成9年度入学者選抜について
②本特別委員会のあり方

(委員会開催状況)

7. 5.12 (金) 特別委員会

〃 第2常置委員会との合同委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) ①生涯学習についての国立大学の果たす役割
(委員会開催状況)

7. 4.10 (月) 特別委員会

(6) その他の諸会合 (11回)

6.11.21 (月) 第4回アジア太平洋大学交流 (UMAP) 会議組織委員会とUMAP小委員会との合同会議

12. 7 (水)~8 (木) 第4回アジア太平洋大学交流 (UMAP) 会議

11.25 (金) 全国高等学校長協会と懇談

11.28 (月) 全国大学高専教職員組合 (全大教) との懇談

7. 3.27 (月) 〃

1.11 (水) 日本私立大学団体連合会と懇談

4.12 (月) 〃

2. 8 (水) 就職問題懇談会

3.10 (金) 科学技術基本法について懇談会

5.11 (木) 特別会計制度協議会

2. 要望その他の諸活動

6.12. 6 (火) 「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」を法務大臣へ提出

7. 2.10 (金) 「短期留学推進に関する調査研究協力者会議」が取りまとめた「短期留学の推進について」(中間報告) についての意見を文部省に提出

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛提出された要望書等は下記の通りである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
6.11. 9	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教務職員制度廃止に関する要望書	第4常置委員会
6.11. 9	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教室系技術職員の専門行政職俸給表移行問題について(要望)	第4常置委員会
6.11.16	全国大学高専教職員組合 (全大教)	国立大学協会第95回総会にあたって (要望)	第4常置委員会
6.12.14	第18回国立大学47 工学系学部長会議 総会	大学院博士課程の充実と設置促進について 大学院修士課程の教育環境の整備について 助手及び教育・研究支援職員の充実について R.A制度の設置について 学部別授業料制度の実施反対について	第1常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会 大学院問題特委
6.12.20	全国高等学校長協会 家庭部会	入試について	第2常置委員会 入試改善特別委
6.12.20	(社)大学婦人協会	雇用における男女平等と教育での人材育成について	第3常置委員会 第4常置委員会
6.12.22	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教室系技術職員の専門行政職俸給表移行問題について(要望)	第4常置委員会
7. 2. 2	全国大学高専教職員組合 (全大教)	俸給の調整額「見直し」に関する要求書	第4常置委員会
7. 2. 6	在日朝鮮人福岡人権セミナー実行委員会	朝鮮高級学校卒業生の日本の国立大学への受験資格認定に関する要請書	第2常置委員会 入試改善特別委
7. 2.13	東京地区大学教職員組合協議会	専行職移行に関する要望書	第1常置委員会 第4常置委員会
7. 3. 6	全国大学高専教職員組合 (全大教)	「国立大学の大学院に関する調査」に対する教務職員問題に関する認識等について(要望)	大学院問題特委 第4常置委員会
7. 3.15	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教室系技術職員問題について(要望)	第4常置委員会

7. 3.15	静岡大学教職員組合	定員外職員（日々雇用職員及び時間雇用職員）の待遇改善に関する要望書	第4常置委員会
7. 3.24	全国大学高専教職員組合 (全大教)	「教務職員制度廃止」の促進について (要望)	第1常置委員会 第4常置委員会
7. 3.24	国立大学理学部長会議	1.デモンストレーター（実験指導員）職の制度化について 2.大学入試センター試験における理科の科目選択を自由にすることについて	第1常置委員会 第2常置委員会 第4常置委員会
7. 3.27	夜間主コース設置 大学学部長会議	夜間主コースの整備に関する要望書	第4常置委員会
7. 3.27	大阪大学教職員組合	教室系技術職員の専門行政職俸給表の早期適用についての要望	第4常置委員会
7. 3.29	全国大学高専教職員組合（全大教） 東北地区協議会	教室系技術職員の早期専行職移行と位置づけの明確化に関する要望	第4常置委員会
7. 4.17	名古屋大学職員組合 定員外職員部会	定員外職員（日々雇用職員及び時間雇用職員）の待遇改善に関する要望	第4常置委員会
7. 4.19	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教室系技術職員の専門行政職俸給表適用に関する最終提言の早期策定について (要望)	第4常置委員会
7. 5.17	全国大学高専教職員組合 (全大教)	教務職員制度廃止に関する要望書	第1常置委員会 第4常置委員会
7. 5.25	全国大学高専教職員組合 (全大教)	俸給の調整額の見直しに関する要望書	第4常置委員会

4. 刊行物

7年2月 【会報】第147号

3月 【教養教育の改善に関する調査報告書】

5月 【大学における教員養成—教員需給の変化に対応する教員養成のあり方—】

6月 【会報】第148号

／ 諸 会 合 ／

平成7年5月～7月

- | | | |
|---------|-------|------------------------|
| 5月8日(月) | 15:00 | 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会 |
| 11日(木) | 10:30 | 特別会計制度協議会 |
| | 14:00 | 国立大学協会の組織運営についての懇談会 |
| 12日(金) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 14:00 | (第84回)入試改善特別委員会 |
| | 15:00 | 第2常置委員会・入試改善特別委員会合同委員会 |
| 15日(月) | 15:00 | 学術情報特別委員会 |
| 19日(金) | 13:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 23日(火) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 25日(木) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 30日(火) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 15:00 | 第5常置委員会JUSSEP小委員会 |
| 6月1日(木) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 14:00 | 理事会 |
| 13日(火) | 10:00 | 国立大学協会第96回総会〔第1日目〕 |
| | 12:00 | 理事会 |
| 14日(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 国立大学協会第96回総会〔第2日目〕 |
| 16日(金) | 10:00 | 第63回事務連絡会議 |
| | 16:30 | 幹事・専門委員懇談会 |
| 20日(火) | 14:00 | 第5常置委員会JUSSEP小委員会打合せ会 |

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成7年7月12日

国立大学協会会長

吉川弘之

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっております。この課題に応えるうえで、まず何よりも大学自身はその教育・研究体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を実施し、それを自らの大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言い難い状況にありますので、さらに以下の諸点及び現在検討されていると聞いております俸給の調整額の見直しにあたっては、現状を下回ることのないよう特段の措置を講ぜられますよう、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職(一)の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の著しい進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材

を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、教育、研究上の功績顕著を優遇するため、特別昇給制度の弾力的運用を図る。

さらに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引上げを図る。

2. 部局長（学生部長、事務局長等を含む。以下「部局長等」という。）について指定職の完全適用を図ること。

部局長等及び教育、研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが、まだ十分な状況とはいえない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置する。

また、特に教育、研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用をさらに拡大する。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、学科長、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者について、管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

特に、学科長については、法令上の職として位置付けられていることを踏まえ、早期に措置する。

なお、部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが、指定職が適用されるまでの間、引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は、高度の専門教育を行うばかりでなく、進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため、各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら、このような多様な教育・研究活動に際して、自費から支出する研究費が少なくないことが、当協会財政基盤調査研究委員会が行った全国調査結果により明らかになっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」(仮称)の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

主として夜間に授業を行う大学・学部の教官は、昼・夜両コースの教育を担当しており、その勤務形態は特殊なものである。

また、夜間主コースでは主として社会人学生を対象としており、教育上多様な対応が必要である。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当協会は、かねてから大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとされ、その適用が見送られてきたところである。

しかしながら当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、先に、各国立大学に対し、教室系技術職員の組織化および研修等についてその実現方を要請し、現在までに職員規模で相当数が組織化され、また、多くの大学において多様な研修が行われている。

「専門行政職俸給表」への移行のための条件が成熟された状況を踏まえて、早期かつ円滑に実現されたい。

また、大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任

を見合う水準に引き上げるよう措置する。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職員制度を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院において看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要なものとなっている。

また、看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され、待遇の改善が図られてきているが、まだ、十分とはいいがたい。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、初任給を含む給与水準の引き上げを引き続き図るほか、夜間看護手当の増額を図る。

また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

（要望先；人事院総裁，文部大臣，
大蔵省主計局給与課長等）

名 簿

(平成7年8月28日現在)

理 事 会

常置委員会

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

特別委員会

教員養成制度特別委員会

教養教育に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

医学教育に関する特別委員会

学術情報特別委員会

入試改善特別委員会

生涯学習特別委員会

<p style="text-align: center;">理 事 会</p> <p style="text-align: center;">○印は常置委員会委員長を兼任</p>	<p style="text-align: center;">第1常置委員会</p> <p style="text-align: center;">(大学の組織・制度, 研究・教育体制)</p>
会 長 吉川 弘之 東京大学長	委員長 金森順次郎 大阪大学長
副会長 井村 裕夫 京都大学長	委 員 西澤 潤一 東北大学長
〃 阿部 謹也 一橋大学長	〃 坪井 昭三 山形大学長
理 事 丹保 憲仁 北海道大学長	〃 津布染喜代治 宇都宮大学長
〃 手代木 涉 弘前大学長	〃 下沢 隆 埼玉大学教授
〃 西澤 潤一 東北大学長	〃 野村 東太 横浜国立大学長
〃 ○江崎玲於奈 筑波大学長	〃 内田 安三 長岡技術科学大学長
〃 丸山 工作 千葉大学長	〃 廣田 榮治 総合研究大学院大学長
〃 木村 孟 東京工業大学長	〃 須藤 正克 福井医科大学長
〃 野村 東太 横浜国立大学長	〃 武村 泰男 三重大学長
〃 岡田 晃 金沢大学長	〃 慶伊 富長 北陸先端科学技術大学院大学長
〃 ○加藤 延夫 名古屋大学長	〃 村松 岐夫 京都大学教授
〃 ○佐々木慎一 豊橋技術科学大学長	〃 加茂 直樹 京都教育大学長
〃 ○金森順次郎 大阪大学長	〃 武田 克之 徳島大学長
〃 西塚 泰美 神戸大学長	〃 中内 光昭 高知大学長
〃 北川 泉 島根大学長	〃 横山 哲夫 長崎大学長
〃 小坂二度見 岡山大学長	〃 木下 和夫 宮崎医科大学長
〃 三木 吉治 愛媛大学長	〃 早坂 祥三 鹿児島大学長
〃 ○和田 光史 九州大学長	専門委員 田中 学 東京大学教授
〃 高田 弘 佐賀大学長	〃 天野 郁夫 東京大学教授
〃 野村 新 大分大学長	
第4委員長 田中 昌一 東京水産大学長	
監 事 堀川 清司 埼玉大学長	
〃 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長	

第2常置委員会 (学科課程・入学試験等)	第3常置委員会 (学生の厚生補導)
委員長 加藤 延夫 名古屋大学長	委員長 佐々木慎一 豊橋技術科学大学長
委員 山田 家正 小樽商科大学長	委員 丹保 憲仁 北海道大学長
" 阿部 博之 東北大学教授	" 新野 直吉 秋田大学長
" 江崎陽一郎 宮城教育大学長	" 小野寺和夫 図書館情報大学長
" 橋本 周久 茨城大学長	" 久々宮 久 東京商船大学長
" 丸山 工作 千葉大学長	" 加藤 章 上越教育大学長
" 蓮見 音彦 東京学芸大学長	" 鈴木 宏 山梨医科大学長
" 太田 次郎 お茶の水女子大学長	" 永井 衛 静岡大学長
" 小川 秋實 信州大学長	" 川島 吉良 浜松医科大学長
" 深谷 松男 金沢大学教授	" 平野 眞一 名古屋大学教授
" 吉田 彌智 名古屋工業大学長	" 池田 修 大阪外国語大学長
" 丸山 和博 京都工芸繊維大学長	" 佐藤 修策 兵庫教育大学長
" 井上篤次郎 神戸商船大学長	" 赤井 達郎 奈良教育大学長
" 北川 泉 島根大学長	" 高橋 和郎 鳥取大学長
" 松浦 正義 岡山大学教授	" 小坂二度見 岡山大学長
" 喜多村 勇 高知医科大学長	" 村田 晃 佐賀大学教授
" 山口 雅也 佐賀医科大学長	" 細川 邦典 九州工業大学長
" 高木良三郎 大分医科大学長	" 野村 新 大分大学長
" 池田 一 宮崎大学長	専門委員 豊岡 照彦 東京大学教授
専門委員 山極 隆 富山大学教授	" 齊藤 彬夫 東京工業大学教授
" 小嶋 秀夫 名古屋大学教授	" 竹内 實 東京大学学生部長
" 荒井 克弘 広島大学教授	

第4常置委員会 (教職員の待遇改善)			第5常置委員会 (大学間の協力)		
委員長	田中 昌一	東京水産大学長	委員長	江崎玲於奈	筑波大学長
委員	保原喜志夫	北海道大学副学長	委員	藤井 英嘉	北海道教育大学長
〃	荒川 卓	室蘭工業大学長	〃	坂村 貞雄	帯広畜産大学長
〃	清水 哲也	旭川医科大学長	〃	原 卓也	東京外国語大学長
〃	船越 昭治	岩手大学長	〃	平山 郁夫	東京芸術大学長
〃	吉原 泰助	福島大学長	〃	木村 孟	東京工業大学長
〃	梶井 功	東京農工大学長	〃	有山 正孝	電気通信大学長
〃	伊東 壯	山梨大学長	〃	水岡不二雄	一橋大学教授
〃	大谷 毅	信州大学教授	〃	佐々木 博	富山医科薬科大学長
〃	岡田 晃	金沢大学長	〃	金城 俊夫	岐阜大学長
〃	仲井 豊	愛知教育大学長	〃	加藤 幹太	滋賀大学長
〃	下井 隆史	神戸大学教授	〃	岡田 慶夫	滋賀医科大学長
〃	浅野 徹	和歌山大学長	〃	川島 慶雄	大阪大学教授
〃	櫻井 洸	奈良先端科学技術 大学院大学長	〃	原田 康夫	広島大学長
〃	高折 修二	島根医科大学長	〃	岡市 友利	香川大学長
〃	野地 潤家	鳴門教育大学長	〃	三木 吉治	愛媛大学長
〃	田代 高英	福岡教育大学長	〃	西村 重雄	九州大学教授
〃	高田 弘	佐賀大学長	〃	吉田 將	九州芸術工科大学長
〃	森野 能昌	熊本大学長	〃	砂川 恵伸	琉球大学長
専門委員	小島 圭二	東京大学教授			
〃	長松 昭男	東京工業大学教授			
〃	磯野 守正	長岡技術科学大学 事務局長			
〃	黒崎 勝之	一橋大学事務局長			
〃	菅原 正弘	東京大学庶務部長			

第6常置委員会 (大学財政・学費)	教員養成制度特別委員会 ○印は小委員会委員
委員長 和田 光史 九州大学長	委員長○蓮見 音彦 東京学芸大学長
委員 平林 眞 北見工業大学長	委員○横須賀 薫 宮城教育大学教授
“ 手代木 涉 弘前大学長	“ 吉原 泰助 福島大学長
“ 松井 一麿 東北大学教授	“ 堀川 清司 埼玉大学長
“ 石川 英一 群馬大学長	“ ○椎名 萬吉 千葉大学教授
“ 堀川 清司 埼玉大学長	“ ○篠田 弘 名古屋大学教授
“ 宮島 洋 東京大学教授	“ 武村 泰男 三重大学長
“ 鈴木 章夫 東京医科歯科大学長	“ 加茂 直樹 京都教育大学長
“ 武藤 輝一 新潟大学長	“ ○山田 昇 奈良女子大学教授
“ 小黒 千足 富山大学長	“ 野地 潤家 鳴門教育大学長
“ 神野 博 福井大学長	“ ○金谷 茂 愛媛大学教授
“ 佐和 隆光 京都大学教授	“ 田代 高英 福岡教育大学長
“ 木下 繁彌 大阪教育大学長	“ 野村 新 大分大学長
“ 西塚 泰美 神戸大学長	“ ○岡本 洋三 鹿児島大学教授
“ 田村 淑 奈良女子大学長	専門委員○関口 茂久 滋賀大学教授
“ 村上 憲 山口大学長	
“ 入野 昭三 香川医科大学長	
“ 今村 武俊 鹿屋体育大学長	
専門委員 菊川 治 東京医科歯科大学 事務局長	
“ 中林 勝男 京都大学事務局長	

教養教育に関する特別委員会	大学院問題特別委員会
委員長 坪井 昭三 山形大学長	委員長 武藤 輝一 新潟大学長
委員 平林 眞 北見工業大学長	委員 山田 家正 小樽商科大学長
" 橋本 周久 茨城大学長	" 船越 昭治 岩手大学長
" 小黒 千足 富山大学長	" 石川 英一 群馬大学長
" 岡市 友利 香川大学長	" 蓮見 音彦 東京学芸大学長
" 森野 能昌 熊本大学長	" 神野 博 福井大学長
" 池田 一 宮崎大学長	" 金森順次郎 大阪大学長
専門委員 石黒 満 山形大学教授	" 森野 能昌 熊本大学長
" 福田 泰二 千葉大学教授	専門委員 鈴木 庄亮 群馬大学教授
" 小林 啓二 東京大学教授	" 齊藤 義明 新潟大学教授
	" 生田 孝至 新潟大学教授
	" 似田貝香門 東京大学教授
	" 松尾 稔 名古屋大学教授
	" 江原 武一 京都大学教授
	" 早津 彦哉 岡山大学教授
	" 有本 章 広島大学教授
	" 土屋 幸雄 新潟大学事務局長

医学教育に関する特別委員会	学術情報特別委員会
委員長 石川 英一 群馬大学長	委員長 木村 孟 東京工業大学長
委員 坪井 昭三 山形大学長	委員 荒川 卓 室蘭工業大学長
" 武藤 輝一 新潟大学長	" 吉原 泰助 福島大学長
" 佐々木 博 富山医科薬科大学長	" 藤野 幸雄 図書館情報大学副学長
" 川島 吉良 浜松医科大学長	" 開原 成允 東京大学教授
" 岡田 慶夫 滋賀医科大学長	" 齊藤 忠夫 東京大学教授
" 武田 克之 徳島大学長	" 有山 正孝 電気通信大学長
" 山口 雅也 佐賀医科大学長	" 野村 東太 横浜国立大学長
" 森野 能昌 熊本大学長	" 林 英輔 山梨大学教授
専門委員 中里 洋一 群馬大学教授	" 村上 憲 山口大学長
" 青木 繁伸 群馬大学教授	" 吉田 将 九州芸術工科大学長
" 橘 正道 千葉大学教授	専門委員 吉田 大輔 横浜国立大学助教授
" 武藤徹一郎 東京大学教授	" 近藤禮提男 東京大学図書館事務部長
" 大山 喬史 東京医科歯科大学教授	臨時専門委員 井上 如 学術情報センター教授
" 斎藤 英彦 名古屋大学教授	

入試改善特別委員会	生涯学習特別委員会
委員長 井村 裕夫 京都大学長	委員長 阿部 謹也 一橋大学長
委員 丹保 憲仁 北海道大学長	委員 荒川 卓 室蘭工業大学長
" 坪井 昭三 山形大学長	" 船越 昭治 岩手大学長
" 平林 民雄 筑波大学教授	" 津布楽喜代治 宇都宮大学長
" 石川 英一 群馬大学長	" 佐々木慎一 豊橋技術科学大学長
" 市川 定夫 埼玉大学教授	" 田村 淑 奈良女子大学長
" 天野 郁夫 東京大学教授	" 原田 康夫 広島大学長
" 太田 次郎 お茶の水女子大学長	" 岡市 友利 香川大学長
" 阿部 謹也 一橋大学長	" 高田 弘 佐賀大学長
" 加藤 延夫 名古屋大学長	" 横山 哲夫 長崎大学長
" 吉田 彌智 名古屋工業大学長	" 砂川 恵伸 琉球大学長
" 藤田 茂夫 京都大学教授	専門委員 山本 恒夫 筑波大学教授
" 天野 正輝 京都大学教授	" 小川 剛 お茶の水女子大学教授
" 岡市 友利 香川大学長	" 佐々木正治 広島大学教授
" 和田 光史 九州大学長	
臨時委員 松井 榮一 京都教育大学名誉教授	

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(後 任)
北海道教育大学長	谷 本 一 之	藤 井 英 嘉
東京医科歯科大学	山 本 肇	鈴 木 章 夫
愛知教育大学	將 積 茂	仲 井 豊
滋 賀 大 学	尾 上 久 雄	加 藤 幹 太

○ 委員の委嘱

第5常置委員会 阿 部 純 二 (東北大学教授)
JUSSEP小委員会

○ 専門委員の委嘱 (継続依頼)

第4常置委員会 黒 崎 勝 之 (一橋大学事務局長)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養教育に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
 - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 長い冷たい梅雨が終りを告げると同時に、猛暑の夏が到来しました。当協会主催の訪米調査団も猛暑の中、米国西海岸及び東海岸の有名10大学を訪問視察し、実り多き成果を携えて、先般、無事帰国いたしました。
- * 吉川会長には、7月下旬、東京大学とマッセイ大学との学术交流協定締結のためニュージーランド国を訪問いたしました。吉川会長は、その際、6月開催の第96回総会でご承認いただいた国大協とニュージーランド大学長協会との学术交流協定について、7月24日、ニュージーランド大学長協会 Bruce J. Ross 会長と調印を交わしました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、西澤東北大学長にお願いして「教育と研究の多様化を進めよう」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(T)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成7年8月28日 印刷
平成7年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第149号

(第45巻第3号 通巻第149号)

編集兼
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電 話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)
03 (3813) 0647
F A X 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社